

---

ひたちなか  
しあわせプラン 21（第 5 期）

---

ひたちなか市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画  
（平成 24 年度～平成 26 年度）

平成 24 年 3 月

ひたちなか市





## はじめに

わが国においては、戦後生まれの「団塊の世代」が65歳に達し、今後、人口の高齢化は急速に進むと予測されております。世帯の核家族化により、高齢者世帯の増加とそれに伴い老々介護世帯への対応など、新たな課題が生じてきております。

平成12年4月に創設された介護保険制度は施行から10年が過ぎ、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして着実に浸透・定着してきましたが、平成17年には、制度の維持可能性を高めることを目的とした大幅な改正が行われ、要支援・要介護状態になることを防ぐための介護予防事業や要支援認定者に対する介護予防サービス、地域包括支援センターなどが創設されました。

こうした制度改正を踏まえて、本市では平成21年に策定した「しあわせプラン21（第4期）」に基づき介護サービス基盤の整備や介護予防事業の推進、地域包括支援センターの機能強化などに重点を置き、介護保険事業及び高齢者福祉施策等を推進してまいりました。

このたび策定した「しあわせプラン21（第5期）」は、高齢者ができる限り住みなれた地域で安心して生活が送れるようにするための地域包括ケア体制の構築をはじめ、介護サービス基盤の整備、認知症高齢者支援対策などに引き続き重点を置きながら、平成24年度からの3カ年の本市の高齢者福祉施策及び介護保険事業の方向性を示したものでございます。

今後も、基本目標である「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」の実現に向けた施策を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様や関係者の方々のなお一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、専門的な立場からご助言・ご指導を賜りました「ひたちなか市高齢者福祉計画推進委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様には深く感謝申し上げます。

平成24年3月

ひたちなか市長 本間 源基



---

---

## 目 次

---

---

|                         |    |
|-------------------------|----|
| (総 論)                   | 1  |
| 第1章 計画の基本的な考え方          | 2  |
| 1 計画策定の背景               | 2  |
| 2 計画の性格及び他の計画との調和       | 2  |
| 3 計画の法的位置付け             | 2  |
| 4 計画期間                  | 3  |
| 5 計画の推進体制               | 3  |
| 第2章 高齢者を取りまく状況          | 4  |
| 1 人口の動向                 | 4  |
| (1) 人口の推移               | 4  |
| (2) 人口の推計               | 6  |
| 2 高齢者の状況                | 9  |
| (1) 高齢者の世帯と住居状況         | 9  |
| (2) 高齢者の就労状況            | 10 |
| 3 日常生活圏域ニーズ調査結果の概要      | 11 |
| (1) 日常生活圏域ニーズ調査         | 11 |
| ①基本チェックリスト項目            | 11 |
| ②転倒リスクについて              | 13 |
| ③日常生活・社会参加について          | 14 |
| a 老研式活動能力指標による評価結果      | 14 |
| b 相談等について               | 15 |
| c 生きがい・社会参加について         | 15 |
| ④健康について                 | 16 |
| a 健康感                   | 16 |
| b 疾病の状況                 | 16 |
| 第3章 本市の課題と計画の基本目標及び基本方針 | 17 |
| 1 課題                    | 17 |
| 2 基本理念                  | 17 |
| 3 基本方針                  | 17 |
| (各 論)                   | 19 |
| 第4章 各 論                 | 20 |
| 施策の体系                   | 20 |
| 基本方針1 介護保険事業の充実         | 23 |
| 1 日常生活圏域の設定             | 23 |
| (1) 基本的な考え方             | 23 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (2) 本市における日常生活圏域の設定.....          | 23 |
| (3) 本市における日常生活圏域ごとの特徴.....        | 23 |
| (4) 日常生活圏域ごとの概況.....              | 26 |
| (5) 介護サービス基盤整備の状況.....            | 26 |
| ①概要.....                          | 26 |
| ②日常生活圏域別の状況.....                  | 27 |
| 2 要介護者等の現状と将来推計.....              | 28 |
| (1) 要介護度別認定者数.....                | 28 |
| 3 介護保険の円滑な運営.....                 | 29 |
| 4 居宅サービス.....                     | 31 |
| (1) 現状及び今後の方針.....                | 31 |
| ①利用者の要介護度.....                    | 31 |
| ②居宅サービスの利用状況.....                 | 32 |
| ③居宅サービスの対支給限度額比.....              | 32 |
| (2) サービス別見込量.....                 | 33 |
| ①訪問介護・介護予防訪問介護.....               | 34 |
| ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護.....           | 36 |
| ③訪問看護・介護予防訪問看護.....               | 38 |
| ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション..... | 40 |
| ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導.....       | 42 |
| ⑥通所介護・介護予防通所介護.....               | 44 |
| ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション..... | 46 |
| ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護.....       | 48 |
| ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護.....       | 50 |
| ⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護..... | 52 |
| ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与.....           | 54 |
| ⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売.....       | 56 |
| ⑬住宅改修・介護予防住宅改修.....               | 58 |
| ⑭居宅介護支援・介護予防支援.....               | 60 |
| 5 施設サービス.....                     | 63 |
| (1) 現状及び今後の方針.....                | 63 |
| (2) サービス別見込量.....                 | 64 |
| ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）.....         | 64 |
| ②介護老人保健施設.....                    | 66 |
| ③介護療養型医療施設.....                   | 68 |
| 6 地域密着型サービス.....                  | 71 |
| (1) 居宅、施設・居住系サービスの整備状況.....       | 71 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (2) サービス別見込量                   | 72 |
| ①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護     | 72 |
| ②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護   | 74 |
| ③認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 | 76 |
| ④定期巡回・随時対応型訪問介護・看護             | 78 |
| ⑤複合型サービス                       | 79 |
| ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護          | 80 |
| ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護              | 81 |
| ⑧夜間対応型訪問介護                     | 81 |
| 7 地域支援事業                       | 82 |
| (1) 介護予防事業                     | 83 |
| ①二次予防事業                        | 83 |
| ②一次予防事業                        | 83 |
| (2) 包括的支援事業                    | 83 |
| ①地域包括支援センター（おとしより相談センター）       | 83 |
| ②地域包括支援センター運営部会                | 83 |
| ③在宅介護支援センター                    | 84 |
| (3) 任意事業                       | 85 |
| ①介護給付等費用適正化事業                  | 85 |
| ③介護研修会事業                       | 86 |
| ②家族介護支援事業                      | 86 |
| (4) その他の事業                     | 86 |
| ①成年後見制度利用支援事業                  | 86 |
| ②住宅改修支援事業                      | 87 |
| ③地域自立生活支援事業                    | 87 |
| a 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業            | 87 |
| ④地域介護ヘルパー養成研修事業                | 87 |
| ⑤介護相談員派遣事業                     | 88 |
| 8 介護保険施設サービス等の基盤整備の目標量         | 89 |
| (1) 施設・居住系サービスの整備について          | 89 |
| (2) 地域密着型サービスの整備について           | 89 |
| (3) その他の施設サービス                 | 90 |
| ①養護老人ホーム                       | 90 |
| ②ケアハウス                         | 90 |
| ③有料老人ホーム                       | 91 |
| 9 介護保険サービス事業費用と保険料の見込み         | 92 |
| (1) 介護給付費，予算等の状況               | 92 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| ①介護給付費の状況.....               | 92  |
| ②介護保険給付費予算等の状況.....          | 92  |
| (2) 介護保険料について.....           | 93  |
| ①第1号被保険者の保険料.....            | 93  |
| ②介護保険料の徴収状況.....             | 94  |
| ③第5期の介護保険料.....              | 94  |
| (3) 介護保険料, 利用料の減免措置について..... | 96  |
| ①保険料の軽減措置.....               | 96  |
| ②利用料の減免措置.....               | 96  |
| (4) 介護保険給付費及び地域支援事業費の見込..... | 97  |
| ①介護サービス量の見込.....             | 97  |
| ②介護保険給付費の見込.....             | 97  |
| ③地域支援事業費の見込.....             | 98  |
| (5) 第1号被保険者保険料の算定.....       | 98  |
| ①保険料基準額の算定.....              | 98  |
| ②所得段階別第1号被保険者数と保険料額.....     | 99  |
| 基本方針2 介護予防施策等の推進.....        | 100 |
| 1 健康づくり.....                 | 100 |
| (1) 重点的取組事項.....             | 100 |
| ①ときめき元気塾.....                | 100 |
| ②元気アップ体操.....                | 100 |
| (2) 分野別取組.....               | 101 |
| ①栄養・食生活.....                 | 101 |
| ②身体活動・運動.....                | 101 |
| ③休養・こころの健康.....              | 101 |
| ④健康管理.....                   | 101 |
| 2 介護予防事業.....                | 102 |
| (1) 二次予防事業.....              | 103 |
| ①二次予防事業の対象者把握事業.....         | 103 |
| a お元気訪問事業.....               | 103 |
| ②通所型介護予防事業.....              | 104 |
| ③訪問型介護予防事業.....              | 105 |
| a 閉じこもり予防・支援.....            | 105 |
| b 認知症予防・支援.....              | 105 |
| c うつ予防・支援.....               | 105 |
| d 口腔機能の向上.....               | 105 |
| e 栄養改善.....                  | 105 |



|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ④二次予防事業評価事業.....                   | 105 |
| (2) 一次予防事業.....                    | 106 |
| ①介護予防普及啓発事業.....                   | 106 |
| a 健康教育.....                        | 106 |
| b 介護予防教室（はつらつ運動教室, 栄養満点・健口教室）..... | 106 |
| ②地域介護予防活動支援事業.....                 | 107 |
| a 生きがい対策事業.....                    | 107 |
| ③一次予防評価事業.....                     | 107 |
| 基本方針3 地域包括ケアの推進（地域での支えあいの推進）.....  | 108 |
| 1 在宅生活を支えるサービス.....                | 108 |
| (1) 小地域ネットワーク事業.....               | 108 |
| (2) 緊急通報システム事業.....                | 109 |
| (3) 配食サービス事業.....                  | 110 |
| (4) 愛の定期便事業.....                   | 111 |
| (5) 福祉電話貸与事業.....                  | 111 |
| (6) ふれあい電話相談事業.....                | 112 |
| (7) ホームヘルパー派遣事業.....               | 112 |
| (8) 生活管理指導短期宿泊事業.....              | 113 |
| (9) 介護者支援事業.....                   | 114 |
| ①介護研修会事業.....                      | 114 |
| ②介護交流・リフレッシュ事業.....                | 115 |
| ③介護慰労金支給事業.....                    | 115 |
| (10) 在宅ねたきり高齢者等おむつ助成事業.....        | 116 |
| (11) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業.....           | 116 |
| (12) 在宅高齢者短期保護事業.....              | 117 |
| (13) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業.....      | 117 |
| (14) 高齢者住宅整備資金貸付事業.....            | 118 |
| 2 地域包括ケア体制の構築.....                 | 119 |
| (1) 地域包括支援センター（おとしより相談センター）.....   | 119 |
| (2) 地域ケア会議の開催.....                 | 121 |
| (3) 地域ケアシステムの充実.....               | 121 |
| 3 地域福祉活動の充実.....                   | 122 |
| (1) 老人相談員活動.....                   | 122 |
| 4 関係団体との連携.....                    | 123 |
| (1) 社会福祉協議会.....                   | 123 |
| (2) 自治会.....                       | 123 |
| (3) 民生委員児童委員協議会.....               | 123 |

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| (4) 高齢者クラブ.....                    | 1 2 4 |
| (5) ボランティア.....                    | 1 2 4 |
| (6) NPO法人.....                     | 1 2 4 |
| 5 福祉意識の醸成.....                     | 1 2 5 |
| (1) 福祉教育の実践.....                   | 1 2 5 |
| (2) 地域介護ヘルパー養成研修事業.....            | 1 2 5 |
| (3) 情報の提供.....                     | 1 2 6 |
| 基本方針4 認知症高齢者支援対策の推進.....           | 1 2 7 |
| 1 認知症に対する知識の普及・啓発の取組み.....         | 1 2 7 |
| (1) 認知症サポーター養成講座.....              | 1 2 7 |
| (2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との連携..... | 1 2 7 |
| 2 権利擁護の取組み.....                    | 1 2 8 |
| (1) 成年後見制度利用支援事業.....              | 1 2 8 |
| (2) 日常生活自立支援事業.....                | 1 2 9 |
| (3) 成年後見支援センター（仮称）の設置.....         | 1 2 9 |
| 3 家族の支援.....                       | 1 3 0 |
| (1) 位置探索機器貸出.....                  | 1 3 0 |
| 基本方針5 生きがいづくりと社会参加の促進.....         | 1 3 1 |
| 1 生きがい活動の推進.....                   | 1 3 1 |
| (1) 老人福祉センター.....                  | 1 3 1 |
| (2) 高齢者クラブ.....                    | 1 3 3 |
| (3) 高齢者ふれあいサロン.....                | 1 3 3 |
| (4) ハーモニーセンター.....                 | 1 3 4 |
| (5) ワイワイふれあい館.....                 | 1 3 4 |
| (6) 総合老人保健センター「ひぬま荘」.....          | 1 3 4 |
| 2 敬老事業.....                        | 1 3 5 |
| (1) 敬老会.....                       | 1 3 5 |
| (2) 敬老祝金.....                      | 1 3 5 |
| 3 社会参加の促進.....                     | 1 3 6 |
| (1) 高齢者の就労支援.....                  | 1 3 6 |
| 基本方針6 生活・居住環境の向上.....              | 1 3 7 |
| 1 高齢者に配慮したまちづくりの推進.....            | 1 3 7 |
| (1) 公共公益施設の整備.....                 | 1 3 7 |
| (2) 移動手段の確保.....                   | 1 3 7 |
| ①コミュニティバス（スマイルあおぞらバス）.....         | 1 3 7 |
| ②福祉バス.....                         | 1 3 8 |
| ③福祉有償運送.....                       | 1 3 8 |

|               |                            |     |
|---------------|----------------------------|-----|
| 2             | 高齢者に向けた住宅整備の促進.....        | 139 |
| (1)           | サービス付き高齢者向け住宅.....         | 139 |
| (2)           | シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）.....   | 139 |
| 3             | 安全な生活環境の確保.....            | 140 |
| (1)           | 防火・防災対策.....               | 140 |
| (2)           | 防犯対策.....                  | 140 |
| (3)           | 交通安全対策.....                | 141 |
| (4)           | 消費生活対策.....                | 141 |
| 参考資料・データ..... |                            | 142 |
| 1             | ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議設置要綱..... | 142 |
| 2             | ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議委員名簿..... | 144 |
| 3             | 策定の経過.....                 | 145 |
| 4             | 市内の老人福祉施設等一覧.....          | 146 |
| 5             | 日常生活圏域ニーズ調査票.....          | 147 |
| 6             | 用語解説.....                  | 155 |



# 総論

# 第1章 計画の基本的な考え方

---

## 1 計画策定の背景

介護保険制度は、将来の超高齢社会の到来に対する高齢者の安心と直面する介護問題を社会全体で支えるしくみとして平成12年4月に創設され、以来、要介護認定者数やサービス利用量も年々増加し、居宅サービス、施設サービスなど介護サービスの供給体制も着実に整備されてきました。

このような中、平成17年に「明るく活力のある超高齢社会の構築」、「制度の維持可能性」等の基本的視点に基づき「予防重視型システムへの確立」や「新たなサービス体系の確立」などを柱とする大幅な制度改正が行われ、平成18年度から新予防給付や地域支援事業、地域密着型サービスや地域包括支援センターなど新たなサービス等が創設されました。

また、この改正では平成27年における高齢者介護の姿を見据えた一貫性・連動性のある介護保険事業計画を策定することとなり、本市においても第3期（平成18年度から平成20年度）のひたちなか市高齢者福祉・介護保険事業計画（以下、「しあわせプラン21」という。）及び第4期（平成21年度から平成23年度）しあわせプラン21において「介護サービス基盤の整備」や「介護予防の推進」、「認知症高齢者支援対策の推進」などを基本方針として、高齢者の介護・福祉等の推進を図ってきました。

今回の第5期介護保険事業計画の策定にあたり、国は「地域包括ケアの構築」を理念として示しています。この「地域包括ケア」とは高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して生活が送れるよう「医療」、「介護」、「予防」、「見守り、配食などの多様な生活支援」並びに「住まい」などを一体的に提供していく考え方であり、本市においても、この理念をふまえて、これまでの計画や平成27年（2015年）の将来像をふまえた9年間のまとめとして、第5期しあわせプラン21を策定するものです。

## 2 計画の性格及び他の計画との調和

第5期しあわせプラン21は、第4期しあわせプラン21（平成21年度から23年度）を高齢者の実態や社会動向にあわせて見直すものです。

また、「ひたちなか市第2次総合計画基本構想」をふまえ、高齢者に向けた介護、福祉施策を総合的に展開し、「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」を目指すとともに、関連する国、県、ならびに各所管で定める計画との調和を保つものとします。

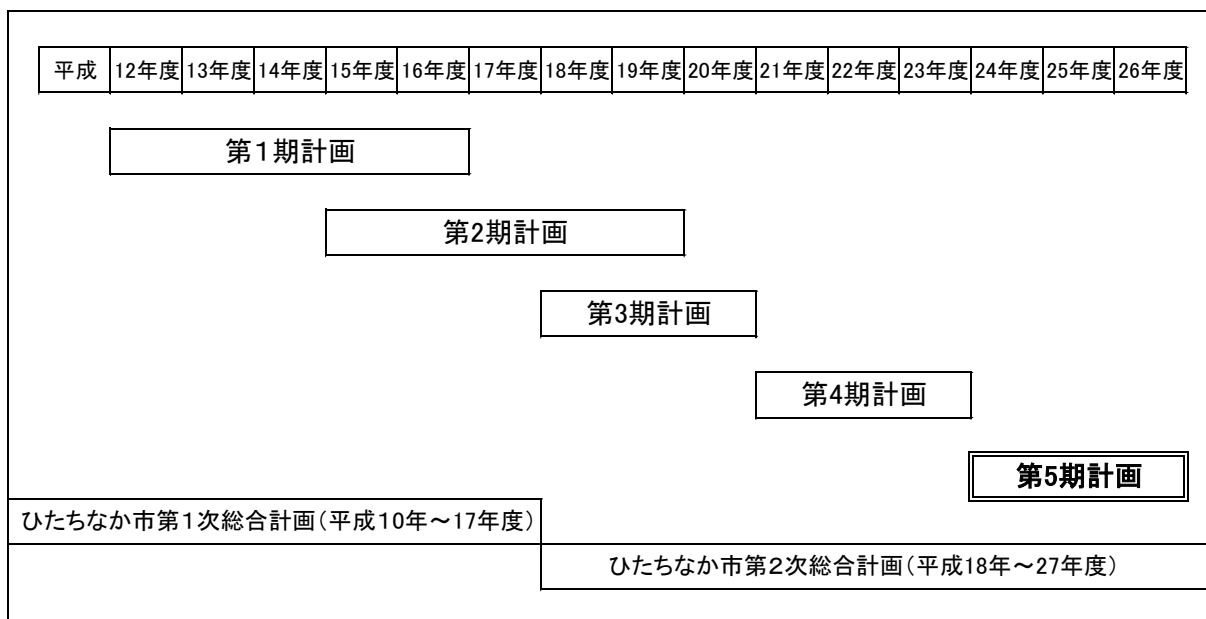
## 3 計画の法的位置付け

第5期しあわせプラン21は、老人福祉法の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に構成したものです。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、第2期の平成17年度までは3年ごとに5年を1期として定めていましたが、平成18年の介護保険法改正により、第3期からは3年を1期とする計画期間となりました。

## 4 計画期間

本計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度までの3年間を計画期間とします。



## 5 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、介護保険事業並びに福祉サービスについて、供給体制の整備や計画推進に向けての取り組み等、計画の実施状況を評価する必要があるため、医療、介護、被保険者の各代表や学識経験者等で構成する「ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議」において、進捗状況等を把握するとともに、事業の総合的な推進を図っていきます。

地域包括支援センター運営部会においては、地域包括支援センターにおける事業の適切な運営と公正・中立性観点から運営されているかを点検し協議を行っていくものとします。

地域密着型サービス運営部会においては、地域密着型サービスにおける事業所指定及び指定更新等について協議を行っていくものとします。

## 第2章 高齢者を取りまく状況

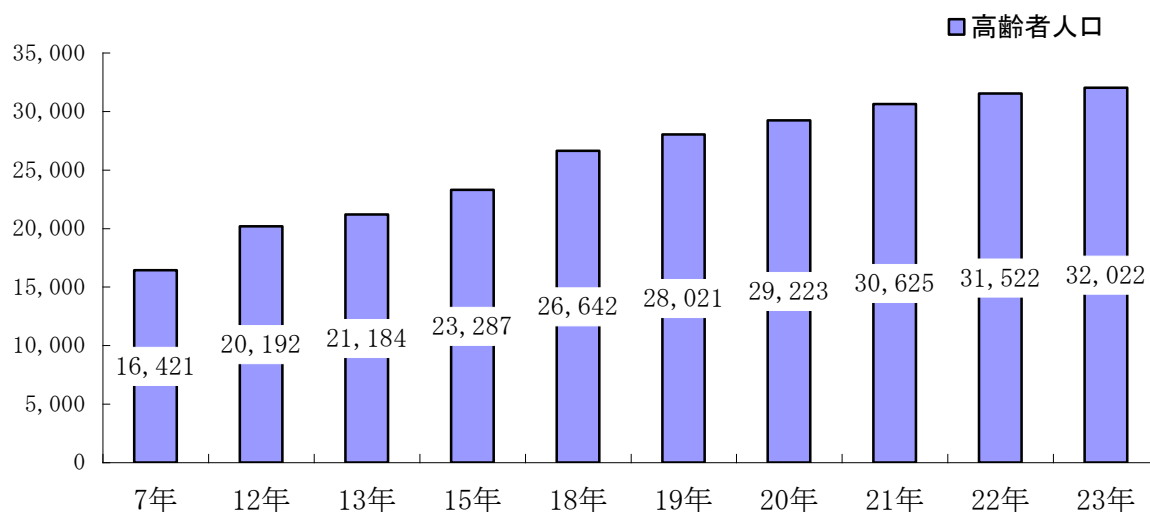
### 1 人口の動向

#### (1) 人口の推移

本市の総人口は、平成23年4月1日現在158,414人となっており、10年間で5,134人、5年間で2,962人増えています。

少子高齢化の進展に伴い、本市においても65歳以上の高齢者は増加傾向にあり、市の高齢化率は、国（23.0%・平成22年国勢調査）や茨城県（22.5%・平成22年国勢調査）に比べると低いものの、この3年間で平成20年の18.6%から平成23年の20.2%と1.6ポイント上昇しています。

(グラフ2-1) 高齢者（65歳以上）の人口推移（単位：人）





(表 2-1) 人口の推移 (単位：人・%)

各 4 月 1 日現在

| 区 分     | 総人口     | 65 歳以上         | 75 歳以上        |
|---------|---------|----------------|---------------|
| 平成 7 年  | 147,146 | 16,421 (11.2%) | 6,288 (4.3%)  |
| 平成 12 年 | 152,534 | 20,192 (13.2%) | 8,036 (5.3%)  |
| 平成 13 年 | 153,280 | 21,184 (13.8%) | 8,504 (5.5%)  |
| 平成 15 年 | 153,783 | 23,287 (15.1%) | 9,424 (6.1%)  |
| 平成 18 年 | 155,452 | 26,642 (17.1%) | 10,882 (7.0%) |
| 平成 19 年 | 156,444 | 28,021 (17.9%) | 11,396 (7.3%) |
| 平成 20 年 | 156,886 | 29,223 (18.6%) | 11,963 (7.6%) |
| 平成 21 年 | 157,618 | 30,625 (19.4%) | 12,588 (8.0%) |
| 平成 22 年 | 158,394 | 31,522 (19.9%) | 13,163 (8.3%) |
| 平成 23 年 | 158,414 | 32,022 (20.2%) | 13,823 (8.7%) |

※ 「75 歳以上人口」は、「65 歳以上人口」の内数。

(表 2-2) 年齢別人口 (単位：人)

平成 23 年 4 月 1 日現在

| 区 分       | 男      | 女      | 計 (A)       | 比 率(%)      |
|-----------|--------|--------|-------------|-------------|
| 65 歳～69 歳 | 4,821  | 4,928  | 9,749       | (A)/(B) 6.2 |
| 70 ～ 74   | 4,251  | 4,199  | 8,450       | 5.3         |
| 75 ～ 79   | 2,866  | 3,266  | 6,132       | 3.9         |
| 80 ～ 84   | 1,703  | 2,373  | 4,076       | 2.6         |
| 85 ～ 89   | 745    | 1,578  | 2,323       | 1.5         |
| 90 歳以上    | 310    | 982    | 1,292       | 0.8         |
| 計         | 14,696 | 17,326 | 32,022      | 20.2        |
| 総人口       | 79,619 | 78,795 | (B) 158,414 |             |

## (2) 人口の推計

わが国の人口は、緩やかに減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は世界に類を見ない速さで増加し、平成27年（2015）には、人口の4人に1人以上が高齢者になると予測されています。

茨城県では、茨城県総合計画（いきいき いばらき生活大県プラン）（平成23年度～平成27年度）の中で、「平成17年にわずかながら減少に転じ、その傾向は現在も続いている。」としており、今後つくばエクスプレス沿線などを中心に、一定の人口の定着は見込まれるものの、県全体としては、少子高齢化の影響により人口の自然減少が進むことから、平成32年（2020年）には、概ね285万人程度まで減少すると見込んでいます。

こうした中、本市の今後3年間（平成24年～26年）の人口推計では、総人口はわずかながら増加すると見込まれますが、人口構成は、40歳未満人口が減少する一方で、65歳以上の比率は年々高くなり、平成26年には23.0%になると見込んでいます。

介護保険被保険者数の推計では、平成18年と平成26年を比較すると、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）数が6.7ポイント増となり、第1号被保険者（65歳以上）数は34.0ポイント増と著しく増加すると予測しています。

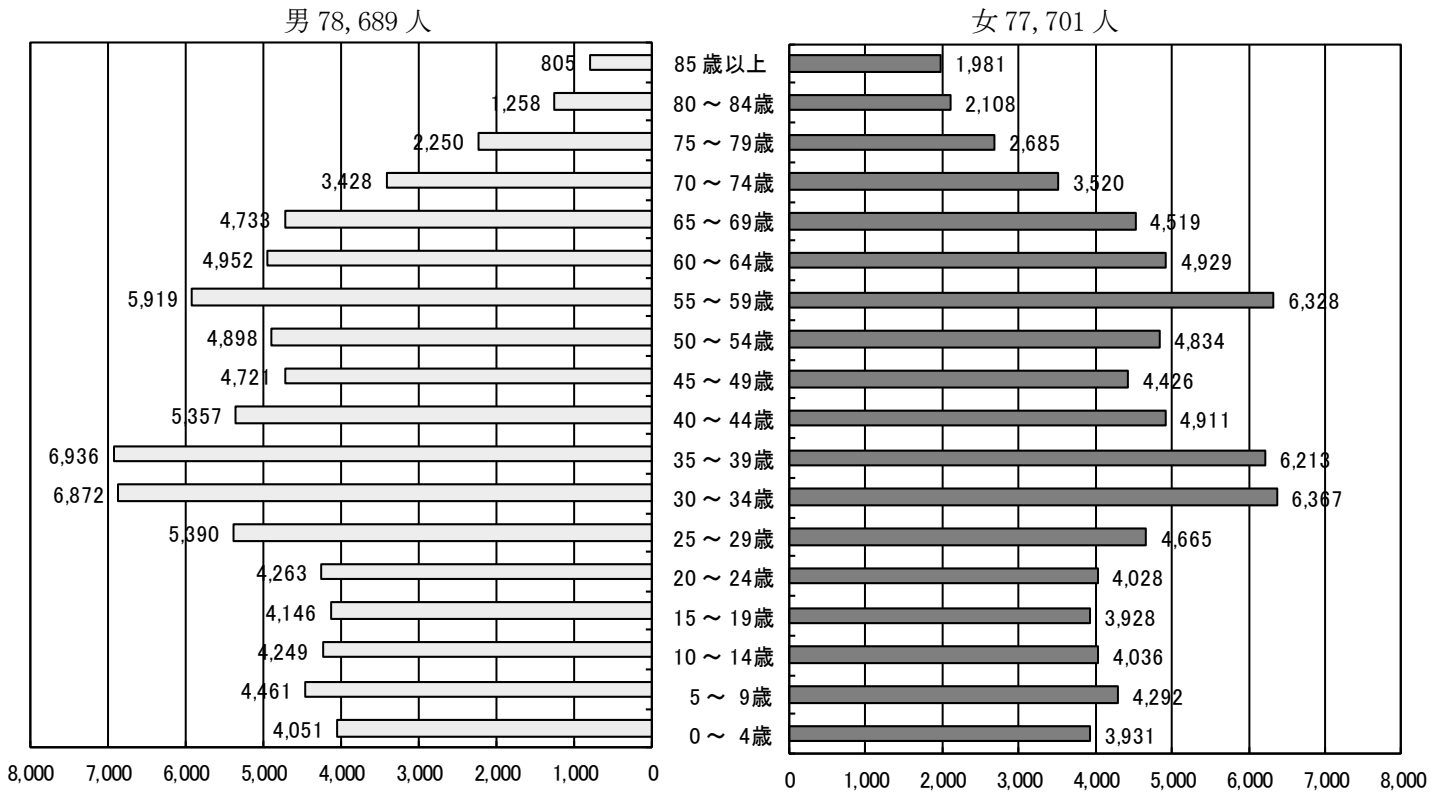
(表 2-3) 市の人口・介護保険被保険者数推計 (単位：人)

| 区 分     | 平成18年             | 平成21年   | 平成22年   | 平成23年   | 平成24年   | 平成25年   | 平成26年   |        |
|---------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 総人口     | 156,390           | 158,203 | 158,462 | 158,511 | 158,681 | 158,851 | 159,021 |        |
| 40歳未満   | 77,828            | 75,116  | 73,867  | 72,425  | 70,840  | 69,210  | 67,756  |        |
| 40歳以上合計 | 78,562            | 83,087  | 84,595  | 86,086  | 87,841  | 89,641  | 91,265  |        |
| 内 訳     | 40～64歳            | 51,275  | 51,991  | 52,797  | 53,786  | 54,205  | 54,555  | 54,691 |
|         | 65歳以上合計           | 27,287  | 31,096  | 31,798  | 32,300  | 33,636  | 35,086  | 36,574 |
|         | 65～74歳<br>(前期高齢者) | 16,200  | 18,304  | 18,393  | 18,322  | 18,731  | 19,255  | 19,957 |

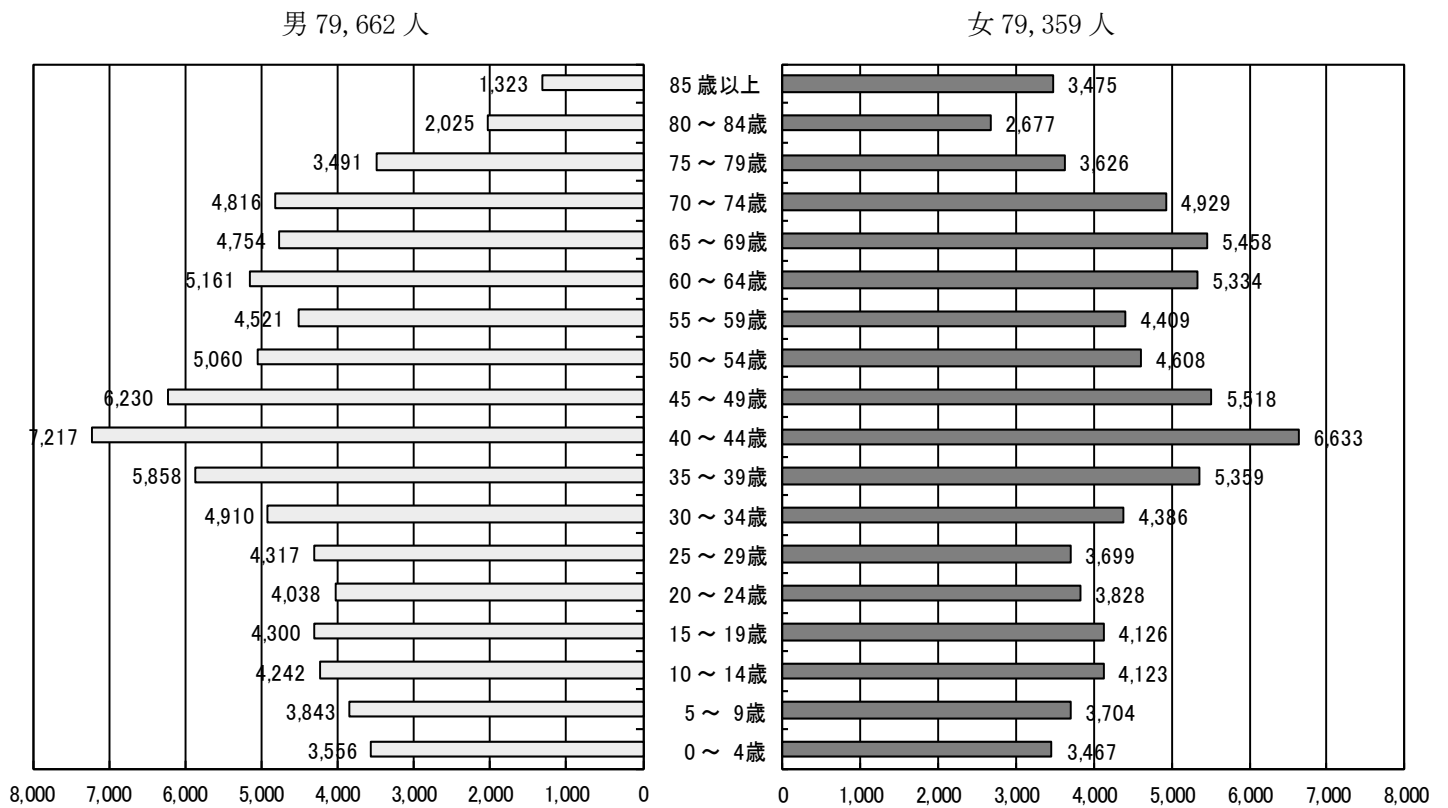
※平成24年度以降は、平成23年10月1日住民基本台帳を基準に推計。(各年10月1日現在)

※介護保険制度は、被保険者の保険料等で運営され、被保険者の特定は住民基本台帳をもとにしていることから、住民基本台帳を基準に人口推計を行っています。

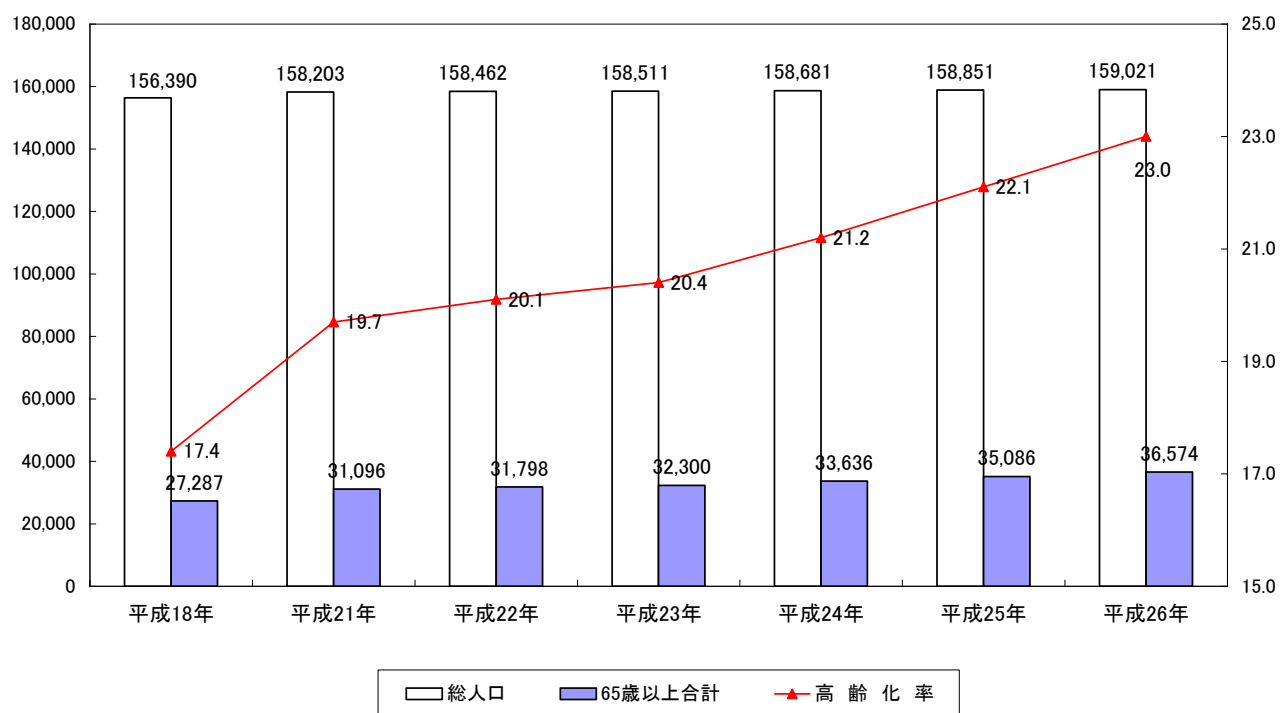
(グラフ 2-2) 平成 18 年の人口構成 (単位 : 人)



(グラフ 2-3) 平成 26 年の推計人口構成 (単位 : 人)



(グラフ 2-4) 人口の推移 (単位: 人・%)



## 2 高齢者の状況

### (1) 高齢者の世帯と住居状況

本市の高齢者のいる世帯数は増加傾向にあり、平成22年国勢調査では20,882世帯で、平成17年10月の調査と比較して3,465世帯（世帯構成比：3.7ポイント増）、平成12年10月から10年間で6,770世帯（世帯構成比：8.2ポイント増）増加しています。

高齢者のいる世帯の住居の状況は、本市においては持ち家率が88.8%と高いものの、前回調査よりわずかながら減少しています。

(表2-4) 世帯状況の推移（単位：世帯，％）

| 区 分        |           | 平成12年  |       | 平成17年  |       | 平成22年  |       |
|------------|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|            |           | 世帯数    | 構成比   | 世帯数    | 構成比   | 世帯数    | 構成比   |
| 総世帯数       |           | 53,476 | 100.0 | 56,319 | 100.0 | 60,268 | 100.0 |
| 高齢者のいる世帯数計 |           | 14,112 | 26.4  | 17,417 | 30.9  | 20,882 | 34.6  |
| 内<br>訳     | ひとり暮らし世帯数 | 2,038  | 3.8   | 2,813  | 5.0   | 3,739  | 6.2   |
|            | 夫婦のみ世帯数   | 3,871  | 7.2   | 5,401  | 9.6   | 6,830  | 11.3  |
|            | その他の世帯数   | 8,203  | 15.4  | 9,203  | 16.3  | 10,313 | 17.1  |

資料：国勢調査

(表2-5) 高齢者のいる世帯の住居状況の推移（単位：世帯，％）

| 区 分        |          | 平成12年  |       | 平成17年  |       | 平成22年  |       |
|------------|----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|            |          | 世帯数    | 構成比   | 世帯数    | 構成比   | 世帯数    | 構成比   |
| 高齢者のいる世帯数計 |          | 14,112 | 100.0 | 17,417 | 100.0 | 20,882 | 100.0 |
| 持ち家        |          | 12,770 | 90.5  | 15,742 | 90.4  | 18,547 | 88.8  |
| 借家         |          | 1,342  | 9.5   | 1,675  | 9.6   | 2,335  | 11.2  |
| 内<br>訳     | 公営・公団・公社 | 414    | 2.9   | 585    | 3.4   | 732    | 3.5   |
|            | 民 営      | 756    | 5.4   | 958    | 5.5   | 1,318  | 6.3   |
|            | 給与住宅（社宅） | 53     | 0.4   | 25     | 0.1   | 35     | 0.2   |
|            | 間 借 り    | 101    | 0.7   | 97     | 0.6   | 239    | 1.1   |
|            | そ の 他    | 18     | 0.1   | 10     | 0.1   | 11     | 0.1   |

資料：国勢調査

## (2) 高齢者の就労状況

高齢者の就労状況をみると平成22年の国勢調査結果では、65歳以上の労働人口は5,999人(就業率:18.9%)となっています。しかしながら、平成7年以降の調査結果をみると就業者数は増加しているものの就業率は減少傾向にあります。

(表2-6) 就労状況(単位:人)

| 区 分                 | 平成7年    | 平成12年   | 平成17年   | 平成22年   |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口                 | 146,750 | 151,673 | 153,639 | 157,060 |
| 高齢者人口(A)            | 16,543  | 20,326  | 25,739  | 31,744  |
| 15歳以上労働人口           | 75,639  | 75,888  | 73,067  | 78,032  |
| 65歳以上労働人口<br>(B)    | 3,928   | 4,250   | 5,164   | 5,999   |
| 高齢者就業率<br>(B) / (A) | 23.7%   | 20.9%   | 20.1%   | 18.9%   |

資料:国勢調査

### 3 日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

#### (1) 日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域ニーズ調査は、主に生活機能の面から高齢者の生活状況、圏域間の状況等を把握し、介護（予防）サービスをはじめとする各種サービスの提供等の参考とするものです。

なお、この調査の集計にあたっては、国が作成した日常生活圏域ニーズ調査生活支援ソフトによりまとめました。

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 【調査対象】  | 第1号被保険者（要介護3以上の認定者は除く）     |
| 【標本数】   | 4,500人                     |
| 【抽出方法】  | 無作為層化抽出(男女別, 年齢層別, 日常生活圏域) |
| 【調査方法】  | 郵送発送・郵送回収法                 |
| 【調査期間】  | 平成23年9月11日～平成23年9月30日      |
| 【有効回収数】 | 3,052名                     |
| 【回収率】   | 67.8%                      |
| 【調査内容】  | 参考資料・データに掲載                |

#### ①基本チェックリスト項目

基本チェックリストは、介護予防事業における要介護・要支援状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を把握するために実施されるもので、日常生活における具体的な基本的動作等の可否等により、「運動器」、「栄養」、「口腔機能」、「閉じこもり」等の6つの視点で高齢者の状態を判定していきます。

今回の調査における日常生活圏域ごとの二次予防対象者として把握された人数は、表のとおりとなっています。

「運動器の機能」の低下の認められる方の割合は、全体で20.4%となっており、最も高い「勝田第一中学校区域」と最も低い「佐野中学校区域」の圏域間での差は5.8ポイントとなっています。

「口腔機能」の低下の認められる方の割合は、全体で19.0%、最も高い「勝田第三中学校区域」と最も低い「那珂湊中学校区域」の圏域間での差は7.3ポイントとなっています。

「認知症予防」、「うつ予防」において注意を要する方は、平均で「認知症予防」が39.2%、「うつ予防」が31.0%と全体的に高い傾向を示しております。

また、「栄養」については、低下が認められる方は全体の1.2%、「閉じこもり予防」に注意を要する方は全体の8.2%と低い状況にあります。

(表 2-7) 調査から把握された日常生活圏域ごとの二次予防事業対象数等

| 区 分                 | 総 数   | 二次予防事業対象者把握項目及び対象者数 |              |                |                |
|---------------------|-------|---------------------|--------------|----------------|----------------|
|                     |       | 運動器の<br>機能向上        | 栄養改善         | 口腔機能の<br>向上    | 閉じこもり<br>予防・支援 |
| 勝田第一中学校区域           | 358   | 87<br>(24.3%)       | 7<br>(2.0%)  | 71<br>(19.8%)  | 29<br>(8.1%)   |
| 勝田第二中学校区域           | 373   | 78<br>(20.9%)       | 5<br>(1.3%)  | 78<br>(20.9%)  | 24<br>(6.4%)   |
| 勝田第三中学校区域           | 305   | 74<br>(24.3%)       | 2<br>(0.7%)  | 68<br>(22.3%)  | 33<br>(10.8%)  |
| 佐野中学校区域             | 325   | 60<br>(18.5%)       | 3<br>(0.9%)  | 60<br>(18.5%)  | 28<br>(8.6%)   |
| 大島中学校区域             | 407   | 80<br>(19.7%)       | 6<br>(1.5%)  | 74<br>(18.2%)  | 36<br>(8.8%)   |
| 田彦中学校区域             | 346   | 66<br>(19.1%)       | 8<br>(2.3%)  | 71<br>(20.5%)  | 29<br>(8.4%)   |
| 那珂湊中学校区域            | 507   | 95<br>(18.7%)       | 3<br>(0.6%)  | 76<br>(15.0%)  | 30<br>(5.9%)   |
| 平磯中学校・阿字ヶ浦中学校<br>区域 | 431   | 84<br>(19.5%)       | 2<br>(0.5%)  | 82<br>(19.0%)  | 42<br>(9.7%)   |
| 計                   | 3,052 | 624<br>(20.4%)      | 36<br>(1.2%) | 580<br>(19.0%) | 251<br>(8.2%)  |

| 区 分                 | 総 数   | 二次予防事業対象者把握<br>項目及び対象者数 |                |
|---------------------|-------|-------------------------|----------------|
|                     |       | 認知症<br>予防・支援            | うつ予防支<br>援     |
| 勝田第一中学校区域           | 358   | 145<br>(40.5%)          | 127<br>(35.5%) |
| 勝田第二中学校区域           | 373   | 157<br>(42.1%)          | 117<br>(31.4%) |
| 勝田第三中学校区域           | 305   | 132<br>(43.3%)          | 85<br>(27.9%)  |
| 佐野中学校区域             | 325   | 119<br>(36.6%)          | 104<br>(32.0%) |
| 大島中学校区域             | 407   | 157<br>(38.6%)          | 107<br>(26.3%) |
| 田彦中学校区域             | 346   | 134<br>(38.7%)          | 115<br>(33.2%) |
| 那珂湊中学校区域            | 507   | 177<br>(34.9%)          | 152<br>(30.0%) |
| 平磯中学校・阿字ヶ浦中学校<br>区域 | 431   | 175<br>(40.6%)          | 138<br>(32.0%) |
| 計                   | 3,052 | 1,196<br>(39.2%)        | 945<br>(31.0%) |



## ②転倒リスクについて

高齢期における転倒は、骨折などになり易く、ひいては、ねたきりの原因ともなります。

ここでは、調査項目における1年以内における転倒の有無、歩く速度が遅くなる、杖の使用状況など転倒リスクのある方の状況をまとめました。

全体の平均は23.9%となっており、最も高い「平磯中学校・阿字ヶ浦中学校区域」と最も低い「大島中学校区域」との比較では、差が4.6ポイントとなっています。

(表 2-8) 転倒リスクの高い人の人数と割合

| 区 分                 | 総 数<br>(A) | リスクの<br>ある人 (B) | (B)/(A) |
|---------------------|------------|-----------------|---------|
| 勝田第一中学校区域           | 358        | 91              | 25.4%   |
| 勝田第二中学校区域           | 373        | 94              | 25.2%   |
| 勝田第三中学校区域           | 305        | 70              | 23.0%   |
| 佐野中学校区域             | 325        | 72              | 22.2%   |
| 大島中学校区域             | 407        | 88              | 21.6%   |
| 田彦中学校区域             | 346        | 84              | 24.3%   |
| 那珂湊中学校区域            | 507        | 117             | 23.1%   |
| 平磯中学校・阿字ヶ浦中学校<br>区域 | 431        | 113             | 26.2%   |
| 計                   | 3,052      | 729             | 23.9%   |

### ③日常生活・社会参加について

#### a 老研式活動能力指標による評価結果

調査項目における①「買物，外出，食事の準備」等の状況（IADL），②「書類作成，新聞・読書」等の状況（知的能動性），③「友人宅の訪問，家族等の相談にのる」等の状況（社会的役割）を基に，複雑な生活関連動作や社会的役割を担う能力等を点数化し①～③の項目の合計により総合的に評価しています。

全体の平均では72.1%の方は，評価が高い状態にあります。また，圏域間の差は最も高い「勝田第二中学校区域」と最も低い「那珂湊中学校区域」では8.5ポイントの差があります。

(表 2-9) 老研式活動能力指標からみた日常生活圏域ごとの状況

| 区 分             | 総 数   | 高 い<br>(11点以上)   | やや低い<br>(9～10点) | 低い<br>(8点以下)  |
|-----------------|-------|------------------|-----------------|---------------|
| 勝田第一中学校区域       | 358   | 256<br>(71.5%)   | 43<br>(12.0%)   | 28<br>(7.8%)  |
| 勝田第二中学校区域       | 373   | 286<br>(76.7%)   | 19<br>(5.1%)    | 32<br>(8.6%)  |
| 勝田第三中学校区域       | 305   | 224<br>(73.4%)   | 31<br>(10.2%)   | 34<br>(11.2%) |
| 佐野中学校区域         | 325   | 239<br>(73.5%)   | 30<br>(9.2%)    | 21<br>(6.5%)  |
| 大島中学校区域         | 407   | 296<br>(75.7%)   | 39<br>(9.6%)    | 46<br>(11.3%) |
| 田彦中学校区域         | 346   | 252<br>(72.8%)   | 38<br>(11.0%)   | 27<br>(7.8%)  |
| 那珂湊中学校区域        | 507   | 346<br>(68.2%)   | 57<br>(11.2%)   | 42<br>(8.3%)  |
| 平磯中学校・阿字ヶ浦中学校区域 | 431   | 301<br>(69.8%)   | 40<br>(9.3%)    | 41<br>(9.5%)  |
| 計               | 3,052 | 2,200<br>(72.1%) | 297<br>(9.7%)   | 271<br>(8.9%) |

※設問に未回答のある方は，判定から除いています。

## b 相談等について

「困りごとなど何かあったときに、家族や友人・知人などに相談していますか。」との問いに対して、「はい」と答えた方は2,753名(90.2%)となっており、その相手は「配偶者、子、子の配偶者」と家族が最も多くなっています。

また、「誰にも相談しない」と答えた方も259名いました。

(表 2-10) 高齢者の相談相手の状況

| 区 分              | 回答数   |
|------------------|-------|
| 配偶者              | 1,828 |
| 子, 子の配偶者         | 3,037 |
| 兄弟姉妹             | 668   |
| 知人・友人            | 624   |
| 医師・看護師等          | 322   |
| 民生委員, 自治会等地域関係者  | 130   |
| 市役所, 地域包括支援センター等 | 144   |
| その他              | 23    |

※重複回答。

## c 生きがい・社会参加について

「生きがいはありますか」との問いに対して、「はい」と答えた方は2,497名となっていますが、18.2%にあたる555名の方は「ない」と答えました。

また、社会参加の状況についての問いに対しては、「参加していない」と答えた方が最も多く、次いで、「自治会・町内会」、「サークル・自主サークル活動」、「祭り・行事」となっています。

(表 2-11) 高齢者の社会参加の状況

| 区 分         | 回答数   | 割合    |
|-------------|-------|-------|
| 祭り・行事       | 625   | 20.5% |
| 自治会・町内会     | 1,010 | 33.1% |
| サークル・自主サークル | 679   | 22.2% |
| 高齢者クラブ      | 347   | 11.4% |
| ボランティア活動    | 327   | 10.7% |
| その他         | 95    | 3.1%  |
| 参加していない     | 1,120 | 36.7% |

※重複回答。

## ④健康について

### a 健康感

現在の健康感については、「とても健康，まあまあ健康」と回答した方が全体の74.1%と治療中の疾病はある方でも，自身の健康に対しては比較的よい評価をしています。

(表 2-12) 健康感の状況

| 区 分      | 回答数   | 割合    |
|----------|-------|-------|
| とても健康    | 344   | 11.3% |
| まあまあ健康   | 1,919 | 62.9% |
| あまり健康でない | 401   | 13.1% |
| 健康でない    | 176   | 5.8%  |
| 無回答      | 212   | 6.9%  |
| 計        | 3,052 | —     |

### b 疾病の状況

治療中，または後遺症のある疾病の状況についての回答は，次のとおりです。

特に，長年の生活習慣が要因となって発生するといわれている疾病（高血圧，糖尿病，脂質異常等）の罹患率が高くなっていますが，一方で「なし」と回答した方も360名（11.8%）います。

(表 2-13) 治療中の疾病等の状況

| 疾 病 名 等        | 該当者数  | 罹患率   |
|----------------|-------|-------|
| 高血圧            | 1,331 | 43.6% |
| 脳卒中（脳出血，脳梗塞）   | 158   | 5.2%  |
| 心臓病            | 367   | 12.0% |
| 糖尿病            | 421   | 13.8% |
| 高脂血症（脂質異常）     | 290   | 9.5%  |
| 呼吸器の病気（肺炎等）    | 160   | 5.2%  |
| 胃腸・肝臓・胆のうの病気   | 246   | 8.1%  |
| 腎臓・前立腺の病気      | 234   | 7.7%  |
| がん             | 100   | 3.3%  |
| うつ病            | 29    | 1.0%  |
| 認知症（アルツハイマー病等） | 42    | 1.4%  |
| な い            | 360   | 11.8% |

※重複回答。

## 第3章 本市の課題と計画の基本理念及び基本方針

### 1 課題

高齢になっても、元気に満ちあふれた活力のあるまちづくりを実現するためには、助け合いの精神を大切にし、健康で生きがいをもって、安心して生活ができるまちづくりに努めなければなりません。

高齢者の多くは、介護を要する状態になっても、できる限り住みなれた地域で生活を送りたいと考えており、そのためには、一人ひとりがその人らしく生活が送れるよう医療や介護、福祉などが相互連携を強化していくほか、地域における見守り活動なども含めて一体的に提供していく「地域包括ケア体制の構築」が必要とされています。

さらに、要介護高齢者の増加に対応していくため、介護保険サービスの基盤整備についても、将来を見据えた的確な整備を推進していくことも必要です。

また、健康寿命を延ばすために、健康づくりや介護予防、これまでの知識や経験を生かした就労等の社会参加支援、さらに、地域においては高齢者が気軽に集える場の提供など多くの取り組みがなされていますが、高齢者が自立した暮らしをするためには、いっそうの充実が求められています。

### 2 基本理念

第5期しあわせプラン21の基本理念は、第3期、第4期しあわせプラン21のまとめとして、また、高齢者自らの健康づくりへの積極的な取り組み、高齢者の生活を支えている医療・保健・介護・福祉の連携に加えて、地域力を生かした地域包括ケアの推進が不可欠であることから、「ひたちなか市第2次総合計画基本構想」をふまえて、次のとおりとします。

元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり

### 3 基本方針

#### 1 介護保険事業の充実

高齢者人口や要介護認定者の増加等を勘案して、要介護高齢者が可能な限り住みなれた地域で暮らせるよう支援する介護サービス基盤の整備を進めることが重要です。

そのため、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置いた整備を推進するとともに、在宅での生活を送ることが困難な重度の要介護者に関しては、既存施設の状況を十分ふまえたうえで介護保険施設等の整備を推進するとともに、平成26年度における介護保険施設の利用者は、要介護2以上の入所者について見込むものとし、その利用者数全体に対する要介護4以上の者の割合を70%以上とすることを目標とします。

## 2 介護予防施策等の推進

進展する高齢社会では、高齢者が要介護状態にならないよう健康づくり、あるいは要介護状態が悪化しないようにする「介護予防」の取組みを強力に推進することが重要です。

介護予防の取組みには、要介護認定者のうち軽度者を対象とした予防給付として実施されるもの、要支援、要介護になる前の方を対象に実施するもの、地域住民やボランティア等の自主的な活動として実施されているものなどがありますが、これらのサービスが連続性・一貫性をもって提供されるよう、関係機関が連携し、心身の健康づくりへの取組みが実践されるよう努めていくとともに、介護予防や生活支援のための施策を推進します。

## 3 地域包括ケアの推進（地域での支えあいの推進）

高齢者の多くは、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでおり、安心して生活を送ることができるよう地域全体で支え、地域の一員として生活できる体制づくりが必要です。

高齢化の進展や世帯の核家族化によるひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に対応していくため、地域包括支援センターを中心として、医療や介護サービス、福祉サービス等の関係者の連携を強化するとともに、自治会、民生委員、住民との協働による見守り活動など、地域包括ケアの理念に基づき、地域での支える体制づくりを構築します。

## 4 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるようにするためには、市民が認知症を正しく理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくまちづくりが必要です。そのため、認知症に関する正しい知識等の普及に努めるとともに、介護する家族への支援に努めます。

また、認知症高齢者の権利擁護のため、成年後見制度等の普及啓発、利用の促進を図ります。

## 5 生きがいづくりと社会参加の促進

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることであり、住みなれた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれていることです。

そのため、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献など、高齢者の社会参加意欲を活かすことのできる環境づくりを推進します。

## 6 生活・居住環境の向上

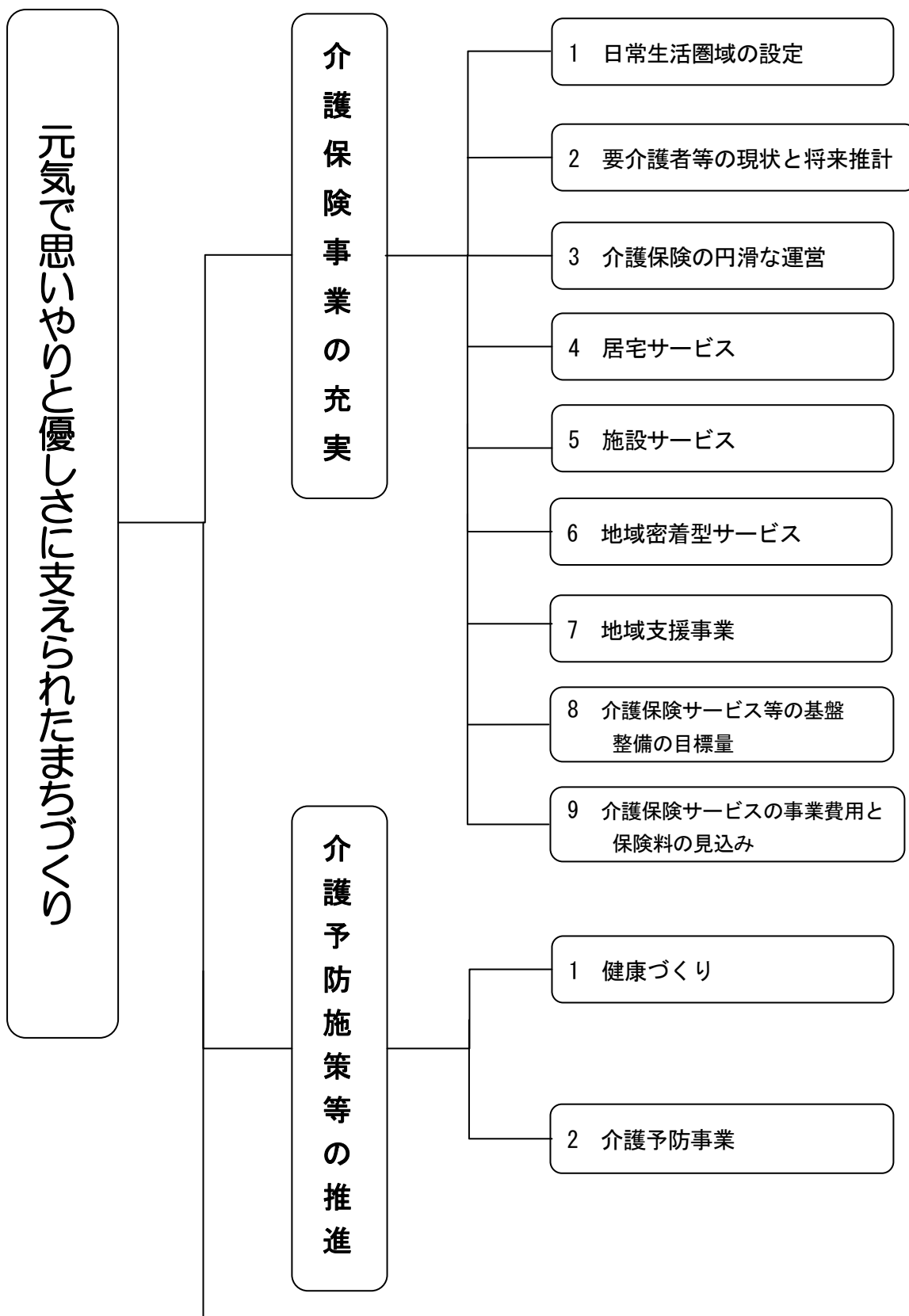
高齢者が安心して生活が送れるようにするためには、生活環境や居住環境が整ったまちづくりが必要です。

平成23年3月11日の東日本大震災は、過去に例がない甚大な被害を本市にも及ぼしましたが、このような自然災害発生時におけるひとり暮らし高齢者等支援や交通安全対策、消費者被害防止など安心、安全な生活環境の向上に努めます。

また、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴い、医療や介護、住宅が連携した住まいの供給を目的に創設された「サービス付き高齢者向け住宅」についても、民間事業者による整備促進に努めます。

# 各論

# 第4章 各論





地域包括ケアの推進  
(地域での支えあいの推進)

1 在宅生活を支えるサービス

2 地域包括ケア体制の構築

3 地域福祉活動の充実

4 関係団体との連携

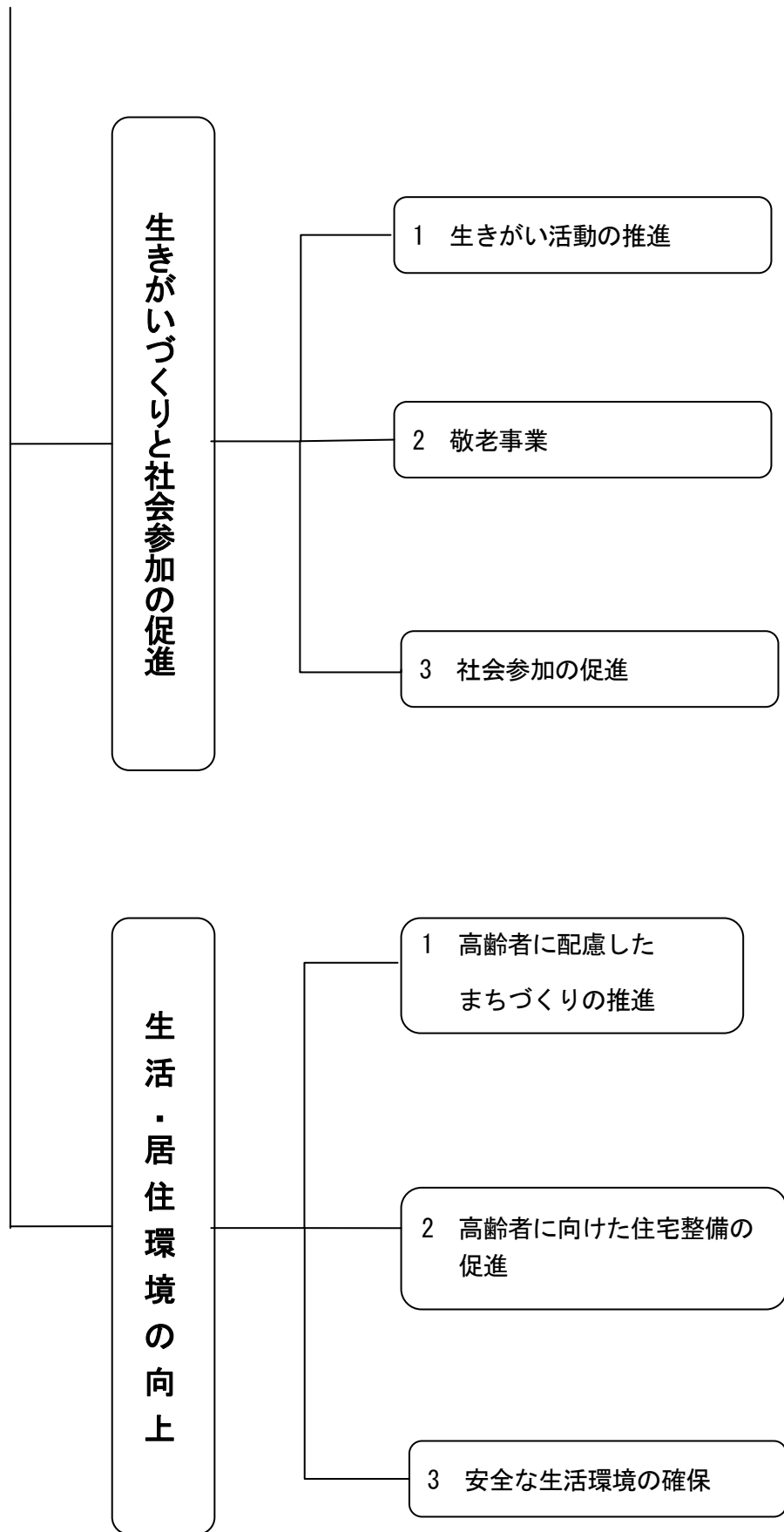
5 福祉意識の醸成

認知症高齢者支援対策の推進

1 認知症に対する知識の  
普及・啓発の取組み

2 権利擁護の取組み

3 家族の支援



# 基本方針 1 介護保険事業の充実

## 1 日常生活圏域の設定

### (1) 基本的な考え方

介護保険制度の改正により、要介護状態になっても、住みなれた家庭や地域で生活続けることができるよう、高齢者の生活を支えていくため、市域又は日常生活圏域ごとに地域密着型サービスを提供します。

日常生活圏域については、地理的条件、人口、住民の生活形態、地域づくり活動の単位などを総合的に勘案して設定しています。

### (2) 本市における日常生活圏域の設定

本市では、中学校区を単位として、公民館・コミュニティセンターが整備されるとともに、地域住民のまちづくりやコミュニティ活動が行われ、また、社会福祉施策も概ね中学校区を単位としてきたところであり、本市における日常生活圏域の設定についても、中学校区を単位とします。

ただし、平磯中学校区と阿字ヶ浦中学校区は、他の中学校区と比較して小規模であることから、平磯中学校区と阿字ヶ浦中学校区を一つの日常生活圏域とします。

《概ね中学校区を単位とする活動》

- コミュニティ組織
- 民生委員児童委員連絡協議会

### (3) 本市における日常生活圏域ごとの特徴

#### ①勝田第一中学校区域

本市の中心部にあたり、常磐線勝田駅の東側を商店街が縦横に走り、その中に大型店舗が立地しています。

近年、石川運動広場周辺を中心にマンションの建設が相次いでいるほか、勝田駅東口再開発が進められています。

区域の北東部には昭和40～50年代に造成された住宅団地があり、区域の南部は農業的土地利用が比較的多くなっています。

#### ②勝田第二中学校区域

常磐線勝田駅の西側に位置し、南北に通る国道6号線をはさんだ地域で、国道の東側の地域には工業系の大企業が立地しています。

国道の西側の地域には昭和40～50年代に造成された住宅団地を始め、一般の分譲住宅が多く、区域南部の那珂川周辺の肥沃な土地は、優良な水田地帯となっています。

### ③勝田第三中学校区域

本市北東の臨海部に位置し、常陸那珂港や国営ひたち海浜公園、常陸那珂工業団地などからなる「ひたちなか地区」と市街化調整区域による農業的土地利用が大半を占めています。

県道馬渡瓜連線西側の市街化区域では、勝田第2工業団地を取り巻くように昭和40～50年代に造成された住宅団地が点在するとともに、土地区画整理事業が進められています。

### ④佐野中学校区域

本市の北部に位置し、常磐線佐和駅西側を中心に商店街を形成しています。市街化区域においては、佐和駅を中心に土地区画整理事業が進められています。

市街化調整区域では、畑地と樹林地となっており、農業的土地利用が行われている地域ですが、北部には大規模な住宅団地の開発が行われ、多くの住宅が整備されました。

### ⑤大島中学校区域

常磐線勝田駅を起点とする昭和通り線の北側に位置し、土地区画整理事業による都市基盤の整備と中心市街地や昭和通り線沿線への都市機能の集積に努めている地域です。

### ⑥田彦中学校区域

常磐線勝田駅と佐和駅間の西側に位置し、東西に国道6号線をはさんだ地域で、国道より東側には勝田第1工業団地に工業系の企業が立地し、その周辺は住宅地となっています。

### ⑦那珂湊中学校区域

東は太平洋に面し、南は那珂川に囲まれており、那珂湊地区の中心市街地を形成しています。

古くから人口や産業が集積しており、那珂湊漁港を中心に水産物量販店が集積しているエリアです。国道245号沿いで土地区画整理事業が進み、商業施設や住宅が建設されています。

### ⑧平磯中学校・阿字ヶ浦中学校区域

本市東南の臨海部に位置し、常陸那珂港や国営ひたち海浜公園などの大規模開発が進められている「ひたちなか地区」に隣接し、海の観光レクリエーションの拠点と市街化調整区域による農業的土地利用が大半を占めています。



#### (4) 日常生活圏域ごとの概況

(表 4-1)

| 区 分             | 面 積<br>(K m <sup>2</sup> ) | 人 口<br>A<br>(人) | 世帯数<br>B<br>(世帯) | 高齢者人口<br>C<br>(人) | 高齢化率<br>D<br>(%) |
|-----------------|----------------------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| 勝田第一中学校区域       | 約 16                       | 32,036          | 13,482           | 6,167             | 19.3             |
| 勝田第二中学校区域       | 約 12                       | 25,046          | 10,587           | 5,454             | 21.8             |
| 勝田第三中学校区域       | 約 20                       | 16,860          | 6,393            | 3,504             | 20.8             |
| 佐野中学校区域         | 約 13                       | 26,290          | 9,978            | 4,299             | 16.4             |
| 大島中学校区域         | 約 9                        | 17,914          | 7,409            | 2,914             | 16.3             |
| 田彦中学校区域         | 約 5                        | 10,476          | 4,425            | 1,714             | 16.4             |
| 那珂湊中学校区域        | 約 12                       | 20,102          | 7,766            | 5,253             | 26.1             |
| 平磯中学校・阿字ヶ浦中学校区域 | 約 12                       | 9,690           | 3,593            | 2,717             | 28.0             |
| 計               | 約 99                       | 158,414         | 63,633           | 32,022            | 20.2             |

平成 23 年 4 月 1 日現在

#### (5) 介護サービス基盤整備の状況

##### ①概要

平成 23 年度におけるひたちなか市の介護サービス基盤整備の状況は、施設サービスとしては、特別養護老人ホームが 5 施設 (286 床)、老人保健施設が 6 施設 (519 床) となっています。

その他に、特定施設 (有料老人ホーム) が 3 事業所 (定数 101 名)、グループホームが 13 事業所 (定数 243 名) となっています。

## ②日常生活圏域別の状況

ア 介護施設、特定施設、グループホーム

(表 4-2)

| 圏 域 名           | 特養 | 老健 | 特定施設 | グループホーム |
|-----------------|----|----|------|---------|
| 勝田第一中学校区域       | 1  | 2  | —    | 1       |
| 勝田第二中学校区域       | 1  | 1  | 1    | 3       |
| 勝田第三中学校区域       | 1  | —  | 1    | —       |
| 佐野中学校区域         | 1  | 1  | —    | 4       |
| 大島中学校区域         | —  | —  | —    | 1       |
| 田彦中学校区域         | —  | —  | —    | —       |
| 那珂湊中学校区域        | 1  | 1  | —    | 1       |
| 平磯中学校・阿字ヶ浦中学校区域 | —  | 1  | 1    | 3       |
| 計               | 5  | 6  | 3    | 13      |

※独立行政法人福祉医療機構 HP (WAM NET) より (平成 23 年 11 月 1 日現在)

イ 居宅サービス (通所サービス・短期入所サービス)

(表 4-3)

| 圏 域 名           | デイサービス<br>(通所介護) | デイケア<br>(通所リハビリ) | ショートステイ<br>(短期入所生活介護) | ショートステイ<br>(短期入所療養介護) |
|-----------------|------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 勝田第一中学校区域       | 8                | 3                | 1                     | 3                     |
| 勝田第二中学校区域       | (注1) 3           | 3                | 1                     | 3                     |
| 勝田第三中学校区域       | 1                | —                | 1                     | —                     |
| 佐野中学校区域         | 5                | 2                | 1                     | 1                     |
| 大島中学校区域         | 5                | 1                | —                     | —                     |
| 田彦中学校区域         | 2                | —                | —                     | —                     |
| 那珂湊中学校区域        | 4                | 3                | 1                     | —                     |
| 平磯中学校・阿字ヶ浦中学校区域 | 3                | 2                | 1                     | 1                     |
| 計               | 31               | 14               | 6                     | 8                     |

※独立行政法人福祉医療機構 HP (WAM NET) より (平成 23 年 11 月 1 日現在)

(注 1) 「認知症対応型通所介護」の 1 事業者を含む。

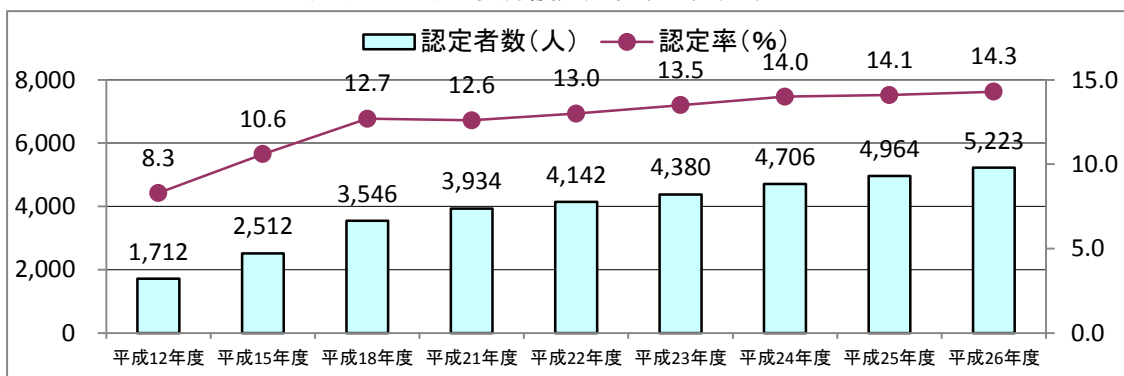
## 2 要介護者等の現状と将来推計

### (1) 要介護度別認定者数

#### 【現状及び将来推計】

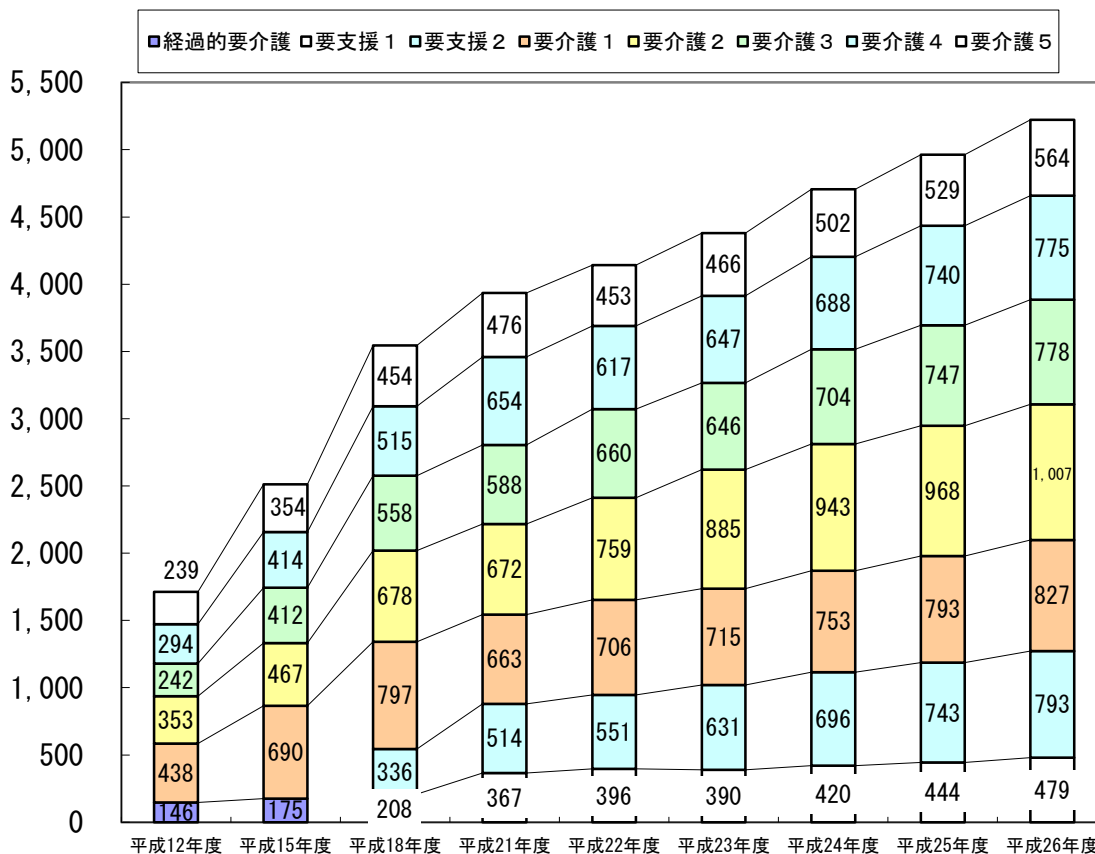
要介護・要支援の認定者数は年々増加しており、平成23年9月末には4,380人と、制度開始の平成12年9月末に比べ2.6倍となっています。将来推計としては、認定者数、認定率ともに平成24年度以降はなだらかな上昇で推移し、平成26年度には14.3%に達すると推計します。

(グラフ4-1) 要介護認定者数・認定率



要介護度別にみると、平成18年度の制度改正に伴い、要介護1となっていた者の一部が要支援2に移行したことにより、要介護1及び要支援2の占める割合が大きく変化しています。また、平成21年度以降は全体的に増加してきており、平成24年度以降も増加傾向は続くと推計します。

(グラフ4-2) 要介護度別認定者数の推移



※平成23年度までは10月1日現在の実績値，平成24年度以降は推計値

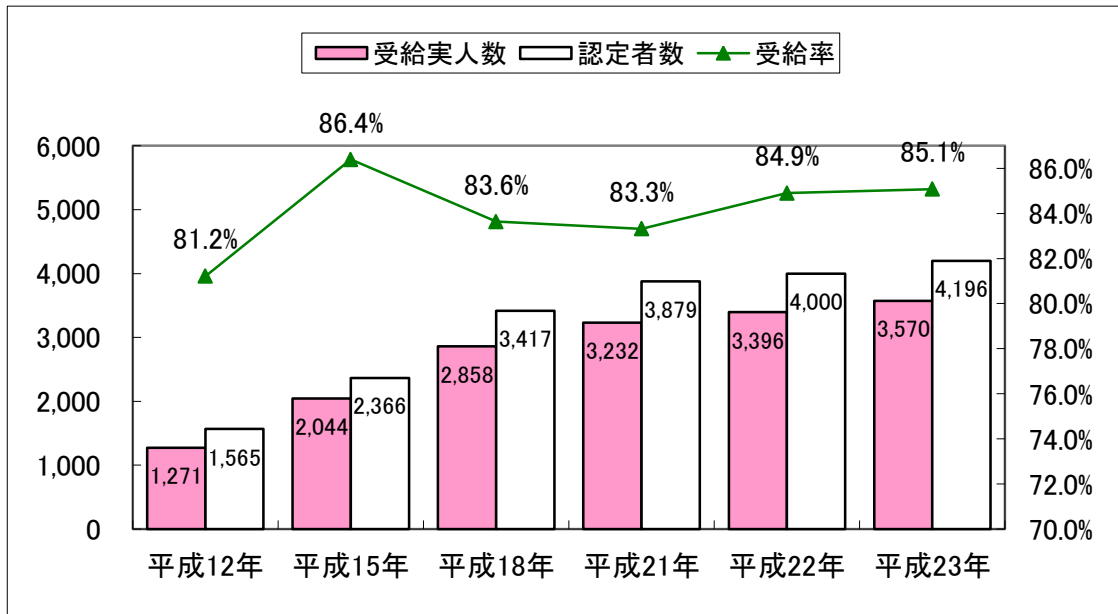


### 3 介護保険の円滑な運営

#### 【現状】

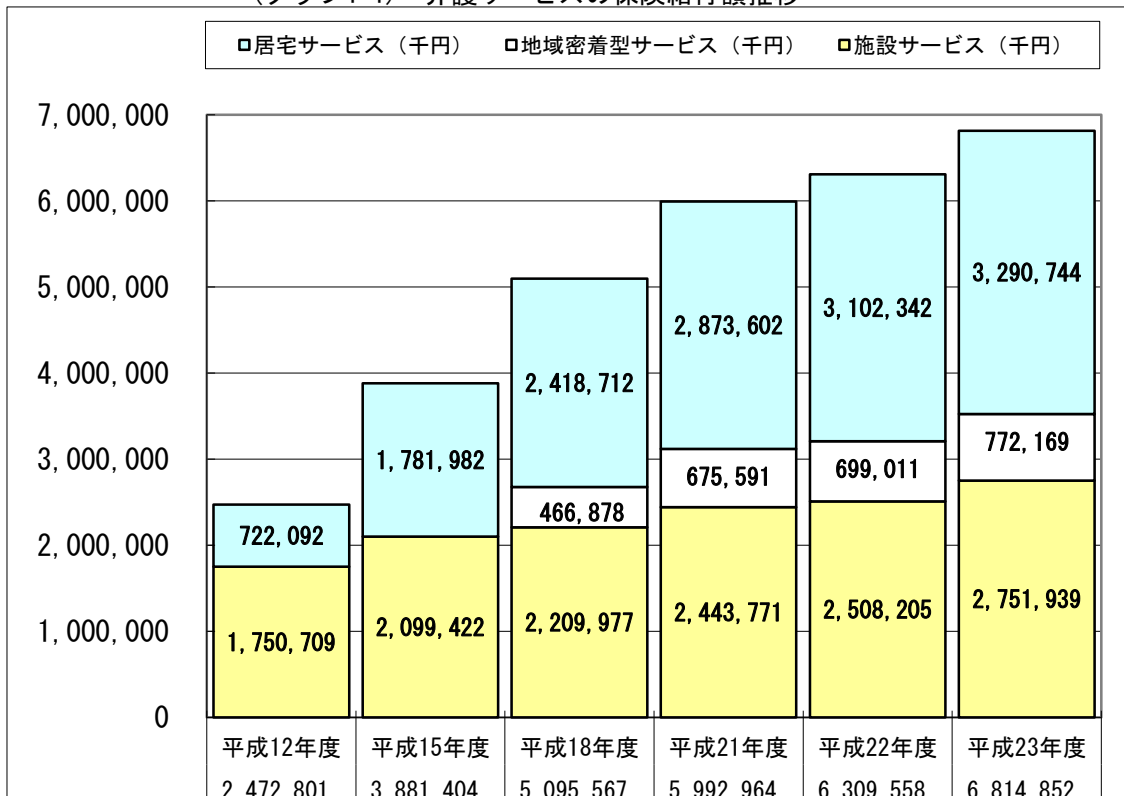
介護保険制度は法施行後12年を経過し、認定者数及び介護サービス保険給付費等は大幅に増加しています。平成12年4月と平成23年4月を比較すると、認定者数は1,565人から4,196人に、サービス受給者数は1,271人から3,570人といずれも大幅に増加していますが、認定者数に対するサービス受給者数の比率（受給率）は、81.2%から平成15年の86.4%をピークに変動し、平成23年度は85.1%となっています。また、サービス利用に対する保険給付額は2,472,801千円から6,814,852千円に増加しており、なかでも居宅サービスの伸びが大きくなっています。

(グラフ4-3) サービス受給者数・受給率



※各年4月末現在

(グラフ4-4) 介護サービスの保険給付額推移



## 【今後の方針】

### (1) 介護保険制度の継続性

第5期計画の最終年度である，平成26年度までの高齢者介護を念頭においた長期的な目標の達成に向けて推進し，今後の介護保険サービスを提供するための体制について計画的に推進します。

#### ①介護予防サービスの推進

要支援状態から要介護状態に至るまでの高齢者に対して，連続的に一貫性を持ったマネジメントに基づく生活機能低下の未然防止と生活機能の維持・向上のための介護予防を行います。

#### ②地域密着型サービスの推進

高齢者が介護を必要とする状態になっても，可能な限り住みなれた地域で生活することが継続できるよう，地域密着型サービスの整備を推進します。

#### ③介護保険事業の趣旨普及

介護保険事業の円滑な運営を図るには，制度に対する市民の理解・協力を得る事が必要であるため，市民に対して，介護保険事業に関する情報提供及び事業の普及啓発を実施するとともに，相談・苦情への適切な対応に努めます。

### (2) 低所得者対策

低所得で生計が困難な方が，社会福祉法人が運営主体となっている施設サービスや居宅サービスを利用した場合の利用者負担額の軽減や，保険料設定の弾力化を図ります。

## 4 居宅サービス

### (1) 現状及び今後の方針

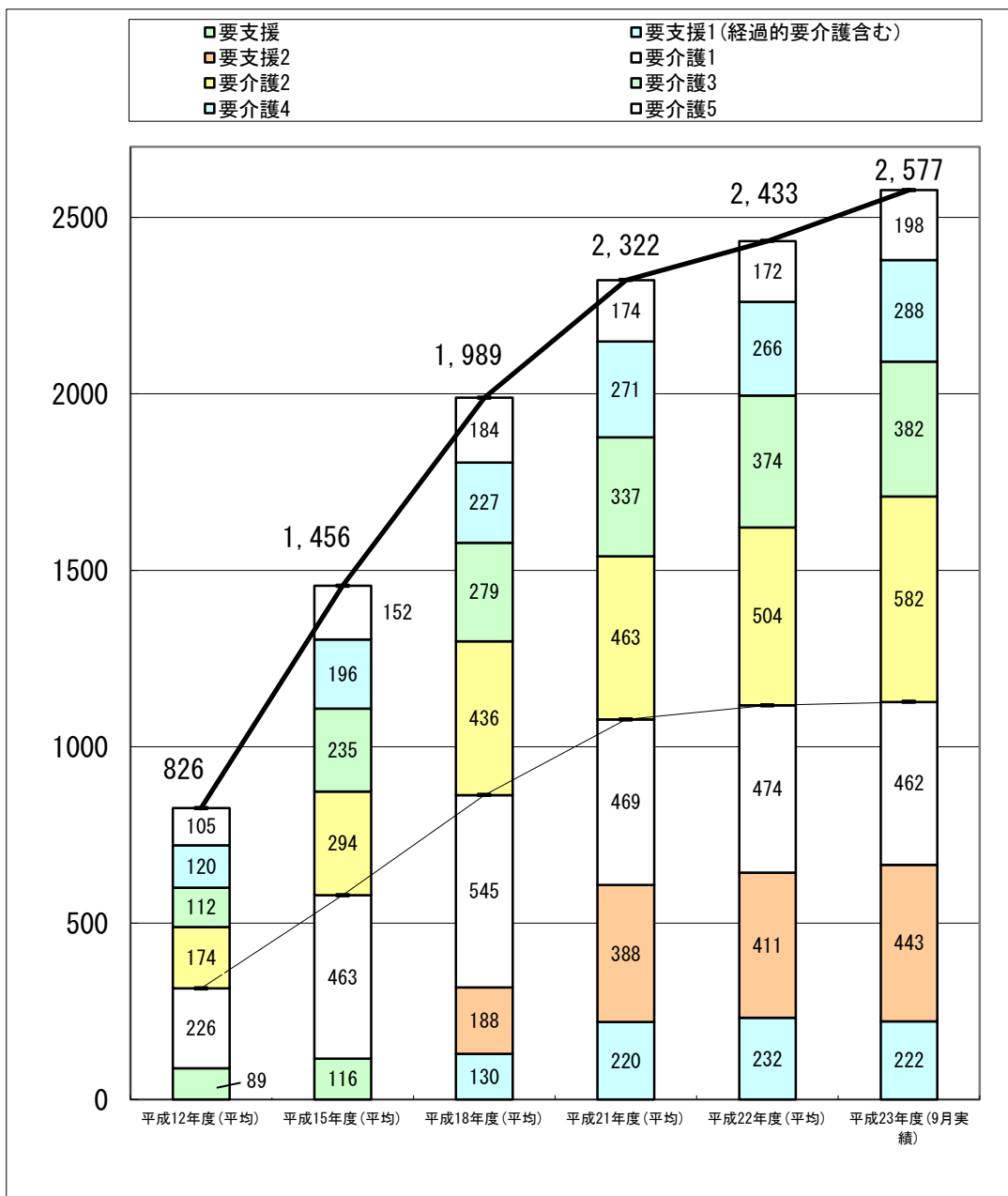
【現状】

#### ①利用者の要介護度

平成18年度の制度改正によって、要支援1, 2の区分が創設されました。要介護度別の居宅サービス利用者を見ると、要介護1だった利用者の一部が要支援2に移行したため、要支援の区分において大きな増加がみられます。

また、平成23年度の利用人数では要介護1以下（軽度）が43.7%、要介護2以上（中・重度）が56.3%で、要介護2以上の割合が高くなっています。

(グラフ4-5) 居宅サービス利用者要介護度別人数



## ②居宅サービスの利用状況

主な居宅サービスの利用状況を見ると、通所介護と通所リハビリテーションの通所系サービスにおいては利用が増加傾向にあり、訪問介護と訪問看護の訪問系でのサービスは減少又は横ばいで推移しています。また、通所介護と福祉用具貸与の利用率が高く、居宅サービスの中心として利用されています。

(表4-4) 主な居宅サービスの利用状況

| 区分     |      | 通所介護  | 訪問介護  | 福祉用具貸与 | 通所リハビリテーション | 訪問看護  | 居宅サービス利用者全体 |
|--------|------|-------|-------|--------|-------------|-------|-------------|
| 平成12年度 | 利用人数 | 305   | 262   | 131    | 156         | 313   | 826         |
| 平均     | 利用率  | 36.9% | 31.7% | 15.9%  | 18.9%       | 37.9% |             |
| 平成15年度 | 利用人数 | 604   | 619   | 596    | 178         | 372   | 1,456       |
| 平均     | 利用率  | 41.5% | 42.5% | 40.9%  | 12.2%       | 25.5% |             |
| 平成18年度 | 利用人数 | 853   | 773   | 774    | 374         | 331   | 1,989       |
| 平均     | 利用率  | 42.9% | 38.9% | 38.9%  | 18.8%       | 16.6% |             |
| 平成21年度 | 利用人数 | 1,177 | 768   | 880    | 441         | 255   | 2,322       |
| 平均     | 利用率  | 50.7% | 33.1% | 37.9%  | 19.0%       | 11.0% |             |
| 平成22年度 | 利用人数 | 1,234 | 778   | 947    | 480         | 247   | 2,433       |
| 平均     | 利用率  | 50.7% | 32.0% | 38.9%  | 19.7%       | 10.2% |             |

## ③居宅サービスの対支給限度額比

支給限度額に対する平均利用額は、要介護5を除き50%を超える利用率となっており、要介護度に応じた適切なケアプランに基づいて利用されています。

(表4-5) 支給限度額と平均利用額（平成23年9月利用分）

| 区分   | 利用者数(人) | 支給限度額(円) | 平均利用額(円) | 利用率(%) |
|------|---------|----------|----------|--------|
| 要支援1 | 222     | 49,700   | 31,566   | 63.5   |
| 要支援2 | 443     | 104,000  | 53,349   | 51.3   |
| 要介護1 | 462     | 165,800  | 85,341   | 51.5   |
| 要介護2 | 582     | 194,800  | 110,727  | 56.8   |
| 要介護3 | 382     | 267,500  | 150,307  | 56.2   |
| 要介護4 | 288     | 306,000  | 191,175  | 62.5   |
| 要介護5 | 198     | 358,300  | 175,492  | 49.0   |
| 全体   | 2,577   |          | 109,327  | 55.8   |

### 【今後の方針】

#### ①ニーズに応じたサービス供給の確保

休日や夜間等の時間外及び時間の延長等、利用しやすい多様なサービスの供給に努めるとともに、増加するサービス利用者に対し供給体制の充実を図ります。

#### ②サービスの質の向上

サービス提供事業者との定期的な情報交換、助言等を行うとともに、サービス提供事業者の技術の向上、サービスの質の向上に努めます。

## (2) サービス別見込量

既存サービスとの整合を図りながら、一体的に推計します。

### ◎居宅サービスの受給者数の推計

受給対象者数に、これまでの実績から推計した受給率を見込み、居宅サービスの受給者数を推計します。平成21年度2,322人の実績から平成26年度2,940人と5年間で約1.3倍になると推計しています。

(表4-6) 主な居宅サービスの利用状況

|      | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要支援1 | 220    | 232    | 222    | 240    | 257    | 276    |
| 要支援2 | 388    | 411    | 443    | 467    | 493    | 523    |
| 要介護1 | 469    | 474    | 462    | 462    | 487    | 520    |
| 要介護2 | 463    | 504    | 582    | 594    | 621    | 651    |
| 要介護3 | 337    | 374    | 382    | 384    | 406    | 430    |
| 要介護4 | 271    | 266    | 288    | 292    | 300    | 318    |
| 要介護5 | 174    | 172    | 198    | 203    | 209    | 222    |
| 合計   | 2,322  | 2,439  | 2,577  | 2,642  | 2,773  | 2,940  |

(人/月平均)

### (各サービスのサービス量の推計方法)

各サービスとも、まず、要介護度ごとに受給者数×利用率で利用人数を見込みます。この利用人数に、1人あたりの1ヶ月の平均利用回数・日数を見込み、年間の利用回数・日数を算出し、サービス必要量を推計します。

供給体制については、各サービスともこれまでの利用状況及び事業者に対する意向調査などから、推計されるサービス必要量は100%供給されると見込みます。

## ①訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が要介護者の自宅を訪問して、身体介護（入浴・排泄等の介護）、生活援助（調理・掃除等）の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

平成15年4月からは「通院等のための乗車又は降車の介助（通院等乗降介助）」が加わり、さらに平成18年4月からは介護予防訪問介護が創設され、要支援者の状態を踏まえて、現在の状態の維持や改善を図ることを目的に必要なかつ適切なサービスを提供しています。

### 【現状】

利用回数をみると、平成18年度の介護分が112,836回であったのに対し、平成21年度は87,585回、平成22年度は89,605回となっています。また、このサービスは居宅サービスにおいて通所介護、福祉用具貸与に次いで利用率が高いものとなっています。

なお、市内の事業所数は15事業所となっています。

（表4-7） 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |       | 平成22年度  |       |
|------------|--------|-------|---------|-------|
|            | 介護     | 予防    | 介護      | 予防    |
| 前計画の見込量（回） | 97,064 | 3,210 | 105,478 | 3,412 |
| 利 用 実 績（回） | 87,585 | 3,016 | 89,605  | 3,108 |
| 達 成 率（%）   | 90.2   | 94.0  | 85.0    | 91.1  |

※ 予防については月額報酬のため、人数に置き換える。

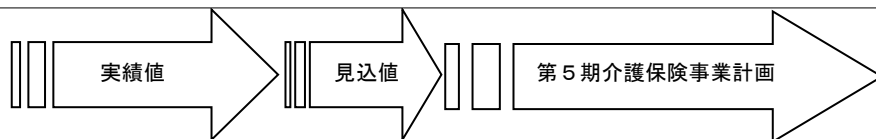
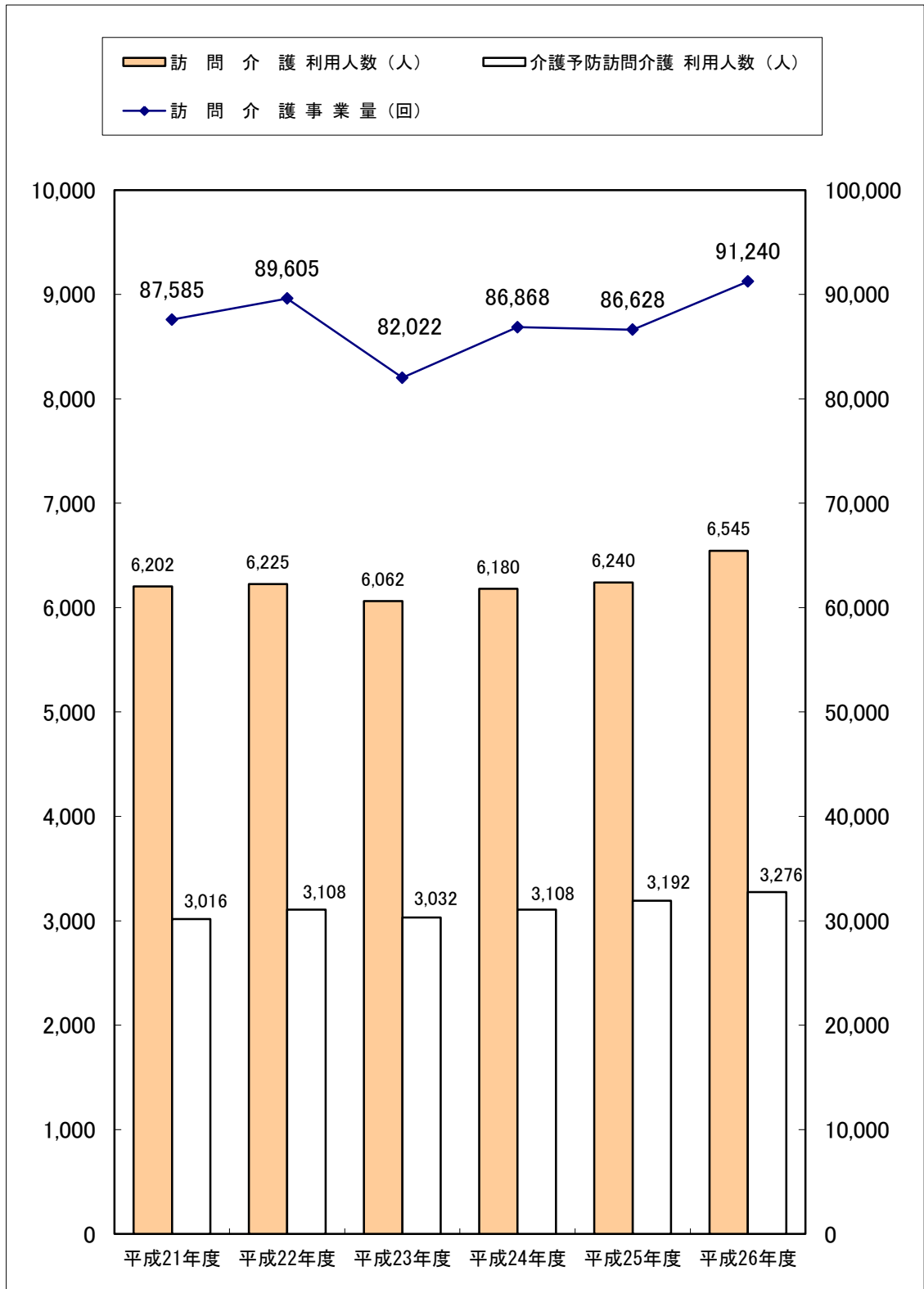
### 【サービス量の見込】

最近の利用状況では、利用人数及び事業量は横ばいであり、今後は緩やかに増加していくものと見込みます。また、平成25年度においては施設の整備予定があることから、重度利用者の減を見込んで推計します。

（表4-8） サービス量の見込

| 区 分      |             | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪 問 介 護  | 利用人数<br>（人） | 6,202  | 6,225  | 6,062  | 6,180  | 6,240  | 6,545  |
|          | 事業量<br>（回）  | 87,585 | 89,605 | 82,022 | 86,868 | 86,628 | 91,240 |
| 介護予防訪問介護 | 利用人数<br>（人） | 3,016  | 3,108  | 3,032  | 3,108  | 3,192  | 3,276  |
| 合 計      | 利用人数<br>（人） | 9,218  | 9,333  | 9,094  | 9,288  | 9,432  | 9,821  |

(グラフ4-6) 訪問介護・介護予防訪問介護の実績及び推移



## ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護者の自宅を移動入浴車で訪問し、移動式の浴槽を室内に持ち込んで入浴の介護を行い、身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るサービスです。

平成18年度から介護予防訪問入浴介護が創設されましたが、自宅に浴室がなく、また感染症等の理由により施設における入浴が困難な方など、特定の場合のみに限定されたサービスとなっています。

### 【現状】

第4期計画の達成状況からみると、介護分は見込量より低く、やや減少傾向にあります。また、予防分については、前計画の見込量が少ないことから平成22年度の達成率は高い値となりましたが、利用に際しては特定の場合に限定されているため、一時的なものと推測します。

なお、市内の事業所数は3事業所となっています。

(表4-9) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |      | 平成22年度 |       |
|------------|--------|------|--------|-------|
|            | 介護     | 予防   | 介護     | 予防    |
| 前計画の見込量(回) | 4,964  | 32   | 5,375  | 34    |
| 利用実績(回)    | 4,766  | 22   | 4,643  | 61    |
| 達成率(%)     | 96.0   | 68.8 | 86.4   | 179.4 |

### 【サービス量の見込】

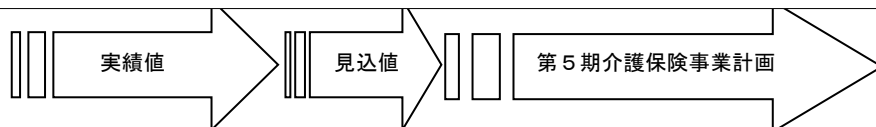
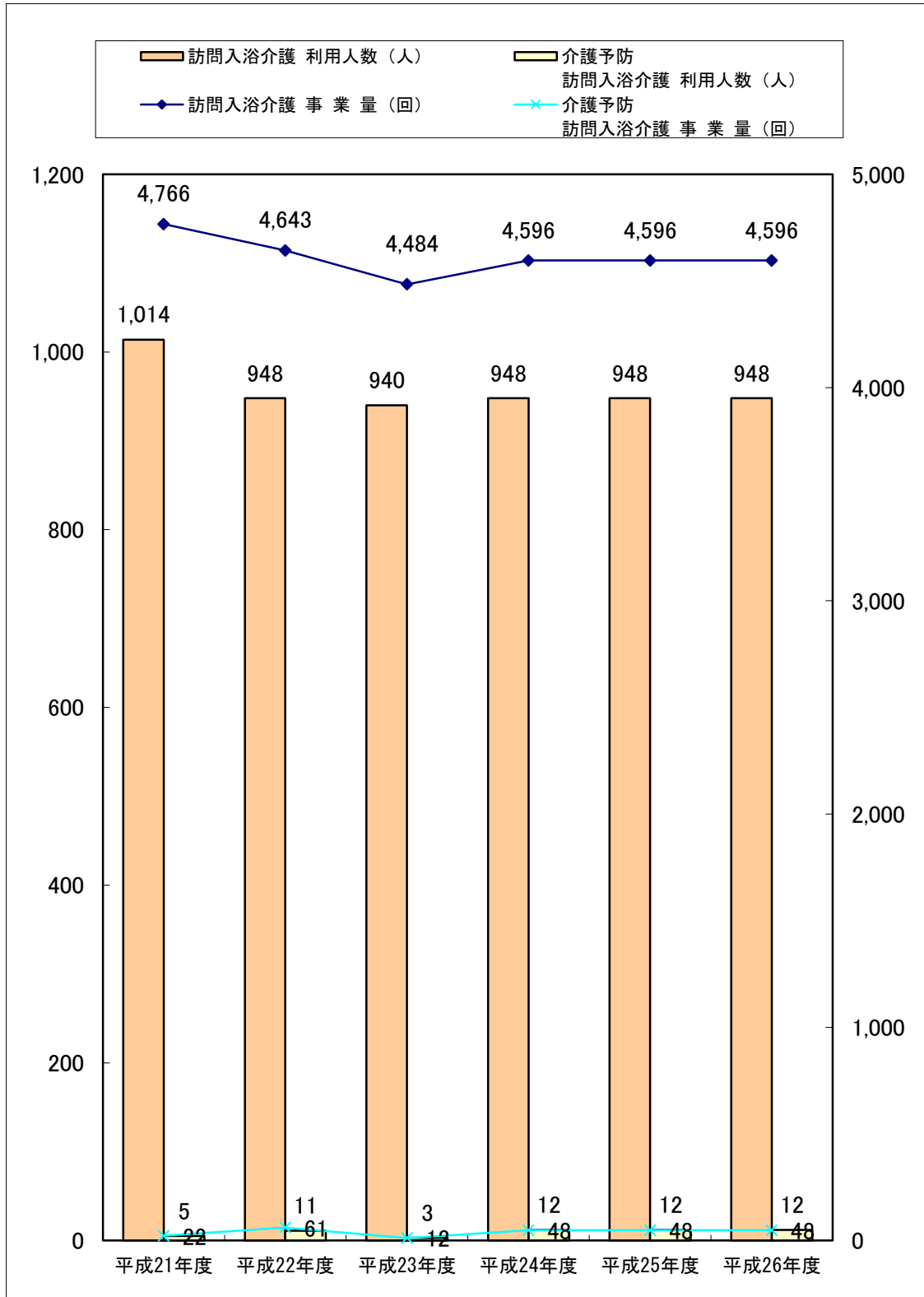
最近の利用状況では、サービス量は減少傾向となっています。平成24年度以降についても、サービス利用者が限定されてくることから、横ばいで推移すると推計します。

(表4-10) サービス量の見込

| 区 分            |         | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問入浴介護         | 利用人数(人) | 1,014  | 948    | 940    | 948    | 948    | 948    |
|                | 事業量(回)  | 4,766  | 4,643  | 4,484  | 4,596  | 4,596  | 4,596  |
| 介護予防<br>訪問入浴介護 | 利用人数(人) | 5      | 11     | 3      | 12     | 12     | 12     |
|                | 事業量(回)  | 22     | 61     | 12     | 48     | 48     | 48     |
| 合計             | 利用人数(人) | 1,019  | 959    | 943    | 960    | 960    | 960    |
|                | 事業量(回)  | 4,788  | 4,704  | 4,496  | 4,644  | 4,644  | 4,644  |



(グラフ4-7) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の実績及び推移



### ③訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にあり、主治医が訪問看護を必要と認めた要介護者を対象に、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

なお、平成18年4月から介護予防訪問看護が創設され、主に生活機能の維持、向上を図るためのサービスを提供しています。

#### 【現状】

第4期計画の達成状況からみると、前計画の見込量を大きく下回っており、介護分、予防分ともに減少傾向となっています。

なお、市内の事業所数は83事業所となっています。

(表4-11) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |       | 平成22年度 |       |
|------------|--------|-------|--------|-------|
|            | 介護     | 予防    | 介護     | 予防    |
| 前計画の見込量(回) | 13,095 | 1,192 | 15,014 | 1,388 |
| 利用実績(回)    | 10,333 | 1,028 | 9,698  | 989   |
| 達成率(%)     | 78.9   | 86.2  | 64.6   | 71.3  |

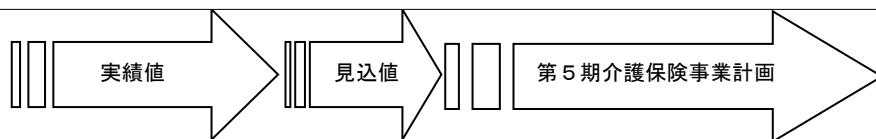
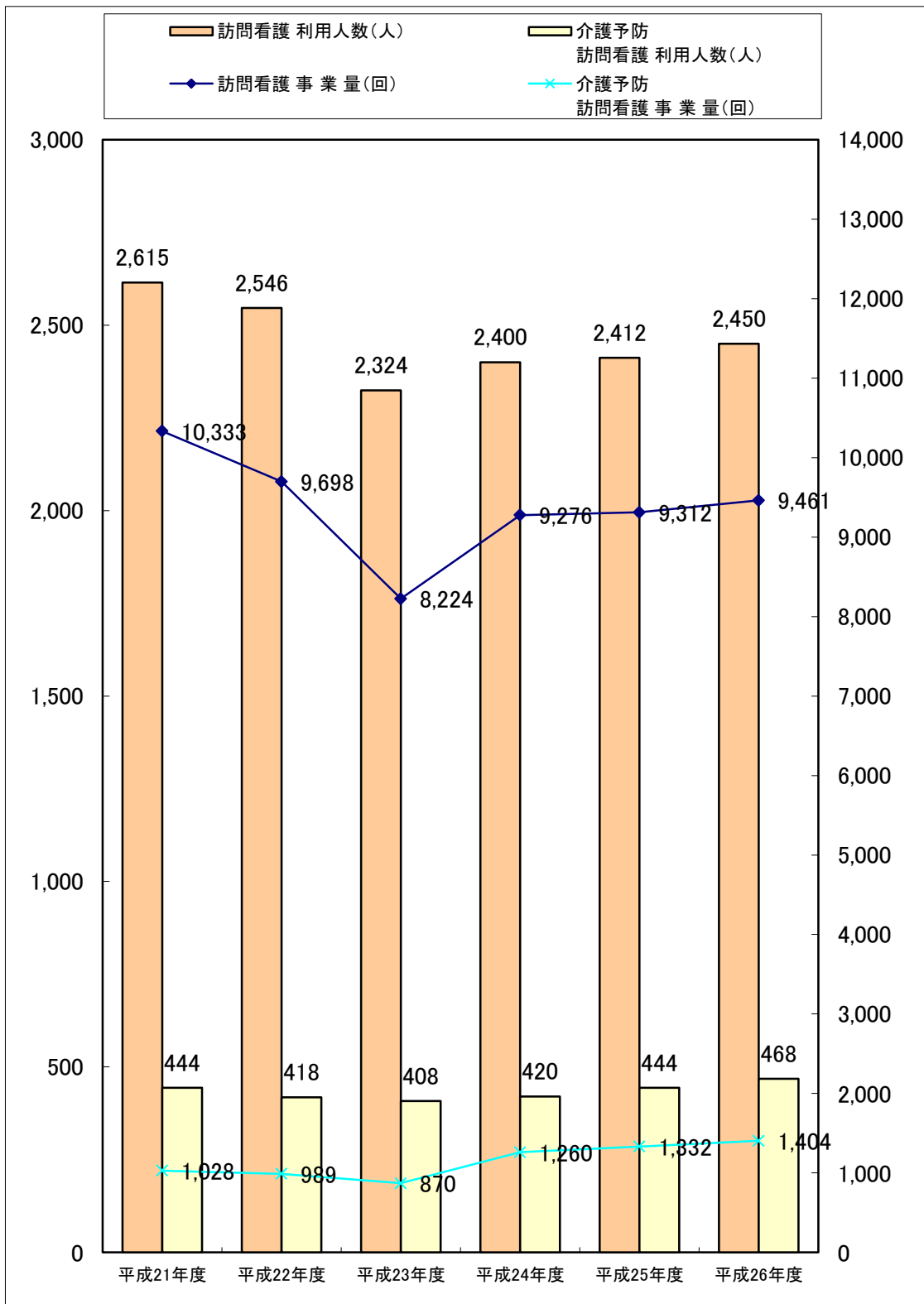
#### 【サービス量の見込】

最近の利用状況ではサービス量が減少傾向にありますが、これまでは一定量のサービス利用実績があったことを考慮して、介護分、予防分ともにほぼ横ばいで推移すると推計します。

(表4-12) サービス量の見込

| 区 分      |         | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問看護     | 利用人数(人) | 2,615  | 2,546  | 2,324  | 2,400  | 2,412  | 2,450  |
|          | 事業量(回)  | 10,333 | 9,698  | 8,224  | 9,276  | 9,312  | 9,461  |
| 介護予防訪問看護 | 利用人数(人) | 444    | 418    | 408    | 420    | 444    | 468    |
|          | 事業量(回)  | 1,028  | 989    | 870    | 1,260  | 1,332  | 1,404  |
| 合計       | 利用人数(人) | 3,059  | 2,964  | 2,732  | 2,820  | 2,856  | 2,918  |
|          | 事業量(回)  | 11,361 | 10,687 | 9,094  | 10,536 | 10,644 | 10,865 |

(グラフ4-8) 訪問看護・介護予防訪問看護の実績及び推移



#### ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病状が安定期にあり、在宅において医学的管理下でのリハビリテーションが必要と主治医が認めた要介護者を対象に、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士が、自宅を訪問して日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。

平成18年4月から、介護予防訪問リハビリテーションが創設され、主に生活機能を向上させる訓練等のサービスを提供しています。

##### 【現状】

平成21、22年度ともに利用実績が前計画の見込量を大きく上回っています。なお、市内の事業所数は72事業所となっています。

(表4-13) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |       | 平成22年度 |       |
|------------|--------|-------|--------|-------|
|            | 介護     | 予防    | 介護     | 予防    |
| 前計画の見込量(回) | 623    | 45    | 672    | 48    |
| 利 用 実 績(回) | 691    | 68    | 739    | 62    |
| 達 成 率(%)   | 110.9  | 151.1 | 110.0  | 129.2 |

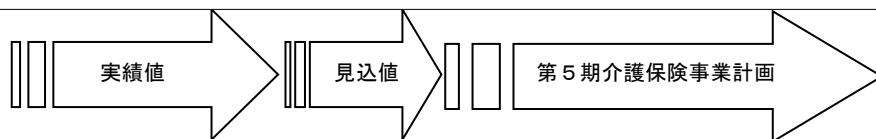
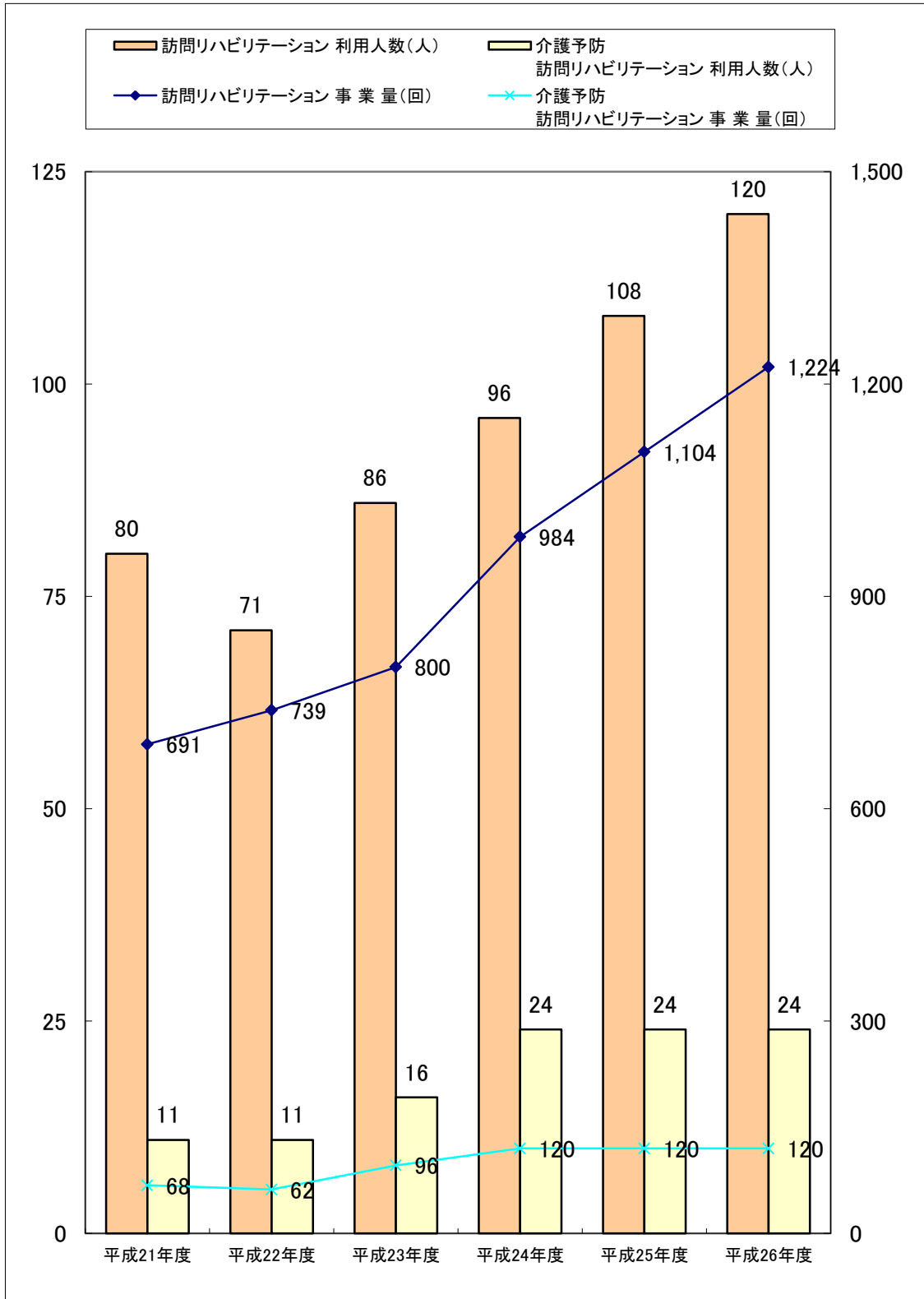
##### 【サービス量の見込】

これまでの実績からみると、介護分の事業量は増加しており、今後も増加傾向が続くと見込みます。また、予防分については、平成23年度において増加傾向を示していますが、利用人数も少ないことから横ばいで推移すると推計します。

(表4-14) サービス量の見込

| 区 分                     |             | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問リハビリ<br>テーション         | 利用人数<br>(人) | 80     | 71     | 86     | 96     | 108    | 120    |
|                         | 事業量<br>(回)  | 691    | 739    | 800    | 984    | 1,104  | 1,224  |
| 介護予防<br>訪問リハビリ<br>テーション | 利用人数<br>(人) | 11     | 11     | 16     | 24     | 24     | 24     |
|                         | 事業量<br>(回)  | 68     | 62     | 96     | 120    | 120    | 120    |
| 合計                      | 利用人数<br>(人) | 91     | 82     | 102    | 120    | 132    | 144    |
|                         | 事業量<br>(回)  | 759    | 801    | 896    | 1,104  | 1,224  | 1,344  |

(グラフ4-9) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実績及び推移



## ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

要介護者に対し，病院や診療所の医師，歯科医師，薬剤師，管理栄養士等が，定期的に訪問し療養上の管理及び指導などを行うサービスです。

平成18年4月から，介護予防居宅療養管理指導が創設され，主に生活機能の維持，向上を図るためのサービスを提供しています。

### 【現状】

第4期計画の達成率からみると，介護分，予防分ともに前計画の見込量を上回っており，平成21年度から平成22年度にかけても増加の傾向を示しています。

なお，市内の事業所数は173事業所となっています。

(表4-15) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |       | 平成22年度 |       |
|------------|--------|-------|--------|-------|
|            | 介護     | 予防    | 介護     | 予防    |
| 前計画の見込量(回) | 3,250  | 1,020 | 3,400  | 1,040 |
| 利用実績(回)    | 4,369  | 1,073 | 4,451  | 1,141 |
| 達成率(%)     | 134.4  | 105.2 | 130.9  | 109.7 |

※ 予防については月額報酬のため，人数に置き換える。

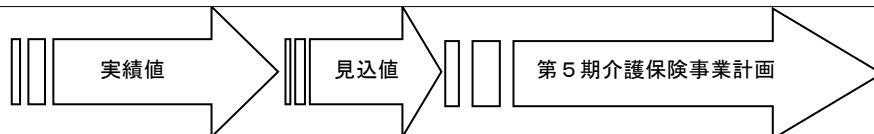
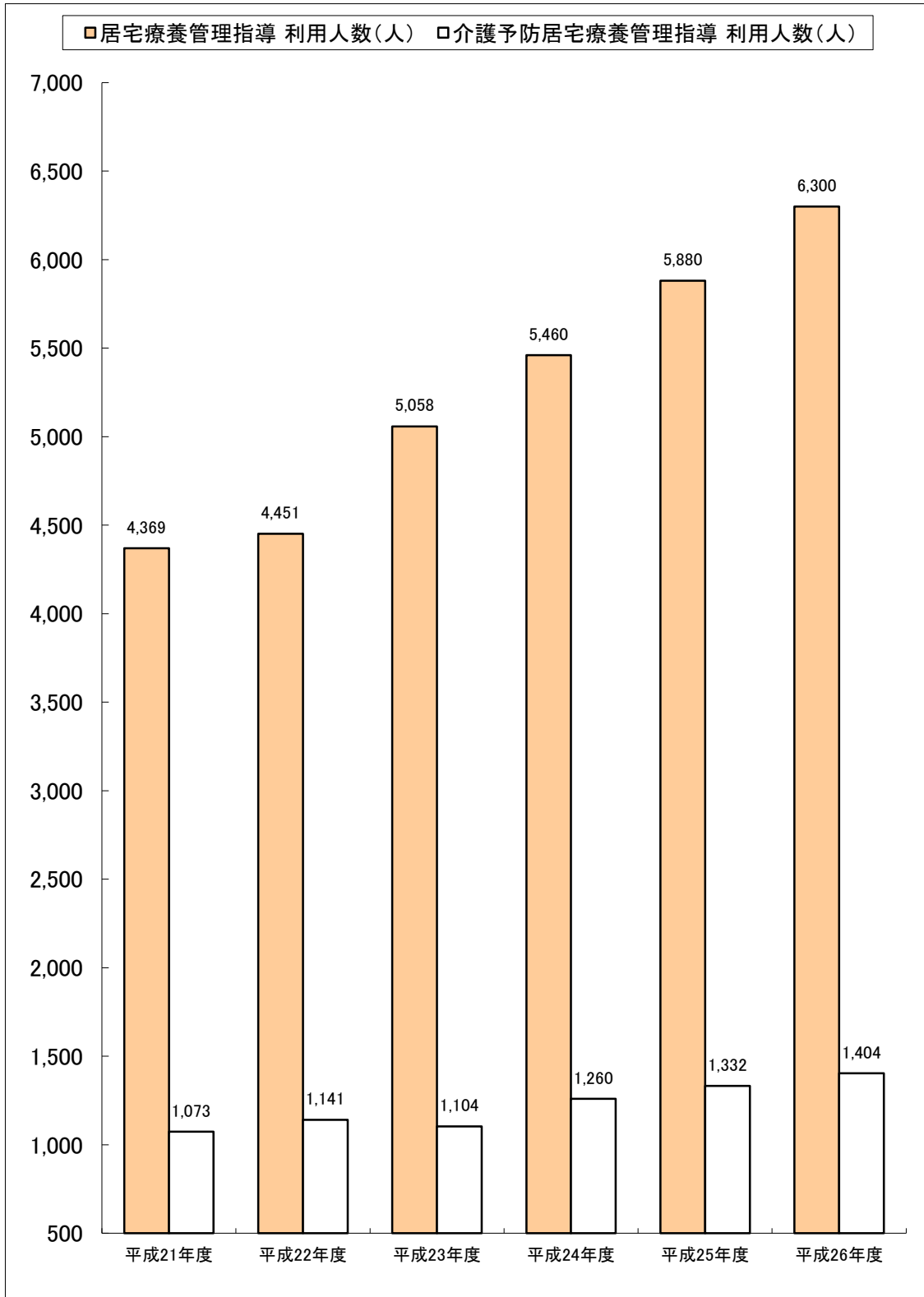
### 【サービス量の見込】

平成23年度において，介護分が大きく増加の見通しとなっており，今後もこの傾向が続くものと見込みます。また，予防分も平成23年度は前年度減と見込まれますが，今後は増加し平成26年度には7,704人と平成21年度の約1.4倍になると推計します。

(表4-16) サービス量の見込

| 区 分          |             | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 居宅療養管理指導     | 利用人数<br>(人) | 4,369  | 4,451  | 5,058  | 5,460  | 5,880  | 6,300  |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 利用人数<br>(人) | 1,073  | 1,141  | 1,104  | 1,260  | 1,332  | 1,404  |
| 合計           | 利用人数<br>(人) | 5,442  | 5,592  | 6,162  | 6,720  | 7,212  | 7,704  |

(グラフ4-10) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の実績及び推移



## ⑥通所介護・介護予防通所介護

在宅の要介護者に対し、通所介護施設で入浴・食事の提供とその介護，日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

平成18年4月から，介護予防通所介護が創設され，共通的サービス（日常生活の支援や能力を引き出し生活の中で生かしていくための支援）と選択的サービス（運動器の機能向上，栄養の改善，口腔機能の向上等）により生活機能の向上を図ります。

### 【現状】

第4期計画の達成状況から，介護分，予防分ともにほぼ前計画の見込量どおりの達成率となっており，平成21年度から平成22年度にかけての利用実績も増加の傾向を示しています。

なお，市内の事業所数は30事業所となっています。

(表4-17) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |       | 平成22年度  |       |
|------------|--------|-------|---------|-------|
|            | 介護     | 予防    | 介護      | 予防    |
| 前計画の見込量(回) | 95,360 | 2,994 | 103,732 | 3,258 |
| 利用実績(回)    | 95,240 | 3,235 | 100,658 | 3,363 |
| 達成率(%)     | 99.9   | 108.0 | 97.0    | 103.2 |

※ 予防については月額報酬のため，人数に置き換える。

### 【サービス量の見込】

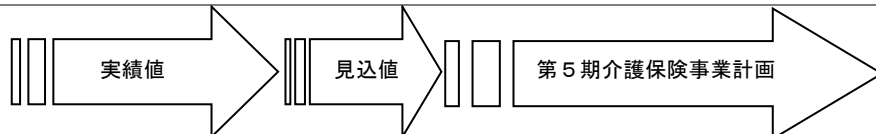
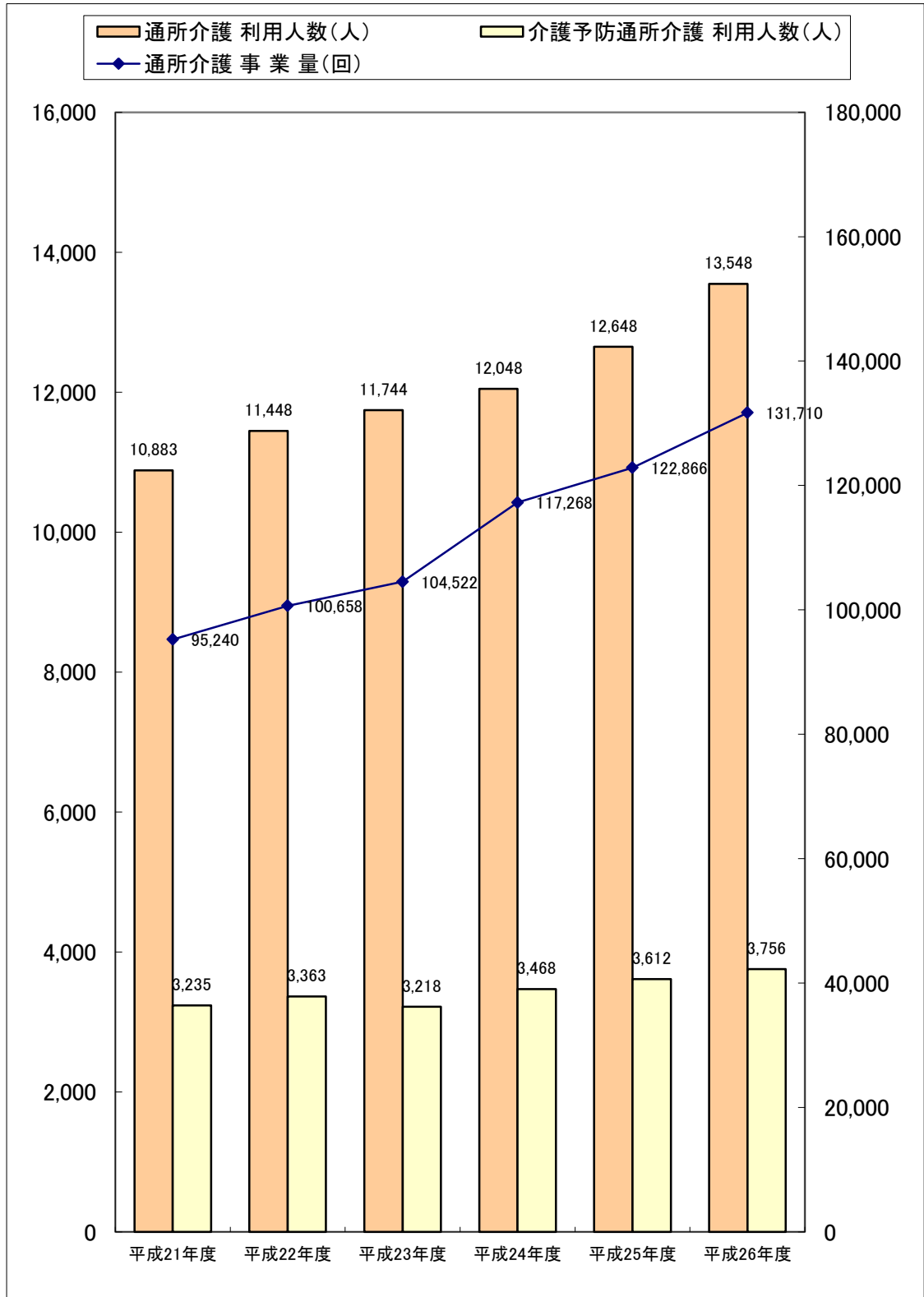
これまでの実績から居宅サービスの中で利用人数が最も多く，今後も増加すると見込まれます。予防給付での通所系サービスの位置づけが重要なものとなっていることもあり，サービス量は増加傾向になると推計します。

(表4-18) サービス量の見込

| 区 分      |         | 平成21年度 | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|----------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 通所介護     | 利用人数(人) | 10,883 | 11,448  | 11,744  | 12,048  | 12,648  | 13,548  |
|          | 事業量(回)  | 95,240 | 100,658 | 104,522 | 117,268 | 122,866 | 131,710 |
| 介護予防通所介護 | 利用人数(人) | 3,235  | 3,363   | 3,218   | 3,468   | 3,612   | 3,756   |
| 合計       | 利用人数(人) | 14,118 | 14,811  | 14,962  | 15,516  | 16,260  | 17,304  |



(グラフ4-11) 通所介護・介護予防通所介護の実績及び推移



## ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通所して、心身の機能の維持、回復を図り日常生活の自立を助けるための、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

平成18年4月から介護予防通所リハビリテーションが創設され、共通的服务（日常生活の支援、リハビリテーションや能力を引き出し生活の中で生かしていくための支援）と選択的サービス（運動器の機能向上、栄養の改善、口腔機能の向上）により、生活機能の向上を図っています。

### 【現状】

第4期計画の達成状況から、介護分、予防分ともに前計画の見込量を上回っており、増加の傾向を示しています。

なお、市内の事業所数は14事業所となっています。

(表4-19) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |       | 平成22年度 |       |
|------------|--------|-------|--------|-------|
|            | 介護     | 予防    | 介護     | 予防    |
| 前計画の見込量(回) | 32,494 | 1,157 | 36,326 | 1,281 |
| 利用実績(回)    | 33,599 | 1,220 | 36,442 | 1,466 |
| 達成率(%)     | 103.4  | 105.4 | 100.3  | 114.4 |

※ 予防については月額報酬のため、人数に置き換える。

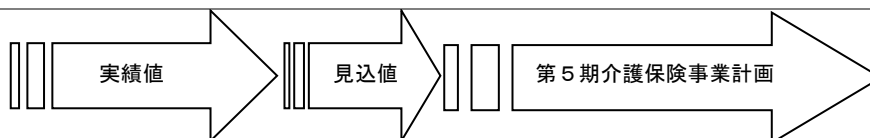
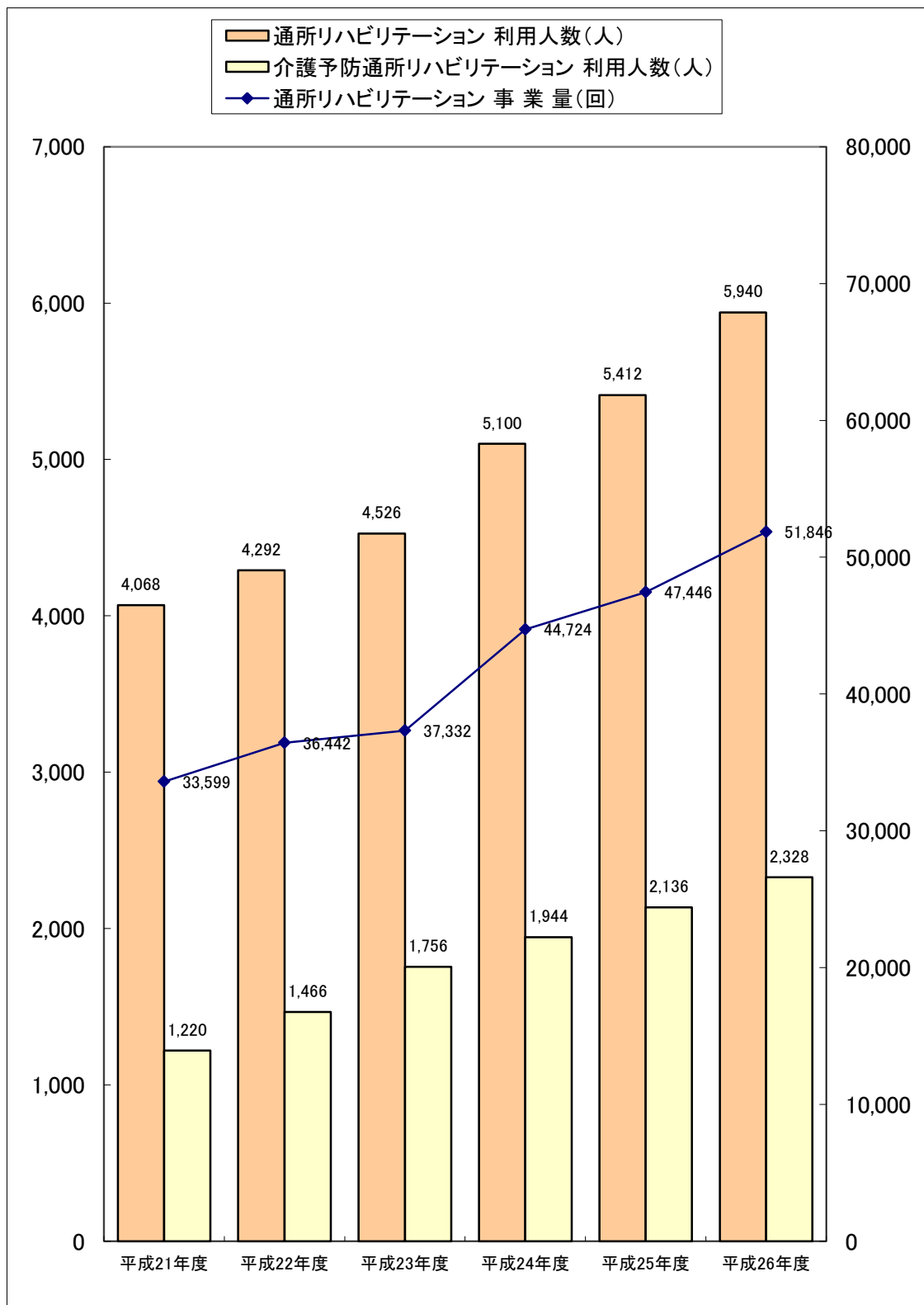
### 【サービス量の見込】

これまでの実績から介護分、予防分とも増加の傾向が顕著であり、今後もこの傾向が続くものと見込まれます。平成26年度の利用人数は8,268人となり、平成21年度の1.5倍以上になると推計します。

(表4-20) サービス量の見込

| 区 分                     |             | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 通所リハビリ<br>テーション         | 利用人数<br>(人) | 4,068  | 4,292  | 4,526  | 5,100  | 5,412  | 5,940  |
|                         | 事業量<br>(回)  | 33,599 | 36,442 | 37,332 | 44,724 | 47,446 | 51,846 |
| 介護予防通所<br>リハビリテー<br>ション | 利用人数<br>(人) | 1,220  | 1,466  | 1,756  | 1,944  | 2,136  | 2,328  |
| 合計                      | 利用人数<br>(人) | 5,288  | 5,758  | 6,282  | 7,044  | 7,548  | 8,268  |

(グラフ4-12) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実績及び推移



## ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要介護者が家族の病気や休養等のため、一時的に介護が困難になったときに、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

平成18年4月から介護予防短期入所生活介護が創設され、同様の理由で一時的に在宅でのサービス利用が困難になった時、施設において支援を行い生活機能の維持、向上を図っています。

### 【現状】

第4期計画の達成状況から、介護分については概ね見込みどおりの利用実績でしたが、予防分については大幅に見込みを下回りました。平成21年度、平成22年度の伸びを比較すると介護分は増加傾向、予防分は減少傾向にあります。

なお、市内の事業所数は6事業所となっています。

(表4-21) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |      | 平成22年度 |       |
|------------|--------|------|--------|-------|
|            | 介護     | 予防   | 介護     | 予防    |
| 前計画の見込量(回) | 29,662 | 927  | 33,158 | 1,003 |
| 利 用 実 績(回) | 30,624 | 630  | 33,079 | 566   |
| 達 成 率(%)   | 103.2  | 68.0 | 99.8   | 56.4  |

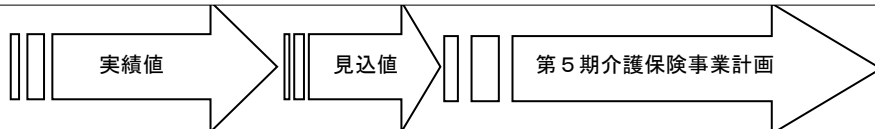
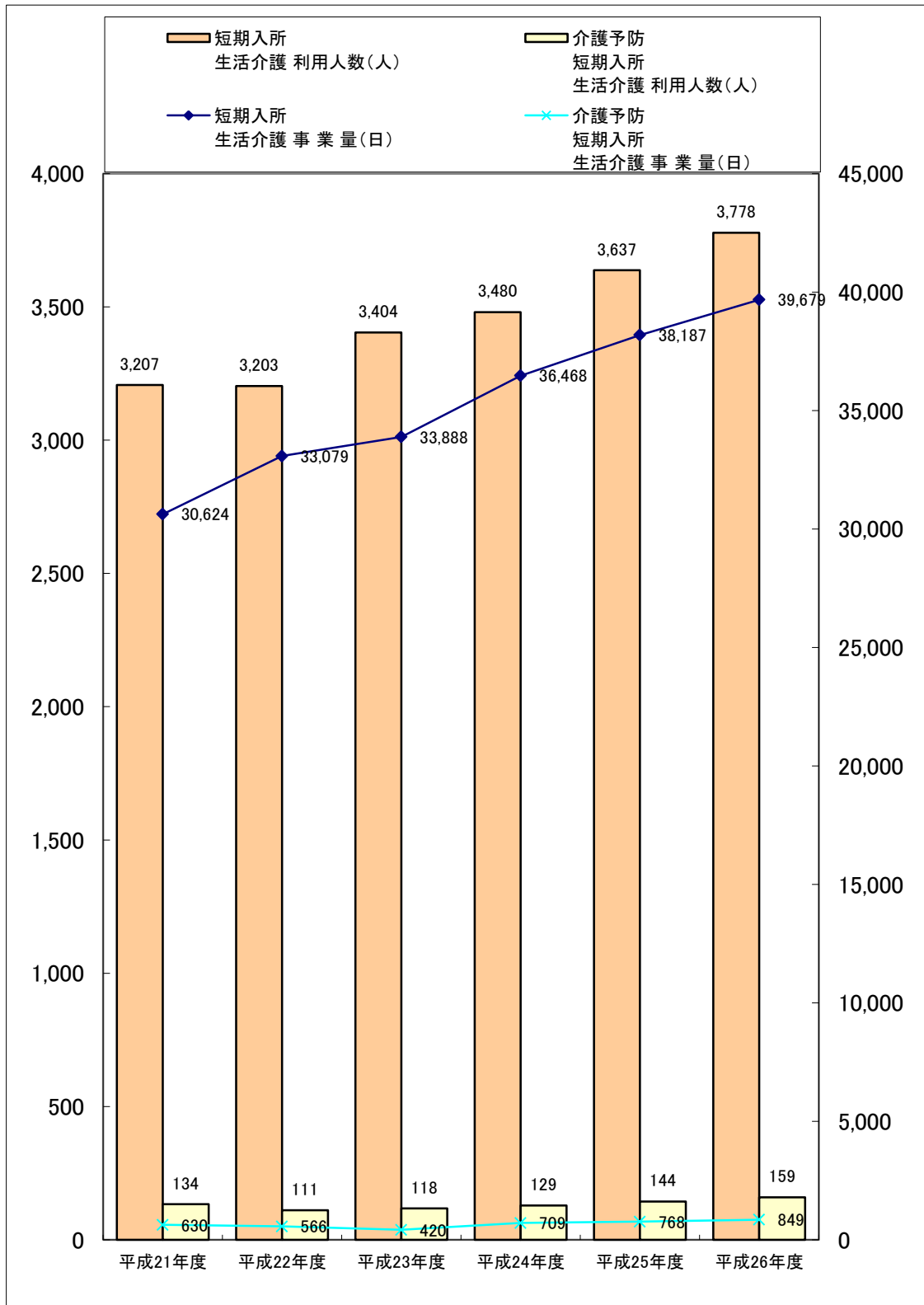
### 【サービス量の見込】

平成23年度において、介護分の利用人数は大きく増加する見通しとなっており、需要が大きいことから今後も増加すると見込まれます。また、予防分についても、一定量のサービスは見込まれ、認定者数の自然増を考慮し緩やかに増加していくものと見込みます。

(表4-22) サービス量の見込

| 区 分          |         | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 短期入所生活介護     | 利用人数(人) | 3,207  | 3,203  | 3,404  | 3,480  | 3,637  | 3,778  |
|              | 事業量(日)  | 30,624 | 33,079 | 33,888 | 36,468 | 38,187 | 39,679 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 利用人数(人) | 134    | 111    | 118    | 129    | 144    | 159    |
|              | 事業量(日)  | 630    | 566    | 420    | 709    | 768    | 849    |
| 合計           | 利用人数(人) | 3,341  | 3,314  | 3,522  | 3,609  | 3,781  | 3,937  |
|              | 事業量(日)  | 31,254 | 33,645 | 34,308 | 37,177 | 38,955 | 40,528 |

(グラフ4-13) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実績及び推移



## ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、病状が安定期にある要介護者を介護老人保健施設や介護療養型医療施設において、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話をを行うサービスです。

平成18年4月から、介護予防短期療養介護が創設され、要支援者に対し、施設において支援を行い生活機能の維持、向上を図っています。

### 【現状】

第4期計画の達成状況から、介護分の平成21年度の達成率は前計画の見込量を下回っていますが、平成22年度は見込みどおりの達成率となっています。また、予防分の利用実績は見込量を大幅に下回っています。

なお、市内の事業所数は8事業所となっています。

(表4-23) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |      | 平成22年度 |     |
|------------|--------|------|--------|-----|
|            | 介護     | 予防   | 介護     | 予防  |
| 前計画の見込量(回) | 2,896  | 89   | 3,155  | 95  |
| 利用実績(回)    | 1,933  | 24   | 3,197  | 0   |
| 達成率(%)     | 66.7   | 27.0 | 101.3  | 0.0 |

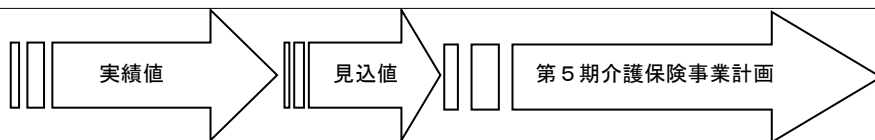
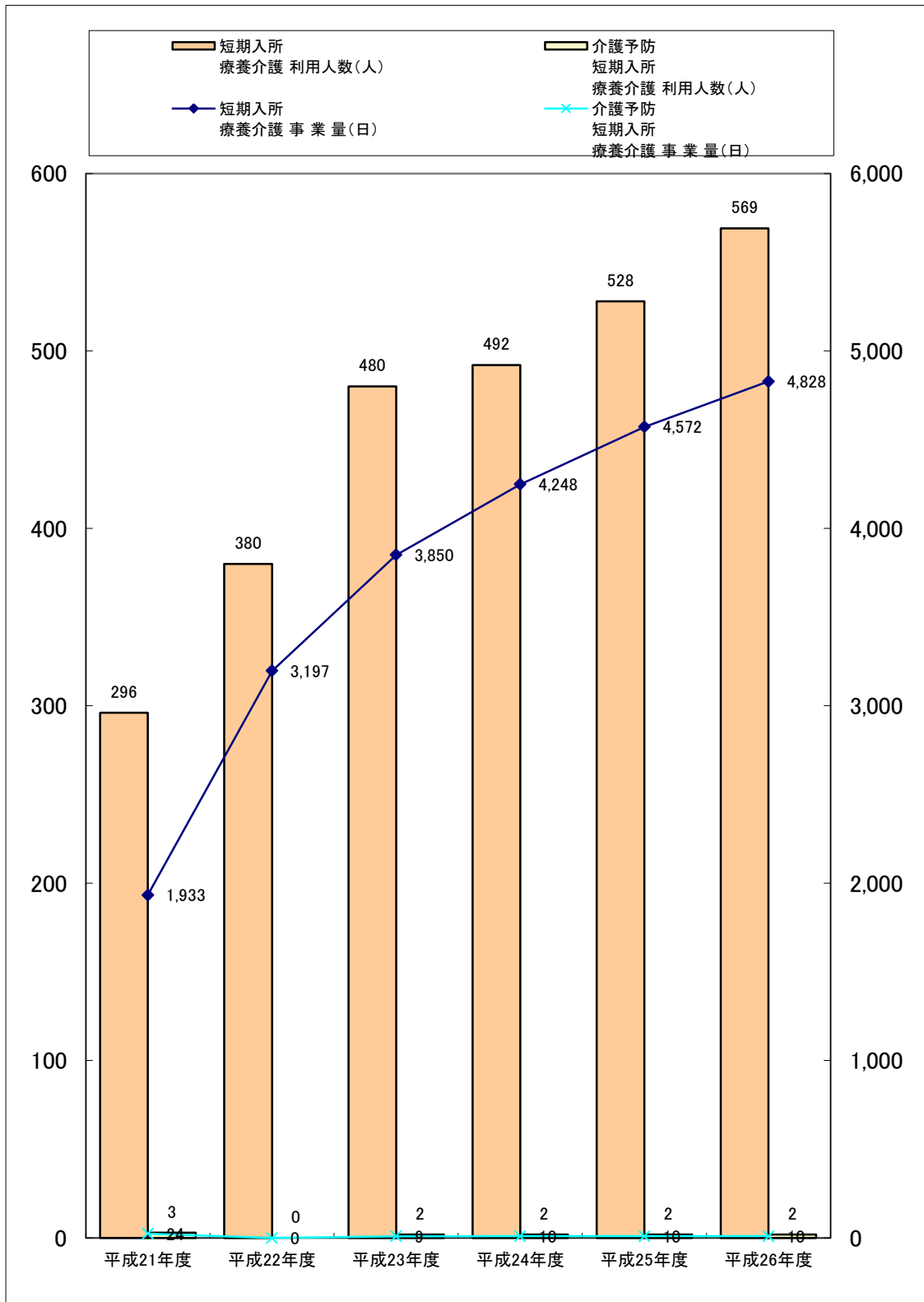
### 【サービス量の見込】

これまでの実績から、介護分の利用人数は今後も増加すると見込まれます。また、予防分はそのサービス内容から利用者が限定されるため、一定のサービス量で推移すると見込まれます。

(表4-24) サービス量の見込

| 区 分          |         | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 短期入所療養介護     | 利用人数(人) | 296    | 380    | 480    | 492    | 528    | 569    |
|              | 事業量(日)  | 1,933  | 3,197  | 3,850  | 4,248  | 4,572  | 4,828  |
| 介護予防短期入所療養介護 | 利用人数(人) | 3      | 0      | 2      | 2      | 2      | 2      |
|              | 事業量(日)  | 24     | 0      | 9      | 10     | 10     | 10     |
| 合計           | 利用人数(人) | 299    | 380    | 482    | 494    | 530    | 571    |
|              | 事業量(日)  | 1,957  | 3,197  | 3,859  | 4,258  | 4,582  | 4,838  |

(グラフ4-14) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の実績及び推移



## ⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の援助、機能訓練等を行うサービスです。

平成18年4月から、介護予防特定施設入居者生活介護が創設され、入居している施設において、自立した生活の実現にむけた支援等を行っています。

### 【現状】

第4期計画の達成状況から、介護分、予防分ともにほぼ前計画の見込量どおりの達成率となっており、平成21年度から平成22年度にかけて増加の傾向を示しています。なお、市内の事業所数は3事業所となっています。

(表4-25) 第4期計画の達成状況

| 区 分          | 平成21年度 |       | 平成22年度 |       |
|--------------|--------|-------|--------|-------|
|              | 介護     | 予防    | 介護     | 予防    |
| 前計画の見込量(人/月) | 65     | 15    | 71     | 17    |
| 利 用 実 績(人/月) | 69     | 16    | 71     | 20    |
| 達 成 率(%)     | 106.2  | 106.7 | 100.0  | 117.6 |

### 【サービス量の見込】

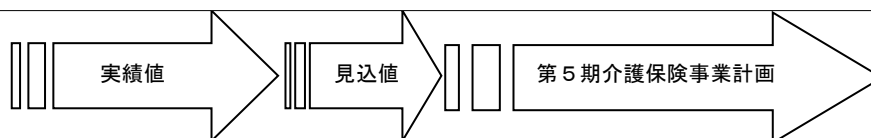
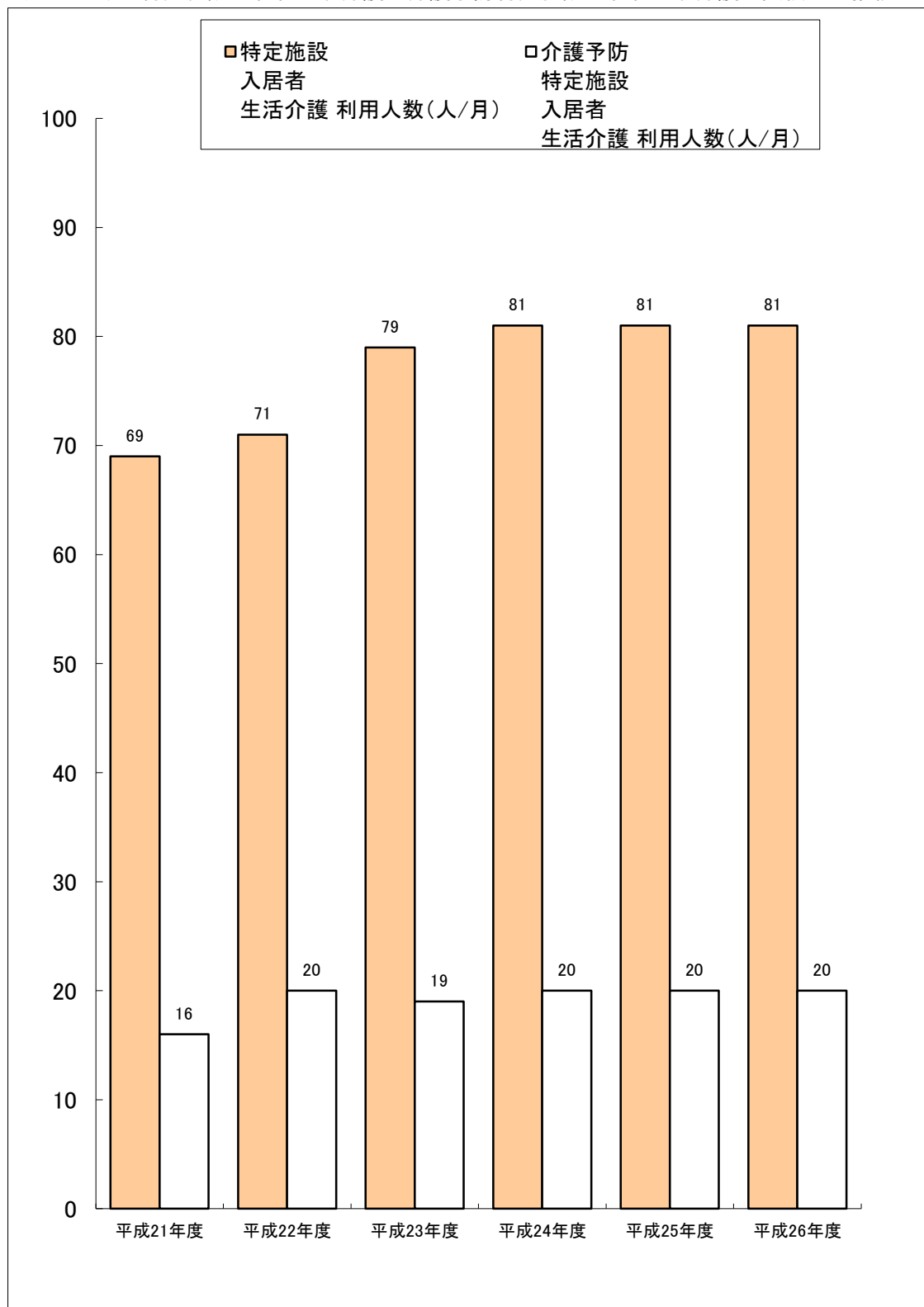
これまでの実績から利用者は増加傾向にありますが、平成24年度以降においては、介護老人福祉施設等の開設により横ばいで推移すると見込みます。

(表4-26) サービス量の見込

| 区 分                         |               | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定施設<br>入居者<br>生活介護         | 利用人数<br>(人/月) | 69     | 71     | 79     | 81     | 81     | 81     |
| 介護予防<br>特定施設<br>入居者<br>生活介護 | 利用人数<br>(人/月) | 16     | 20     | 19     | 20     | 20     | 20     |
| 合計                          | 利用人数<br>(人/月) | 85     | 91     | 98     | 101    | 101    | 101    |



(グラフ4-15) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の実績及び推移



## ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者に対し，日常生活を支援する特殊寝台やエアマット・車いす等を貸与するサービスです。

平成18年4月から，介護予防福祉用具貸与が創設され，要支援者の状態の維持や改善を図ることを目的に，必要に応じた福祉用具の貸与を行っています。

### 【現状】

第4期計画の達成状況から，介護分についてはほぼ前計画の見込量どおり，予防分については約150%の達成率となっています。

利用実績は増加していますが，サービス利用者への必要かつ適切な貸与を行うことが重要となっています。

なお，市内の事業所数は6事業所となっています。

(表4-27) 第4期計画の達成状況

| 区 分         | 平成21年度 |       | 平成22年度 |       |
|-------------|--------|-------|--------|-------|
|             | 介護     | 予防    | 介護     | 予防    |
| 前計画の見込量 (件) | 9,464  | 761   | 10,172 | 810   |
| 利 用 実 績 (件) | 9,437  | 1,125 | 10,096 | 1,272 |
| 達 成 率 (%)   | 99.7   | 147.8 | 99.3   | 157.0 |

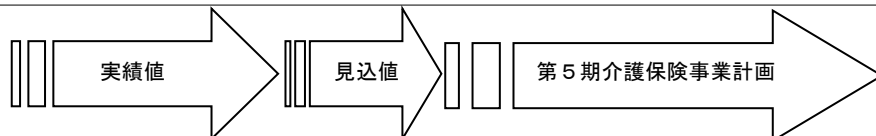
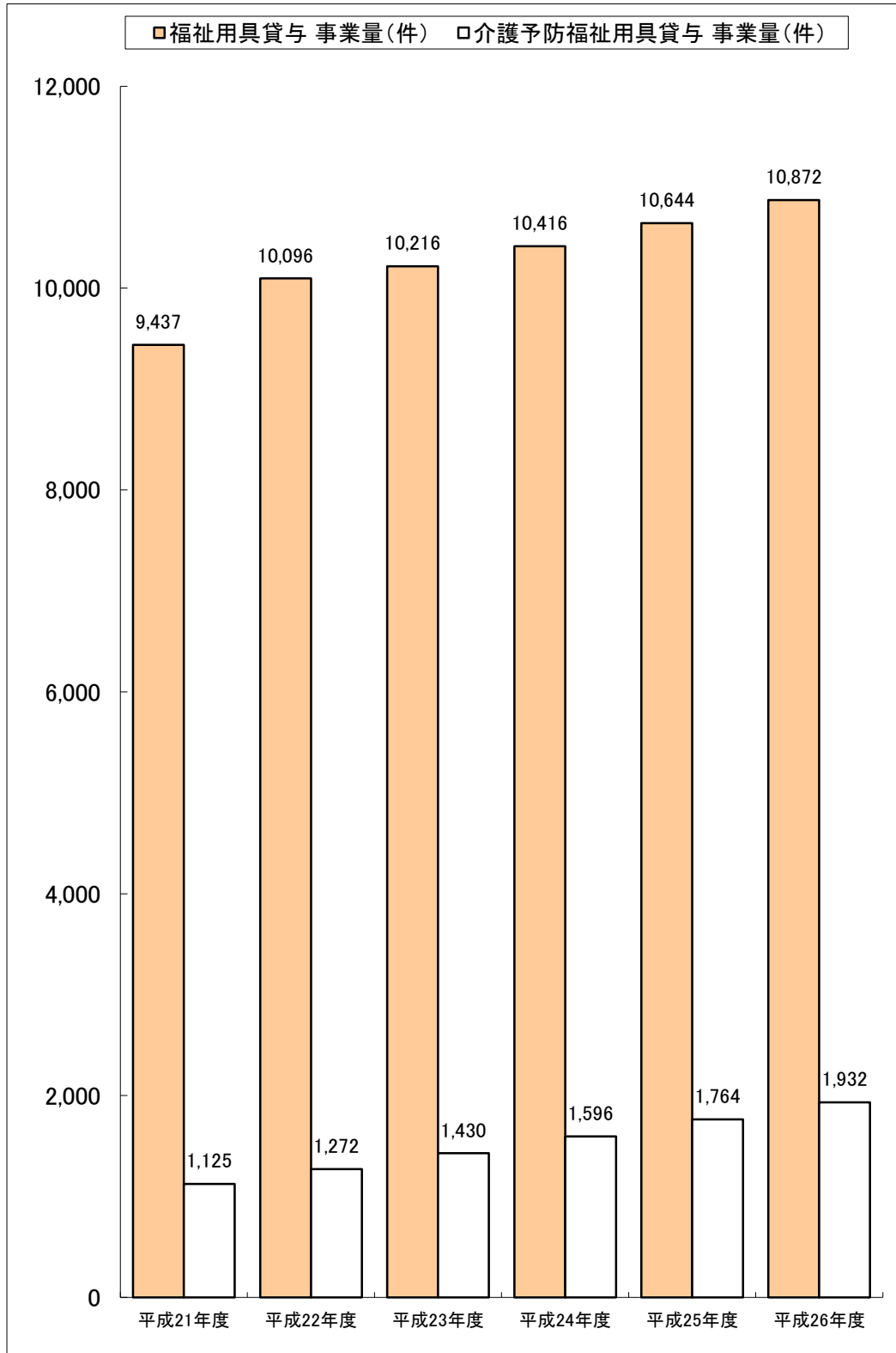
### 【サービス量の見込】

これまでの実績から，介護分，予防分ともに増加傾向であり，平成26年度には12,804件と平成21年度の1.2倍の事業量になると推計します。

(表4-28) サービス量の見込

| 区 分                      | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 福祉用具貸与<br>事業量<br>(件)     | 9,437  | 10,096 | 10,216 | 10,416 | 10,644 | 10,872 |
| 介護予防福祉用具貸与<br>事業量<br>(件) | 1,125  | 1,272  | 1,430  | 1,596  | 1,764  | 1,932  |
| 合計<br>事業量<br>(件)         | 10,562 | 11,368 | 11,646 | 12,012 | 12,408 | 12,804 |

(グラフ4-16) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の実績及び推移



## ⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入費を支給するサービスです。

平成18年4月から特定介護予防福祉用具販売が創設され、要支援者の状態の維持や改善を図ることを目的に、必要に応じた福祉用具の購入費の支給を行っています。

### 【現状】

第4期計画の達成状況から、介護分、予防分ともに前計画の見込量を下回っていますが、どちらの利用実績も増加傾向にあります。

なお、市内の事業所数は8事業所となっています。

(表4-29) 第4期計画の達成状況

| 区 分         | 平成21年度 |      | 平成22年度 |      |
|-------------|--------|------|--------|------|
|             | 介護     | 予防   | 介護     | 予防   |
| 前計画の見込量 (件) | 360    | 96   | 400    | 116  |
| 利 用 実 績 (件) | 218    | 71   | 258    | 79   |
| 達 成 率 (%)   | 60.6   | 74.0 | 64.5   | 68.1 |

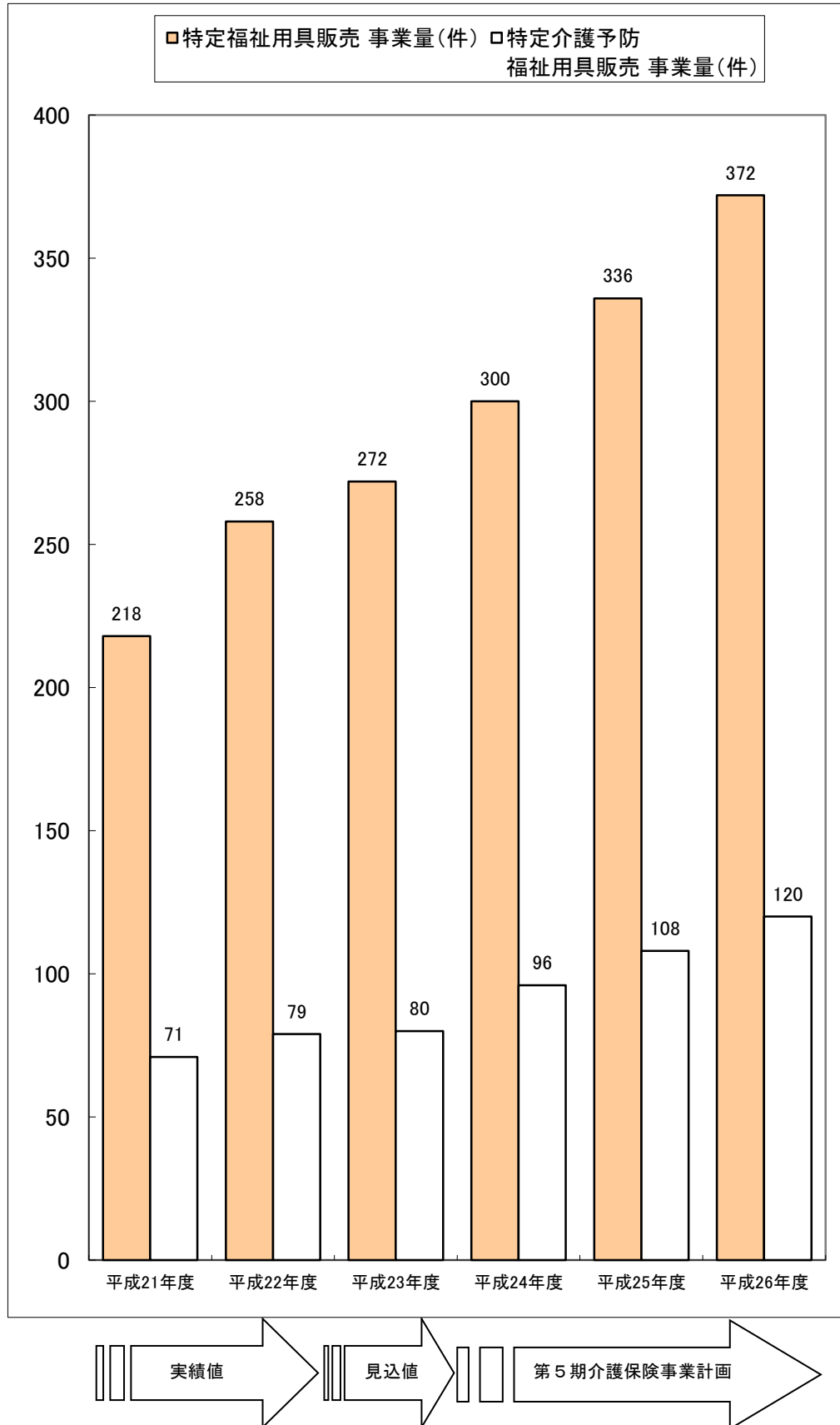
### 【サービス量の見込】

これまでの実績から、今後も介護分、予防分ともに増加すると見込み、全体としては平成26年度には492件と平成21年度の1.7倍の事業量になると推計します。

(表4-30) サービス量の見込

| 区 分                            | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定福祉用具販売<br>事業量<br>(件)         | 218    | 258    | 272    | 300    | 336    | 372    |
| 特定介護予防<br>福祉用具販売<br>事業量<br>(件) | 71     | 79     | 80     | 96     | 108    | 120    |
| 合 計<br>事業量<br>(件)              | 289    | 337    | 352    | 396    | 444    | 492    |

(グラフ4-17) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の実績及び推移



### ⑬住宅改修・介護予防住宅改修

要介護者が、居宅の手すりの取付けや段差の解消等住宅の改修を行ったときに、改修費を支給するサービスです。

平成18年4月から、介護予防住宅改修が創設され、要支援者の状態の維持や改善を図ることを目的に、必要に応じた住宅改修費の支給を行っています。

#### 【現状】

第4期の達成状況から、介護分、予防分ともに前計画の見込量を下回っていますが、利用実績は年々増加しています。

(表4-31) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |      | 平成22年度 |      |
|------------|--------|------|--------|------|
|            | 介護     | 予防   | 介護     | 予防   |
| 前計画の見込量(回) | 185    | 80   | 210    | 100  |
| 利 用 実 績(回) | 158    | 72   | 171    | 77   |
| 達 成 率(%)   | 85.4   | 90.0 | 81.4   | 77.0 |

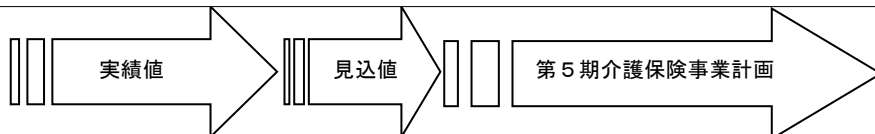
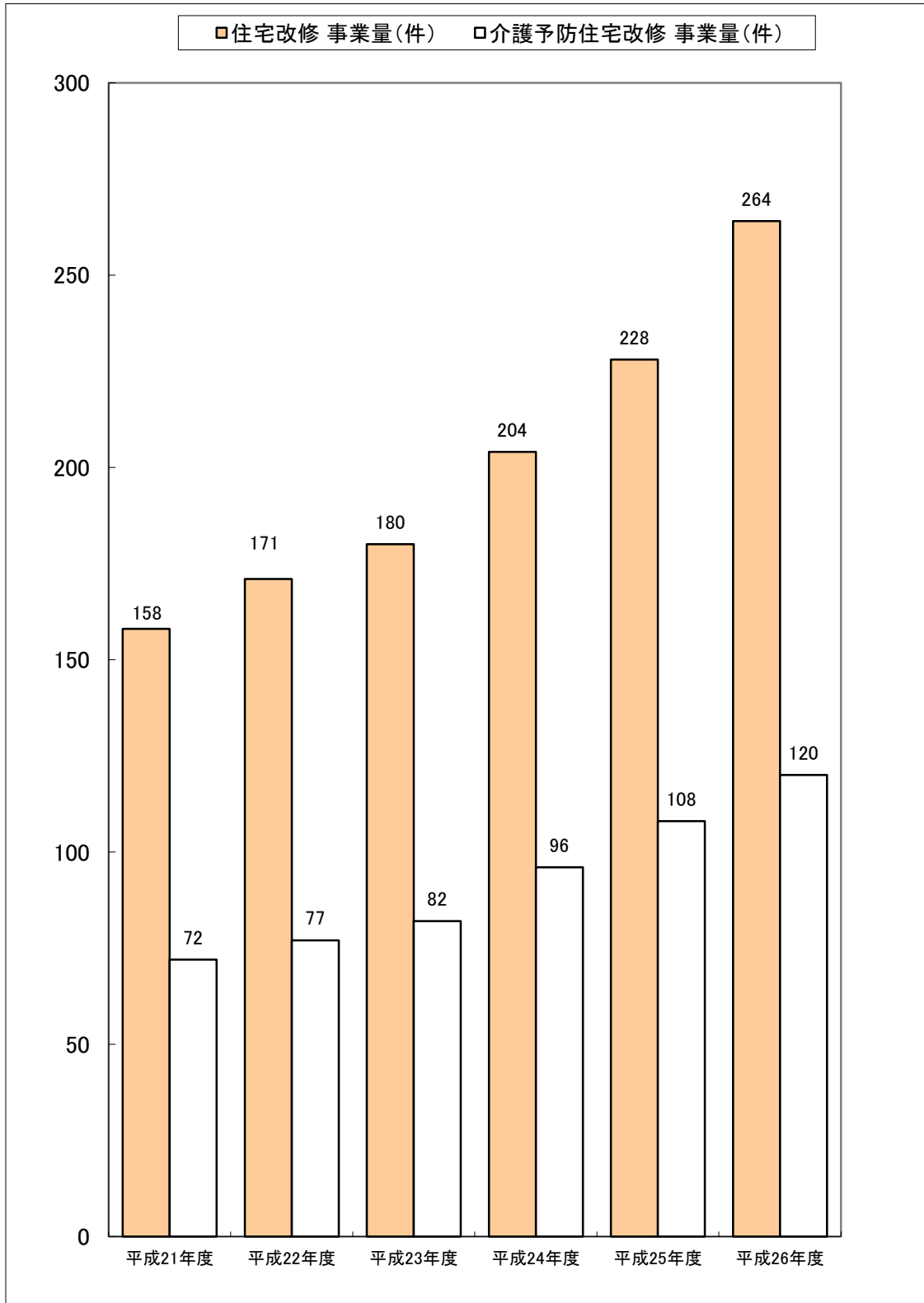
#### 【サービス量の見込】

これまでの実績から、今後も増加していくものと見込み、全体としては平成26年度には384件と平成21年度の約1.7倍の利用件数になると推計します。

(表4-32) サービス量の見込

| 区 分                    | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 住宅改修<br>事業量<br>(件)     | 158    | 171    | 180    | 204    | 228    | 264    |
| 介護予防住宅改修<br>事業量<br>(件) | 72     | 77     | 82     | 96     | 108    | 120    |
| 合計<br>事業量<br>(件)       | 230    | 248    | 262    | 300    | 336    | 384    |

(グラフ4-18) 住宅改修・介護予防住宅改修の実績及び推移



## ⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、居宅サービスを適切に利用できるように、要介護者の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容等を決め、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整、利用実績の管理、施設の紹介等を行うサービスです。

平成18年4月から、要支援者を対象に介護予防支援が創設され、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成等は地域包括支援センターで行っています。

### 【現状】

第4期計画の達成状況から、介護分は全計画の見込量より下回っていますが、予防分は若干上回っています。介護分、予防分ともに利用実績は大幅に増加しています。

今後も受給者の増加が見込まれることから、社会福祉法人、医療機関、民間事業所等の多様な主体による居宅支援事業所の確保とケアマネジャーの質的な向上を図る必要があります。

なお、市内の事業所数は32事業所となっています（地域包括支援センターを含みます）。

（表4-33） 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |       | 平成22年度 |       |
|------------|--------|-------|--------|-------|
|            | 介護     | 予防    | 介護     | 予防    |
| 前計画の見込量（回） | 20,219 | 6,978 | 21,848 | 7,416 |
| 利 用 実 績（回） | 19,185 | 7,098 | 20,020 | 7,494 |
| 達 成 率（％）   | 94.9   | 101.7 | 91.6   | 101.1 |

### 【サービス量の見込】

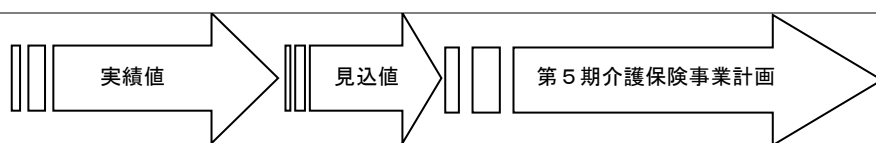
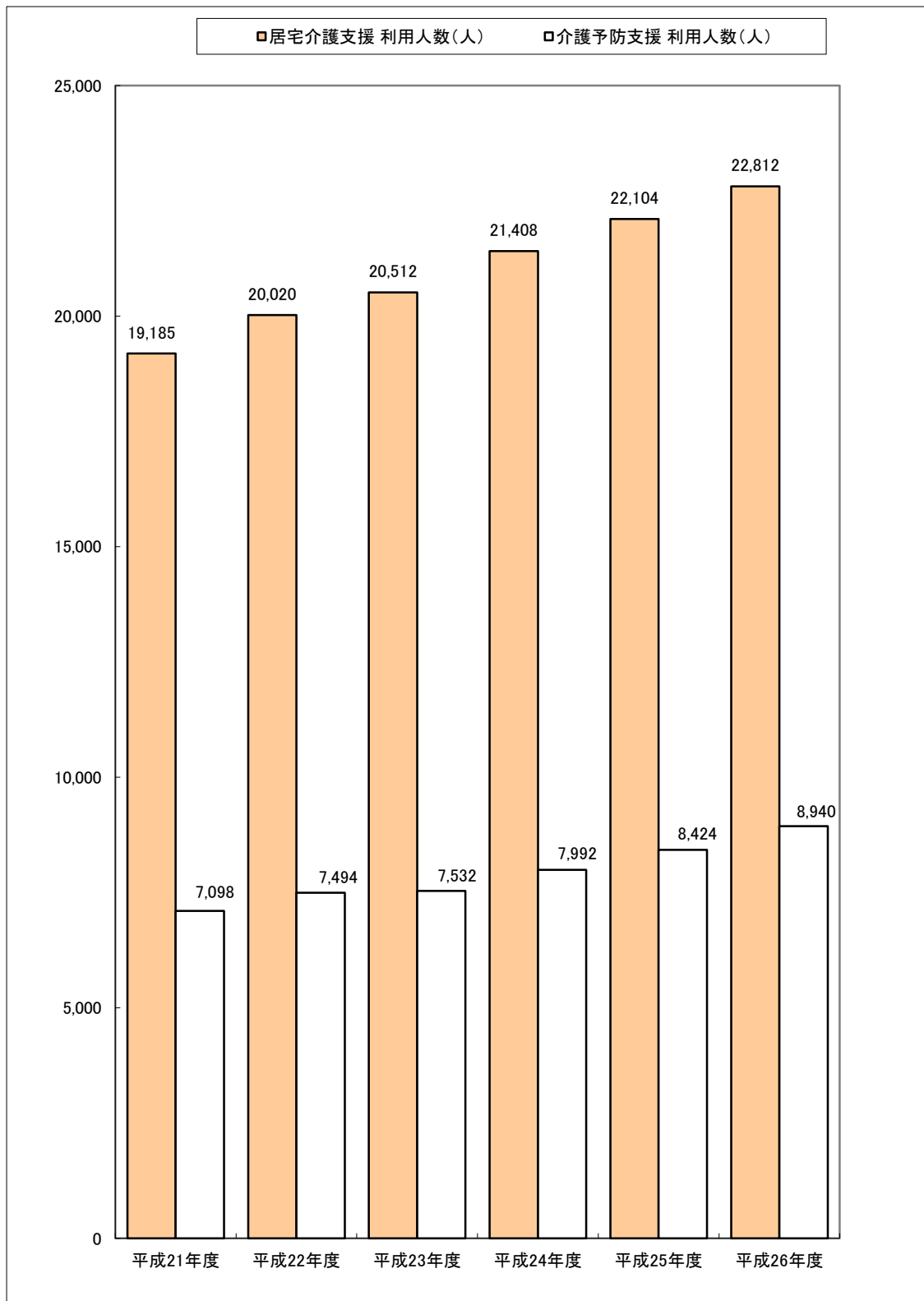
これまでの実績から、今後も大幅に増加するものと見込み、全体としては平成26年度には31,752人と平成21年度の1.2倍になると推計します。

（表4-34） サービス量の見込

| 区 分    |             | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 居宅介護支援 | 利用人数<br>（人） | 19,185 | 20,020 | 20,512 | 21,408 | 22,104 | 22,812 |
| 介護予防支援 | 利用人数<br>（人） | 7,098  | 7,494  | 7,532  | 7,992  | 8,424  | 8,940  |
| 合計     | 利用人数<br>（人） | 26,283 | 27,514 | 28,044 | 29,400 | 30,528 | 31,752 |



(グラフ4-19) 居宅介護支援・介護予防支援の実績及び推移





## 5 施設サービス

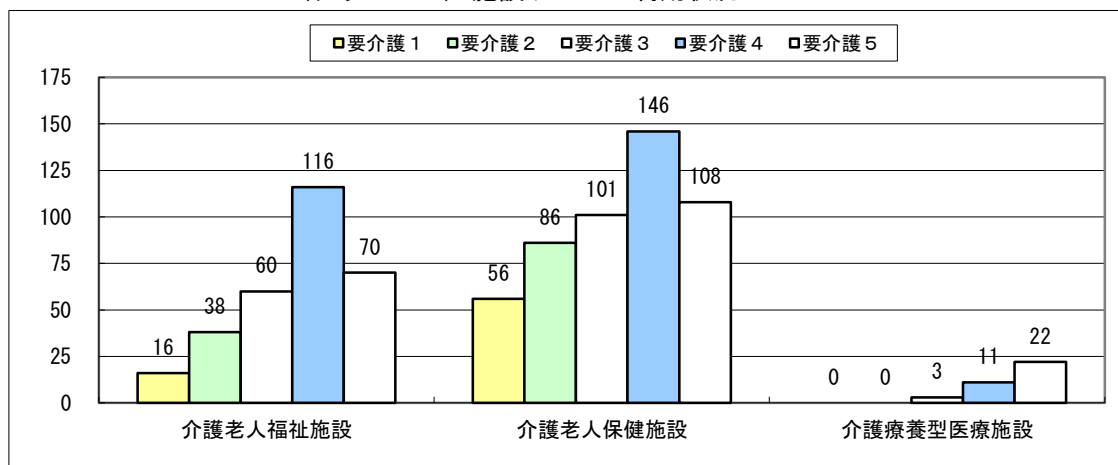
### (1) 現状及び今後の方針

#### 【現状】

#### ① 利用状況

平成23年8月の施設サービス利用者のうち、「介護老人保健施設」利用者が59.7%で最も高く、次いで「介護老人福祉施設」利用者が36.0%となっており、「介護療養型医療施設」利用者は4.3%となっています。また、利用者の要介護度をみると、要介護3以上の利用者の比率が高まっており、「介護老人福祉施設」利用者の82.0%、「介護老人保健施設」利用者の71.4%、「介護療養型医療施設」利用者の全てが要介護3以上となっています。

(グラフ4-20) 施設サービス利用状況



#### 【今後の方針】

#### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備促進

施設ニーズに対応するため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備の促進を図ります。

#### ② サービスの質の向上

各介護保険施設との定期的な情報交換を行い、施設サービスの内容や苦情処理対策の充実などサービスの質の向上に努めます。

## (2) サービス別見込量

### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする要介護者の生活の場として、介護や食事、入浴等の日常生活上の支援が行われる施設です。

#### 【現状】

第4期計画の達成率は、平成21年度91.5%、平成22年度90.2%となっています。計画期間中に新規施設の開所がなかったことから、利用人数は横ばいで推移しています。

なお、市内の施設数は5施設あり、ベッド数は286床です。

(表4-35) 介護老人福祉施設整備・利用状況

| 区 分          | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------------|--------|--------|
| 整備数(床)       | 286    | 286    |
| 前計画の見込量(人/月) | 330    | 337    |
| 利用実績(人/月)    | 302    | 304    |
| 達成率(%)       | 91.5%  | 90.2%  |

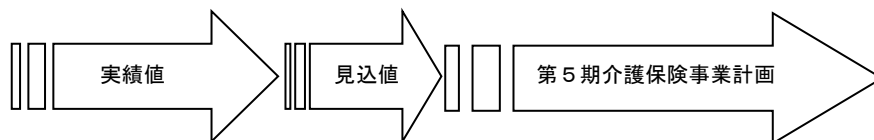
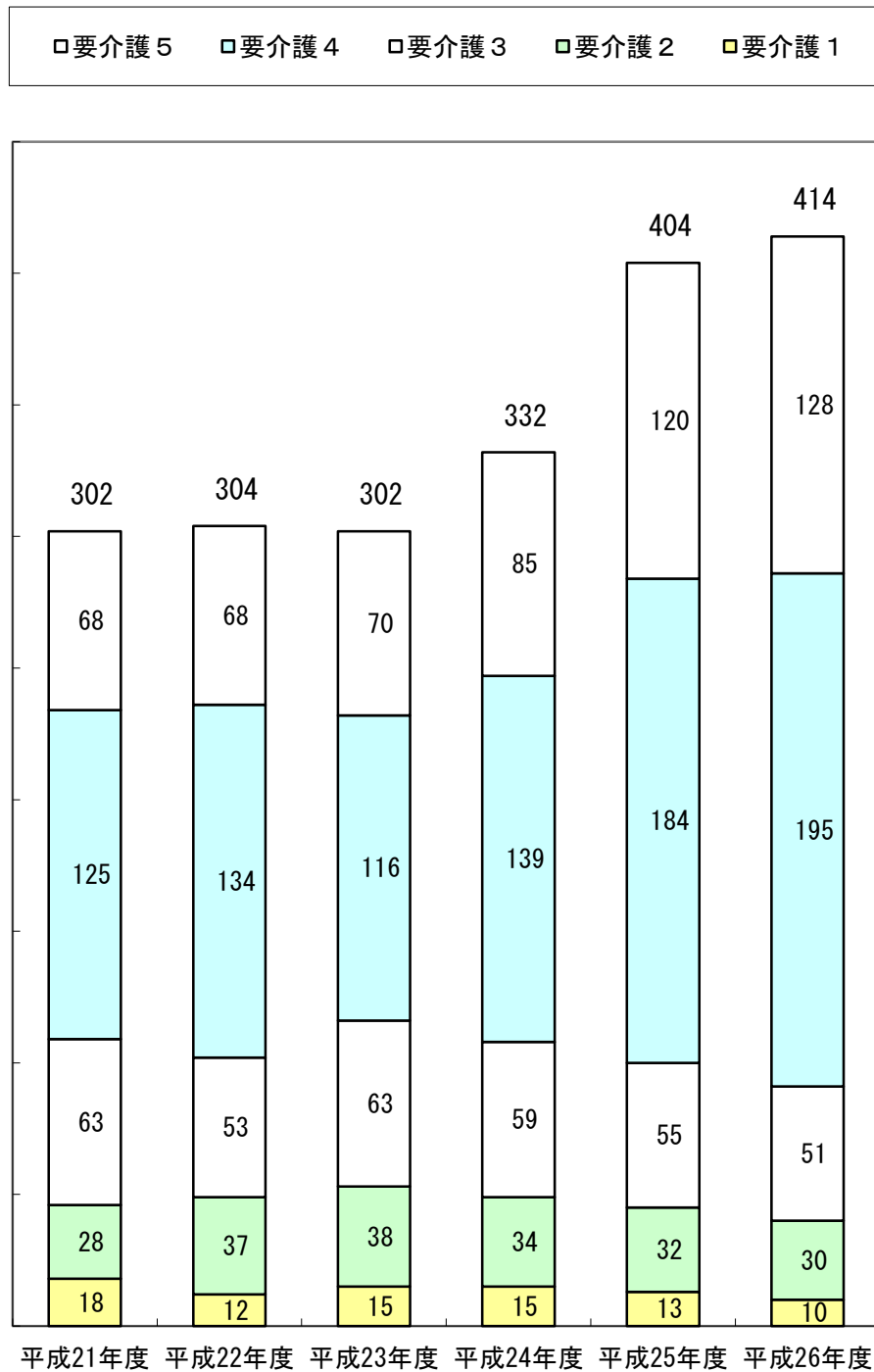
#### 【サービス量の見込】

介護老人福祉施設については、平成24年度と平成25年度に近隣市町村及び市内において整備が見込まれることから、利用者は大きく増加し、平成26年度には414人と平成21年度の約1.4倍になると推計します。

(表4-36) サービス量の見込

|      | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要介護1 | 18     | 12     | 15     | 15     | 13     | 10     |
| 要介護2 | 28     | 37     | 38     | 34     | 32     | 30     |
| 要介護3 | 63     | 53     | 63     | 59     | 55     | 51     |
| 要介護4 | 125    | 134    | 116    | 139    | 184    | 195    |
| 要介護5 | 68     | 68     | 70     | 85     | 120    | 128    |
| 合計   | 302    | 304    | 302    | 332    | 404    | 414    |

(グラフ4-21) 介護老人福祉施設の利用状況及び推移



**【整備目標】**

県で定める常陸太田・ひたちなか高齢者福祉圏で調整し、整備を図ります。  
平成25年度に1施設（70床）の整備を見込みます。

## ②介護老人保健施設

在宅への復帰を目標として、要介護者を対象に、リハビリテーションや介護・看護を中心とした医療ケアと日常生活の支援を行う施設です。

### 【現状】

第4期計画の利用実績は、前計画の見込みどおりでしたが、増加傾向にあります。なお、市内の施設数は6施設あり、ベッド数は519床です。

(表4-37) 介護老人保健施設整備・利用状況

| 区 分           | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---------------|--------|--------|
| 整 備 数 (床)     | 519    | 519    |
| 前計画の見込量 (人/月) | 478    | 483    |
| 利用実績 (人/月)    | 466    | 485    |
| 達成率 (%)       | 97.5%  | 100.4% |

### 【サービス量の見込】

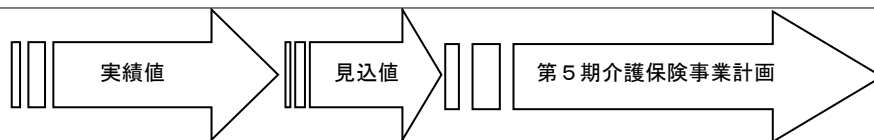
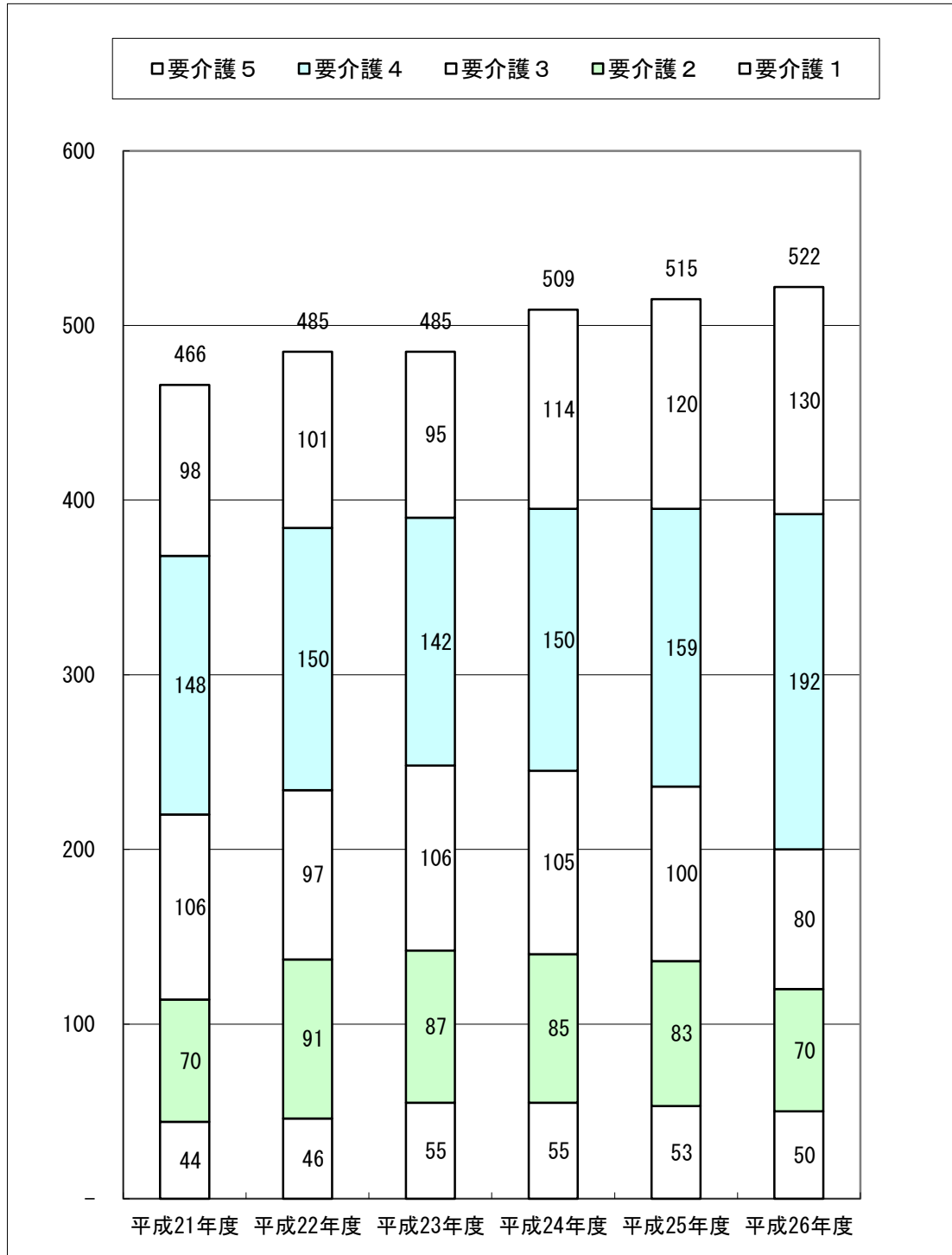
介護老人保健施設の利用者は増加傾向にあり、今後も微増で推移すると見込みます。

また、近隣市町村においても整備が見込まれることから、市内・市外の広域利用により見込量は充足されると考えられます。

(表4-38) サービス量の見込

|      | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要介護1 | 44     | 46     | 55     | 55     | 53     | 50     |
| 要介護2 | 70     | 91     | 87     | 85     | 83     | 70     |
| 要介護3 | 106    | 97     | 106    | 105    | 100    | 80     |
| 要介護4 | 148    | 150    | 142    | 150    | 159    | 192    |
| 要介護5 | 98     | 101    | 95     | 114    | 120    | 130    |
| 合 計  | 466    | 485    | 485    | 509    | 515    | 522    |

(グラフ4-22) 介護老人保健施設の利用状況及び推移



**【整備目標】**

県で定める常陸太田・ひたちなか高齢者福祉圏で調整します。

### ③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設とは療養病床等をもつ病院・診療所に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設です。

なお、医療制度改革及び介護保険制度施行後の介護基盤整備の状況を踏まえ、介護療養型医療施設は平成24年3月をもって廃止の計画でしたが平成30年3月まで延長されました。

#### 【現状】

第4期計画の達成率は、平成21年度86.4%、平成22年度95.5%となっています。なお、市内の施設数は2施設あり、ベッド数は32床です。

(表4-39) 介護療養型医療施設整備・利用状況

| 区 分          | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------------|--------|--------|
| 整備数(床)       | 32     | 32     |
| 前計画の見込量(人/月) | 44     | 44     |
| 利用実績(人/月)    | 38     | 42     |
| 達成率(%)       | 86.4   | 95.5   |

#### 【サービス量の見込】

今後廃止の予定があることから、利用者は増加せず、横ばいで推移すると見込みます。

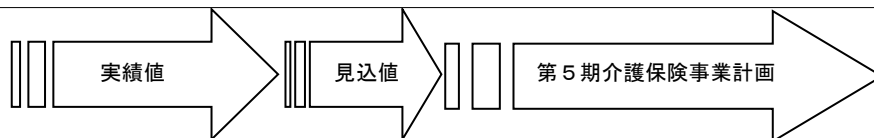
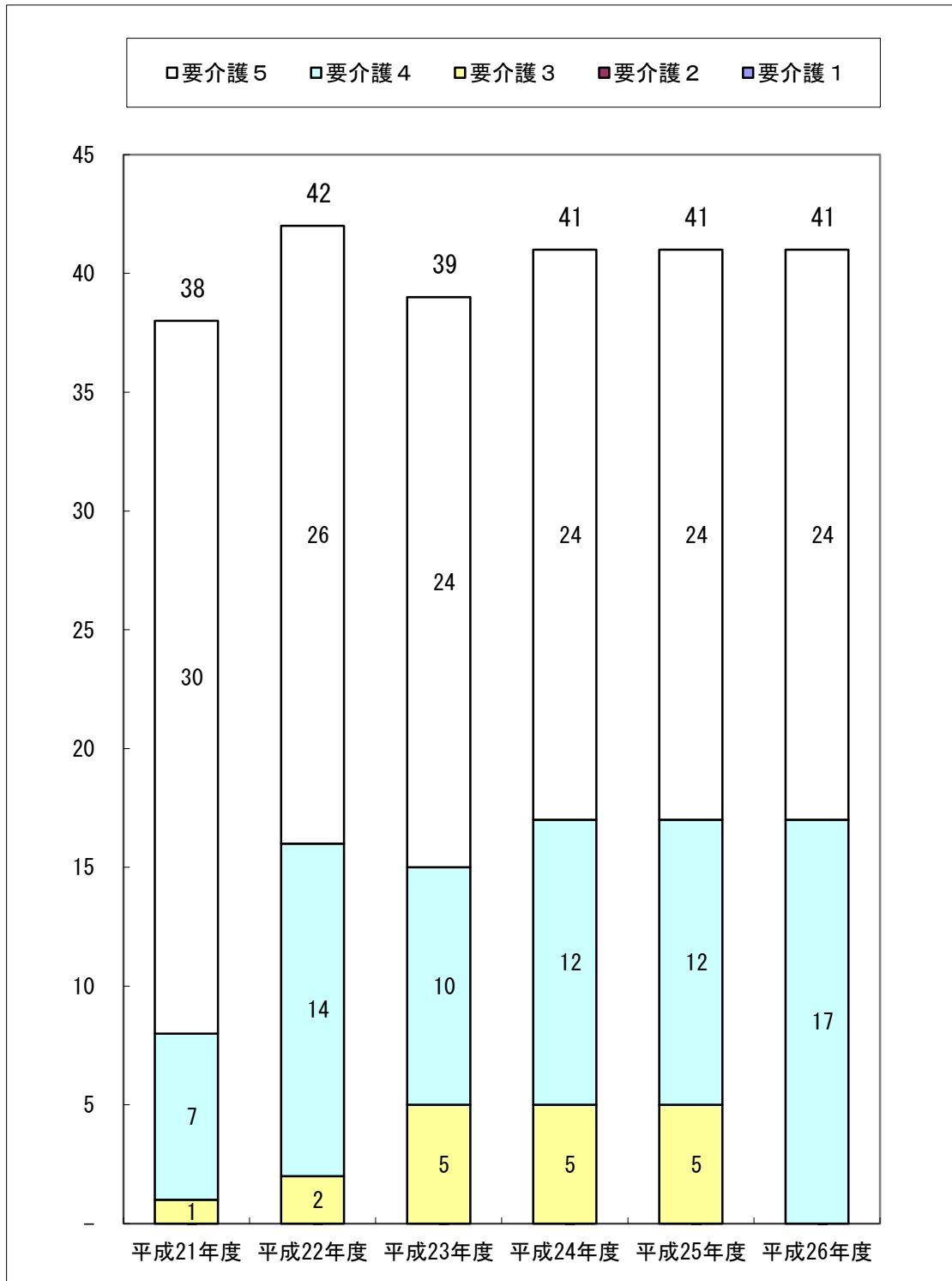
また、市内・市外の広域利用により見込量は充足されると考えられます。

(表4-40) サービス量の見込

|      | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要介護1 | -      | -      | -      | -      | -      | -      |
| 要介護2 | -      | -      | -      | -      | -      | -      |
| 要介護3 | 1      | 2      | 5      | 5      | 5      | -      |
| 要介護4 | 7      | 14     | 10     | 12     | 12     | 17     |
| 要介護5 | 30     | 26     | 24     | 24     | 24     | 24     |
| 合 計  | 38     | 42     | 39     | 41     | 41     | 41     |



(グラフ4-23) 介護療養型医療施設の利用状況及び推移



**【整備目標】**

療養病床の再編成に伴い、平成29年度末までに廃止されることから、新たな整備予定はありません。



## 6 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、平成18年度の制度改正により創設され、要介護者が住みなれた地域での生活をできる限り継続するために、身近な生活圏域ごとにサービス拠点をづくり支援しているものです。また、市は地域密着型サービスの適正な運営を図るため、指定する際には、地域密着型サービス運営部会において協議し、指定後も指導、監督を行います。

### (1) 居宅、施設・居住系サービスの整備状況

圏域ごとの地域密着型サービスに類似する居宅サービス及び施設・居住系サービスの整備状況は下表のとおりとなっています。

(表4-41) 居宅サービスの状況

| 圏域名          | 高齢者人口  | 通所介護 |      | 通所リハビリ |      | 短期入所生活介護 |      | 短期入所療養介護 |      | 合計  |       |
|--------------|--------|------|------|--------|------|----------|------|----------|------|-----|-------|
|              |        | 施設数  | 利用定数 | 施設数    | 利用定数 | 施設数      | 利用定数 | 施設数      | 利用定数 | 施設数 | 利用定数  |
| 勝田第一中学校区     | 6,167  | 8    | 172  | 1      | 8    | 1        | 20   | 2        | -    | 12  | 200   |
| 勝田第二中学校区     | 5,454  | 3    | 82   | 2      | 60   | 1        | 14   | 2        | -    | 8   | 156   |
| 勝田第三中学校区     | 3,504  | 1    | 20   |        |      | 1        | 13   |          | -    | 2   | 33    |
| 佐野中学校区       | 4,299  | 5    | 129  | 2      | 125  | 1        | 30   | 1        | -    | 9   | 284   |
| 大島中学校区       | 2,914  | 5    | 98   | 1      | 40   |          |      |          | -    | 6   | 138   |
| 田彦中学校区       | 1,714  | 1    | 43   |        |      |          |      |          | -    | 1   | 43    |
| 那珂湊中学校区      | 5,253  | 3    | 80   | 2      | 40   | 1        | 10   |          | -    | 6   | 130   |
| 平磯中・阿字ヶ浦中学校区 | 2,717  | 3    | 50   | 2      | 60   | 1        | 20   | 1        | -    | 7   | 130   |
| 合計           | 32,022 | 29   | 674  | 10     | 333  | 6        | 107  | 6        | -    | 51  | 1,114 |

(表4-42) 施設・居住系サービスの整備状況

| 圏域名          | 介護老人福祉施設 |      | 介護老人保健施設 |      | 認知症対応型共同生活介護 |      | 特定施設入居者生活介護 |      | 合計  |       |
|--------------|----------|------|----------|------|--------------|------|-------------|------|-----|-------|
|              | 施設数      | 利用定数 | 施設数      | 利用定数 | 施設数          | 利用定数 | 施設数         | 利用定数 | 施設数 | 利用定数  |
| 勝田第一中学校区     | 1        | 67   | 2        | 188  | 1            | 18   |             |      | 4   | 273   |
| 勝田第二中学校区     | 1        | 66   | 1        | 80   | 3            | 63   | 1           | 51   | 6   | 260   |
| 勝田第三中学校区     | 1        | 53   |          |      |              |      | 1           | 40   | 2   | 93    |
| 佐野中学校区       | 1        | 50   | 1        | 100  | 4            | 72   | 1           |      | 6   | 222   |
| 大島中学校区       |          |      |          |      | 1            | 18   |             |      | 1   | 18    |
| 田彦中学校区       |          |      |          |      |              |      |             |      | 0   | 0     |
| 那珂湊中学校区      | 1        | 50   | 1        | 51   | 1            | 18   |             |      | 3   | 119   |
| 平磯中・阿字ヶ浦中学校区 |          |      | 1        | 100  | 3            | 54   | 1           | 10   | 5   | 164   |
| 合計           | 5        | 286  | 6        | 519  | 13           | 243  | 3           | 101  | 27  | 1,149 |

\* 高齢者人口は平成23年4月1日現在

## (2) サービス別見込量

地域密型サービスの見込みにあたっては、類似するサービスの利用状況や認定者数を勘案しながら、各サービスの利用を推計します。

### ①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症利用者が、できるだけ在宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、デイサービスセンター等において日常生活の世話、機能訓練を行います。

また、このサービスは認知症の症状進行の緩和に資すよう、目標を設定し計画的に行うため、一般の通所介護と一体的な形では実施できません。

#### 【現状】

第4期計画の達成状況をみると、前計画の見込量を大きく上回っています。また、このサービスは主に中・重度（要介護2以上）認定者の利用が想定されるため、前計画では予防分の事業量を見込んでいませんでしたが、実際には利用実績があり、かつ増加傾向にあります。

なお、市内の事業所数は2事業所となっています。

(表4-43) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |    | 平成22年度 |    |
|------------|--------|----|--------|----|
|            | 介護     | 予防 | 介護     | 予防 |
| 前計画の見込量(回) | 1,839  | 0  | 2,036  | 0  |
| 利用実績(回)    | 2,434  | 9  | 2,873  | 34 |
| 達成率(%)     | 132.4  | 皆増 | 141.1  | 皆増 |

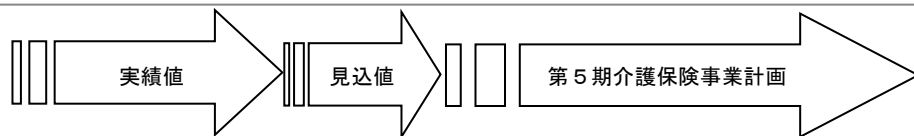
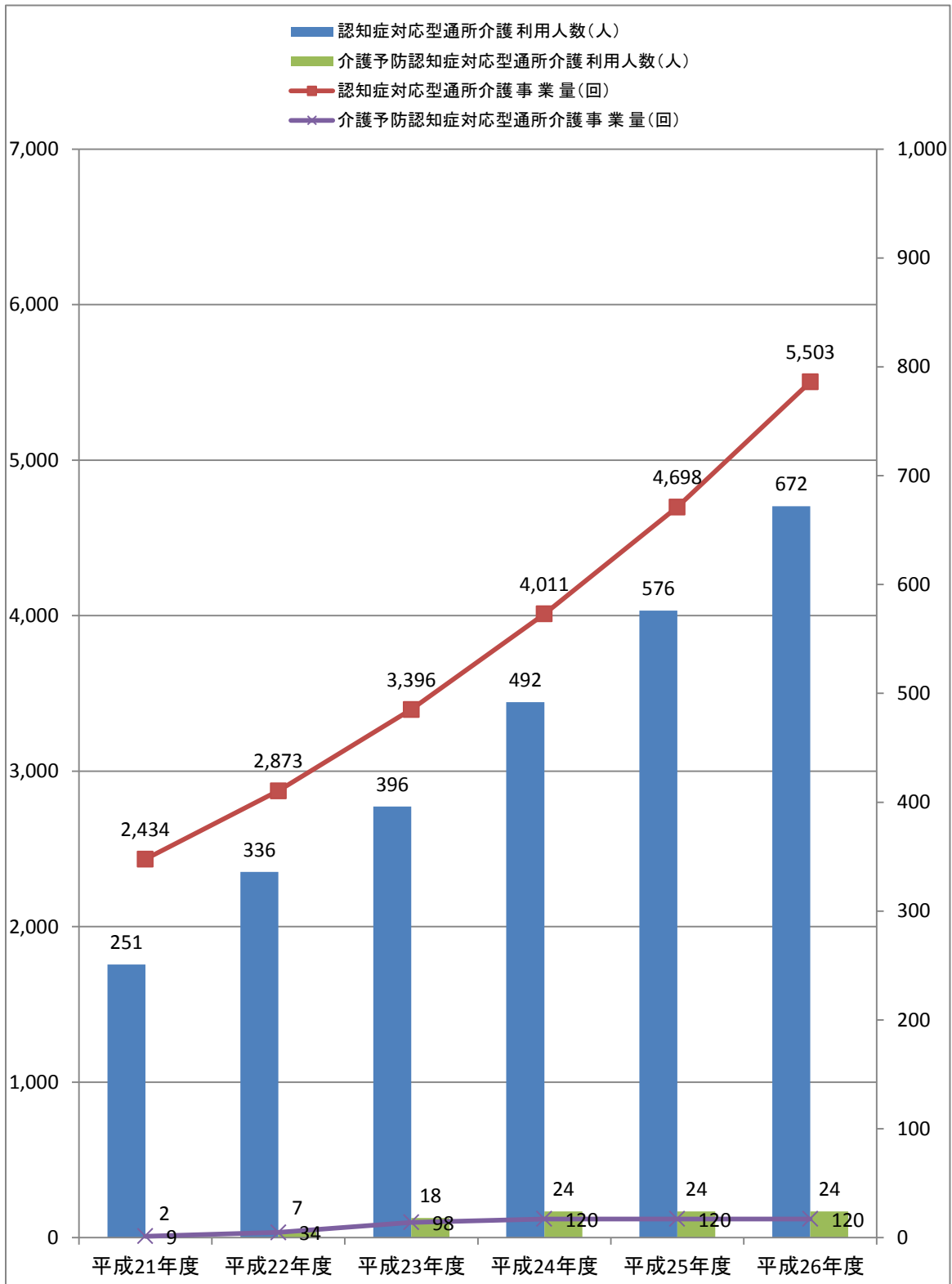
#### 【サービス量の見込】

これまでの実績から、介護分については今後も大幅に増加し、利用人数でみると平成26年度には平成21年度の約2.3倍になると推計します。また、予防分については、一定の事業量を想定しますが、平成24年度以降は横ばいで推移すると見込みます。

(表4-44) サービス量の見込

| 区 分                    |             | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認知症対応型<br>通所介護         | 利用人数<br>(人) | 251    | 336    | 396    | 492    | 576    | 672    |
|                        | 事業量<br>(回)  | 2,434  | 2,873  | 3,396  | 4,011  | 4,698  | 5,503  |
| 介護予防認知<br>症対応型通所<br>介護 | 利用人数<br>(人) | 2      | 7      | 18     | 24     | 24     | 24     |
|                        | 事業量<br>(回)  | 9      | 34     | 98     | 120    | 120    | 120    |
| 合計                     | 利用人数<br>(人) | 253    | 343    | 414    | 516    | 600    | 696    |
|                        | 事業量<br>(回)  | 2,443  | 2,907  | 3,494  | 4,131  | 4,818  | 5,623  |

(グラフ4-24) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実績及び推移



**【整備目標】**

認知症対応型通所介護の必要性が高まっていることから、整備については柔軟に対応します。

## ②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、居宅での生活を継続的に支援するための多機能なサービスです。

小規模多機能型居宅介護では、「通い」と「これまでのなじみ」の関係が基本であるため、原則として、最初から「泊まり」を利用することはできません。

### 【現状】

第4期計画の達成状況からみると、介護分は全計画の見込量より下回っていますが利用実績は増加傾向にあります。また、このサービスは主に中・重度（要介護2以上）認定者の利用を想定し、予防分の事業量を見込んでいませんでしたが、実際には利用実績があり、かつ増加傾向にあります。

なお、市内の事業所数は、2事業所となっています。

(表4-45) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |    | 平成22年度 |    |
|------------|--------|----|--------|----|
|            | 介護     | 予防 | 介護     | 予防 |
| 前計画の見込量(人) | 432    | 0  | 672    | 0  |
| 利用実績(人)    | 208    | 9  | 223    | 37 |
| 達成率(%)     | 48.1   | 皆増 | 33.2   | 皆増 |

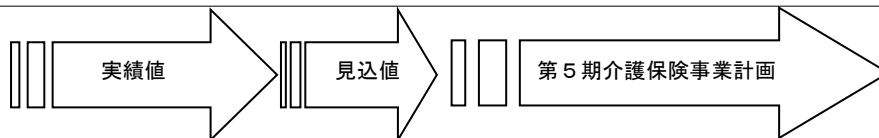
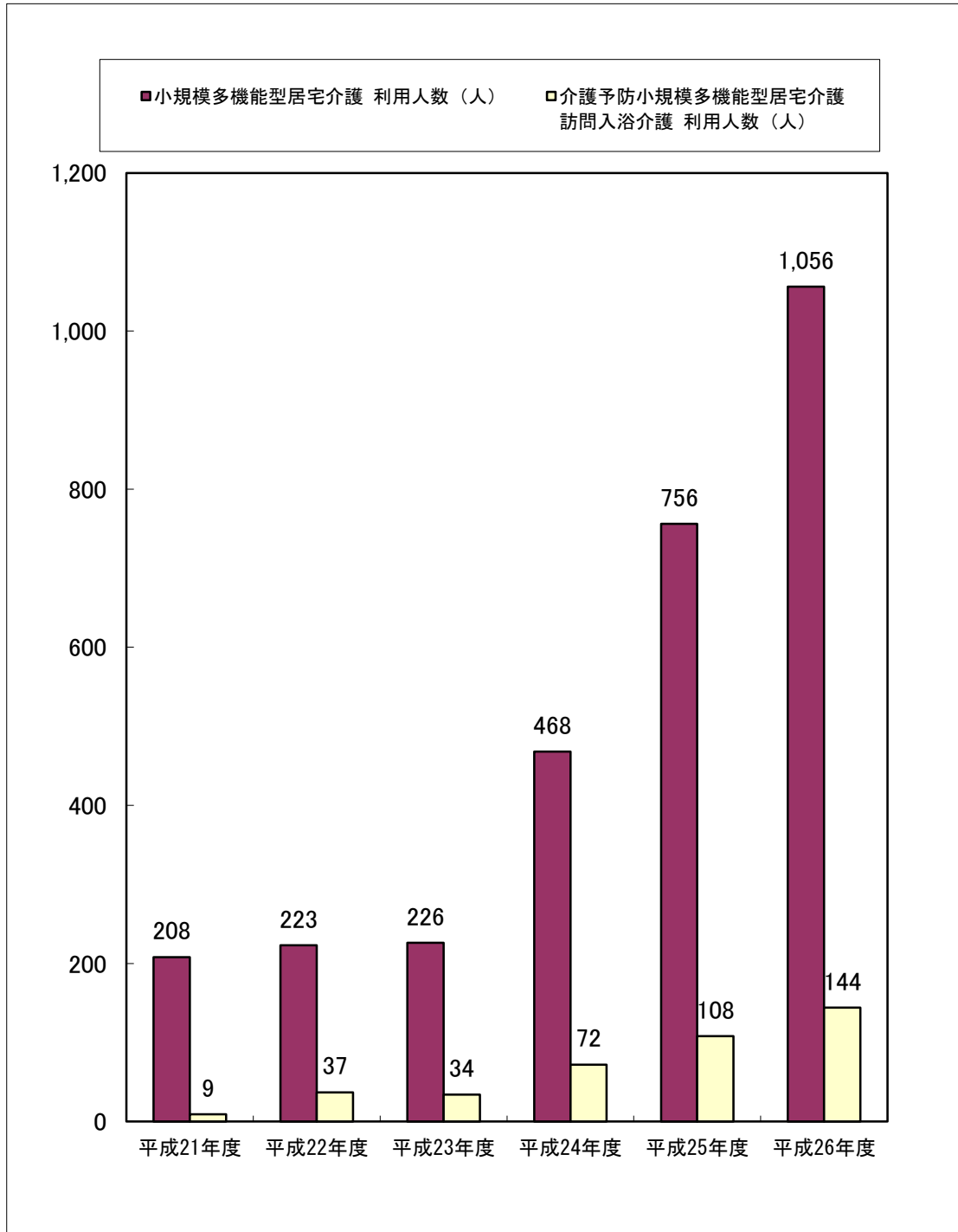
### 【サービス量の見込】

現在の市内の事業所数は2事業所であり、第4期計画の整備目標数を下回っていますが、平成24年度以降の整備を想定し利用人数を見込みます。

(表4-46) サービス量の見込

| 区 分                       |         | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小規模多機能型居宅介護               | 利用人数(人) | 208    | 223    | 226    | 468    | 756    | 1,056  |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護<br>訪問入浴介護 | 利用人数(人) | 9      | 37     | 34     | 72     | 108    | 144    |
| 合計                        | 利用人数(人) | 217    | 260    | 260    | 540    | 864    | 1,200  |

(グラフ4-25) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の推移



**【整備目標】**

第4期計画において4事業所の整備目標を定めましたが、2事業所の整備となっています。当該事業はニーズも高く需要が見込まれることから、第5期計画においても引き続き整備を進め、第4期計画の目標であった3事業所の整備を目標とします。

### ③認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定状態にある認知症の要介護者が入居し、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、共同生活の中で入浴・排泄・食事等の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

#### 【現状】

第4期計画の達成状況からみると、介護分はほぼ前計画の見込量と同程度で増加傾向にあります。また、予防分は前計画の見込量を下回っており減少傾向となっています。

なお、市内の事業所数は13事業所でベッド数は243床です。

(表4-47) 第4期計画の達成状況

| 区 分        | 平成21年度 |      | 平成22年度 |      |
|------------|--------|------|--------|------|
|            | 介護     | 予防   | 介護     | 予防   |
| 前計画の見込量(人) | 2,556  | 48   | 2,568  | 48   |
| 利用実績(人)    | 2,563  | 44   | 2,610  | 31   |
| 達成率(%)     | 100.3  | 91.7 | 101.6  | 64.6 |

#### 【サービス量の見込】

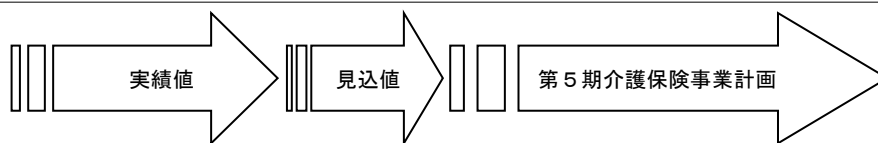
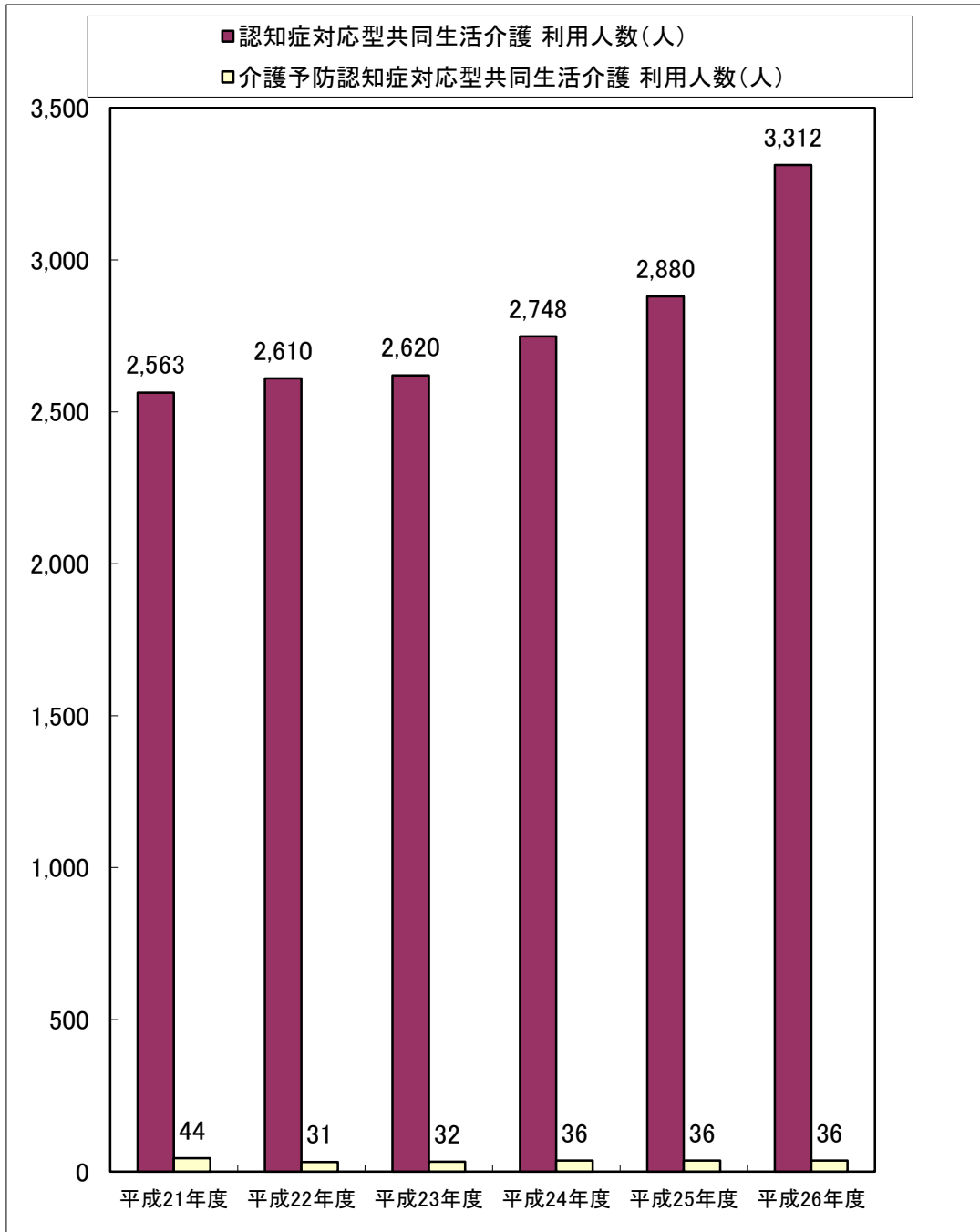
これまでの実績から、介護分は今後も増加していくと見込まれます。また、平成26年度には定員より需要が多くなると見込まれることから、同年度に施設の整備を予定しており、平成26年度には平成21年度の約1.3倍の利用人数になると推計します。

(表4-48) サービス量の見込

| 区 分                      |             | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認知症対応型<br>共同生活介護         | 利用人数<br>(人) | 2,563  | 2,610  | 2,620  | 2,748  | 2,880  | 3,312  |
| 介護予防認知<br>症対応型共同<br>生活介護 | 利用人数<br>(人) | 44     | 31     | 32     | 36     | 36     | 36     |
| 合計                       | 利用人数<br>(人) | 2,607  | 2,641  | 2,652  | 2,784  | 2,916  | 3,348  |



(グラフ4-26) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の実績及び推移



**【整備目標】**

利用者は原則として本市の被保険者に限られており、今後、他市町村利用者の減少が見込まれるものの、認知症高齢者の増加が予想されることから、第5期計画期間中に2事業所（定数36名）の整備を目標とします。

#### ④定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスで、今計画時から創設されるサービスです。

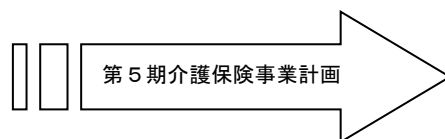
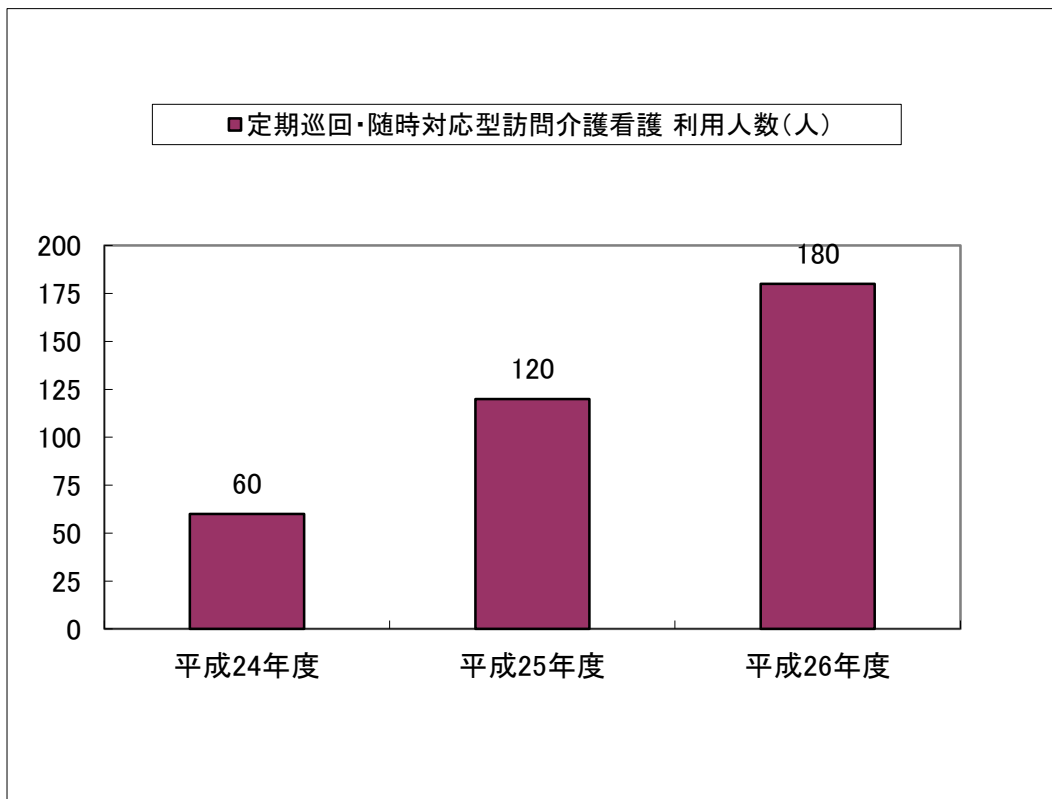
##### 【サービス量の見込】

今計画から始まるサービスですが、一定の需要が見込めることから、平成24年度は60人の利用者を見込み、その後も増加すると推計します。

(表4-49) サービス量の見込

| 区 分                             | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------------------------|--------|--------|--------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護<br>利用人数<br>(人) | 60     | 120    | 180    |

(グラフ4-27) 定期巡回・随時対応訪問介護看護の推移



## ⑤複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスで、今計画時から利用可能なサービスです。

一つの事業所から、サービスが組み合わされて提供されるため、サービス間の調整が行いやすく、柔軟なサービス提供が可能です。また、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

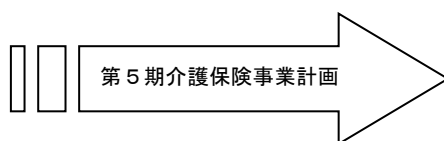
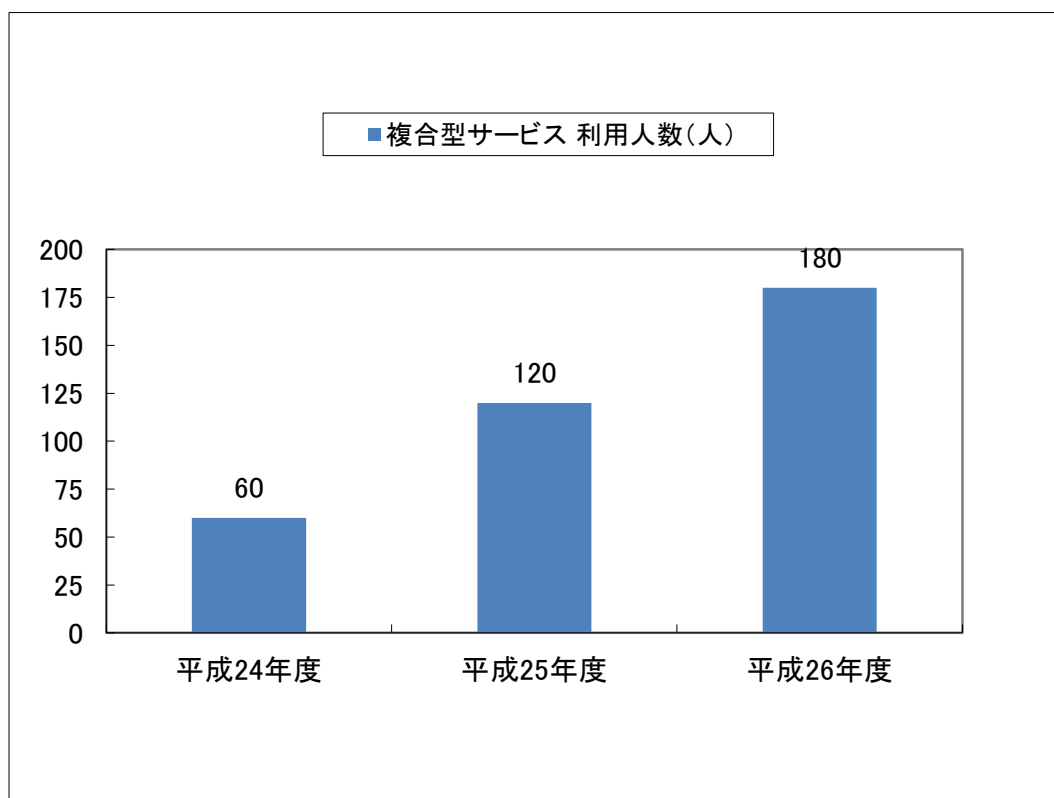
### 【サービス量の見込】

今計画から始まるサービスですが、一定の需要が見込めることから、平成24年度は60人の利用者を見込み、その後も増加すると推計します。

(表4-50) サービス量の見込

| 区 分                    | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|
| 複合型サービス<br>利用人数<br>(人) | 60     | 120    | 180    |

(グラフ4-28) 複合型サービスの推移



## ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅の生活への復帰を念頭において、日常生活の世話，機能訓練，健康管理と療養上の世話をを行い，要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めることを目指します。

なお，地域密着型介護老人福祉施設とは，定員29名以下の特別養護老人ホームのことをいいます。

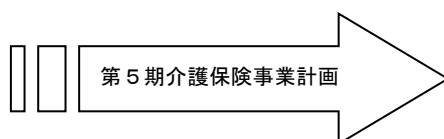
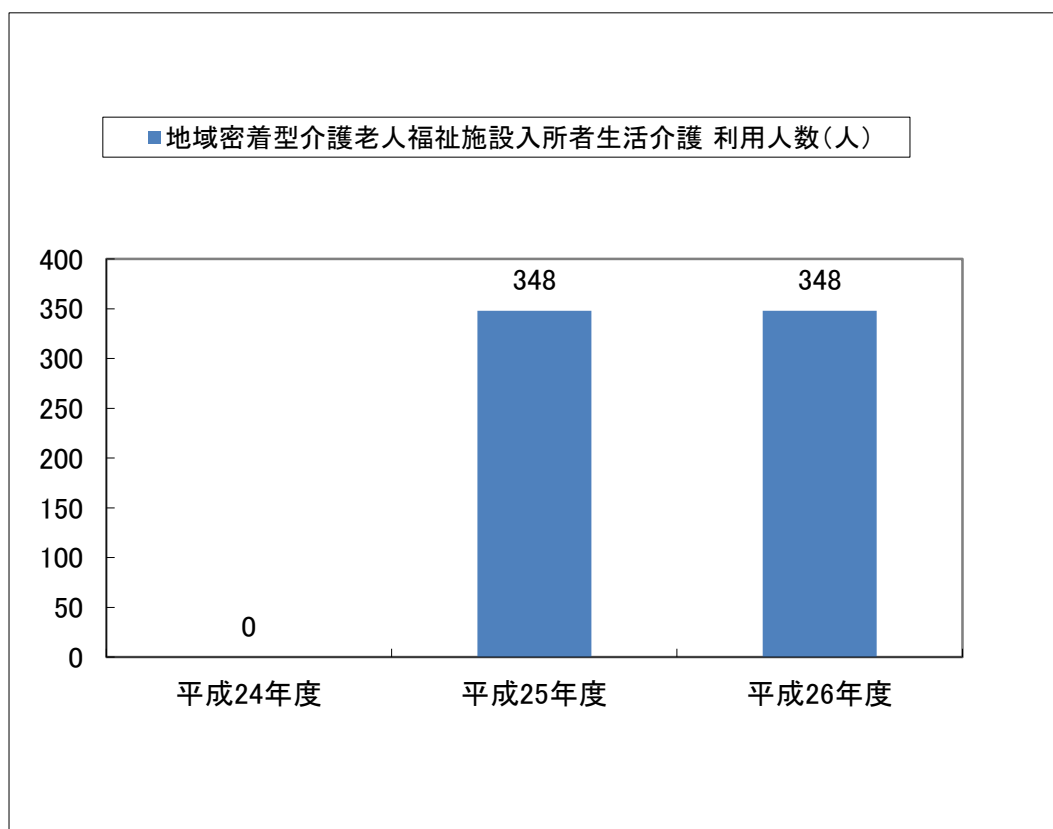
### 【サービス量の見込】

要介護者の増加に伴い，居宅生活への復帰を念頭においたサービスの必要性も高いことから，第5期計画期間中に1箇所整備を行います。

(表4-51) サービス量の見込

| 区 分                  |         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------------|---------|--------|--------|--------|
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 利用人数(人) | 0      | 348    | 348    |

(グラフ4-29) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の推移



## ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護者である入居者に、日常生活の世話や機能訓練と療養上の世話を行い、地域密着型特定施設で能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

地域密着型特定施設とは、有料老人ホームやケアハウス等で、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が29名以下のものです。

市内に特定施設入居者生活介護の3事業所が開設し、現在101床が整備されています。利用者にはこれらの施設において地域密着型特定施設入居者生活介護同様に必要かつ十分な介護サービス等が提供されることに鑑み、第5期計画における見込量は充足され则认为られることから、新たな整備は見込んでいません。

## ⑧ 夜間対応型訪問介護

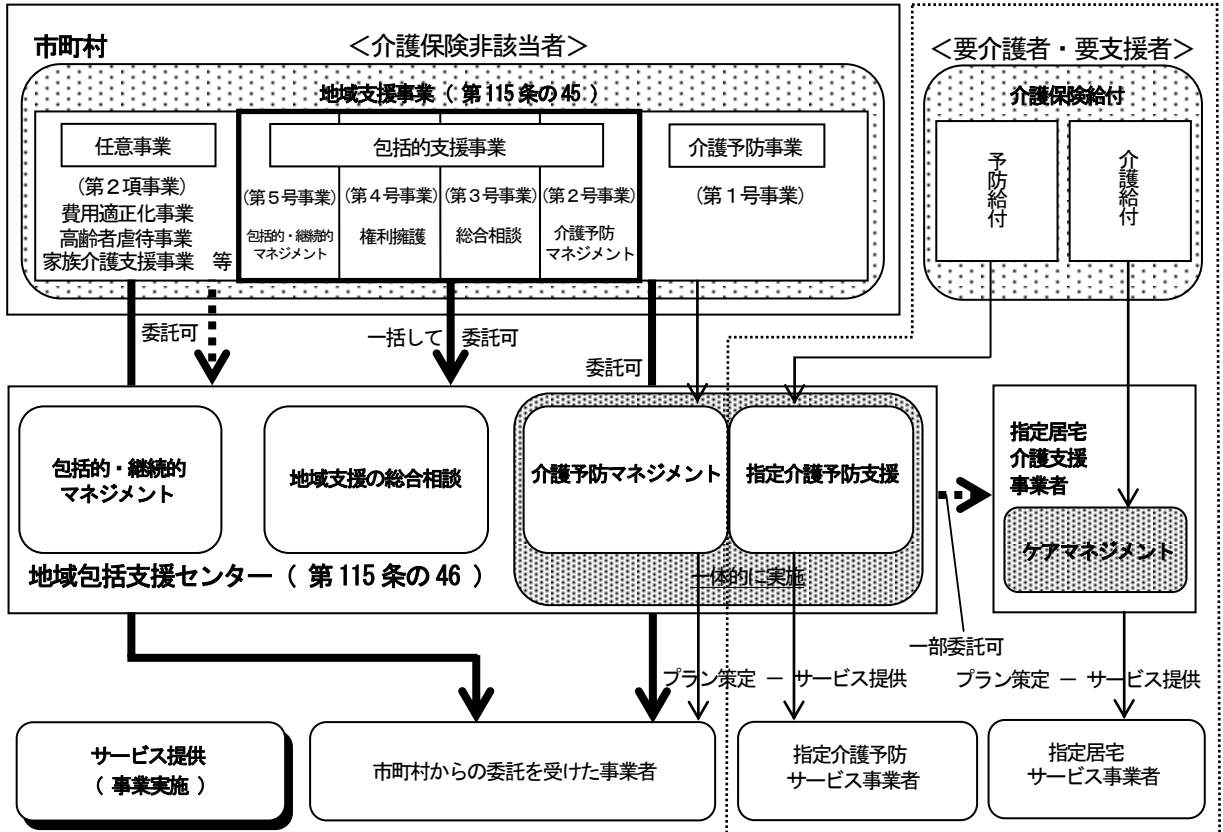
夜間対応型訪問介護は、定期巡回と通報による随時対応を組み合わせたサービスですが、当該サービスの整備標準は人口規模20万人～30万人に1箇所となっています。

また、第5期計画において、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護を見込んでいるため、夜間対応型訪問介護としては事業量を見込んでいません。

## 7 地域支援事業

平成 17 年の介護保険法改正により，総合的な介護予防システムの確立の観点から，要支援・要介護状態になる前からの介護予防を行うとともに，要介護状態となった場合も地域において自立した生活が継続できるようにするため「地域支援事業」を実施しています。地域支援事業は，介護予防事業，包括的支援事業，任意事業の 3 つの区分になっています。

### 地域支援事業の全体像について



## (1) 介護予防事業

(第4章 各論 基本方針2 介護予防等施策の推進 2 介護予防事業 の再掲)

### ①二次予防事業

- a 二次予防事業の対象者把握事業
- b 通所型介護予防事業
- c 訪問型介護予防事業
- d 二次予防事業評価事業

### ②一次予防事業

- a 介護予防普及啓発事業
- b 地域介護予防活動支援事業
- c 一次予防事業評価事業

## (2) 包括的支援事業

### ①地域包括支援センター（おとしより相談センター）

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進（地域での支えあいの推進） 2 地域包括ケア体制の構築 の再掲)

### ②地域包括支援センター運営部会

地域包括支援センターにおける事業の適切な運営と公正・中立性の確保、人材確保を図るため、関係団体の代表者で構成する地域包括支援センター運営部会を設置しています。

### ③在宅介護支援センター

#### 【現状】

介護に関する相談に応じるとともに、介護サービスや福祉サービス等に関する情報提供を行っています。

#### 【今後の方針】

在宅介護支援センターは、ケアマネジャーや看護師等の専門職員を配置し、高齢者の身近な相談機関として定着しています。今後も地域包括支援センター連携した地域の相談窓口として活用していきます。

(表 4-52) 在宅介護支援センター一覧

| 施設名                       | 所在地 | 実施主体         | 開設年月              |
|---------------------------|-----|--------------|-------------------|
| 在宅介護支援センター<br>サンフラワーひたちなか | 長 砂 | 社会福祉法人 孝友会   | 平成 11 年 10 月 1 日  |
| 在宅介護支援センター いくり苑           | 磯崎町 | 社会福祉法人 新世会   | 平成 13 年 10 月 15 日 |
| 在宅介護支援センター たびこ            | 田 彦 | 医療法人社団 いばらき会 | 平成 14 年 10 月 1 日  |
| 在宅介護支援センター はまぎくの里         | 中 根 | 社会福祉法人 桂雄会   | 平成 15 年 11 月 1 日  |
| 在宅介護支援センター さわの森           | 高 野 | 社会福祉法人 森田記念会 | 平成 18 年 9 月 1 日   |



### (3) 任意事業

任意事業は、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう介護保険事業運営の安定化を図る介護給付等適正化事業や要介護者を介護する方等に対しての家族介護支援事業、その他の事業（地域支援事業の目的に沿った地域の実情に応じた必要な事業）で構成されています。

#### ①介護給付等費用適正化事業

##### 【現状】

高齢化の進展や制度の定着に伴う介護サービス利用者の増加により、介護給付費は年々増加しています。将来にわたって介護保険制度を持続させるためには、介護給付の妥当性のチェックや事業所に対する適切な指導が不可欠であるため、第3期計画期間においては各種専門職による委員会を設置し、提供されているサービス内容の検討（ケアプラン検討委員会）や、利用した介護給付内容のお知らせ（介護給付費通知）を受給者に行うなどの事業を実施してきました。

また、平成20年3月には「茨城県介護給付適正化プログラム」が策定されました。この中で、県及び市町村はなお一層介護給付の適正化へ積極的に取り組むものとされており、そのために必要となる具体的な事業展開の方向性が示されています。

##### 【今後の方針】

現在実施している事業に加え、茨城県介護給付適正化プログラムにおいて重要と位置付けられた事業については、第5期計画期間においても実施します。

(表 4-53) 介護給付適正化事業の現状及び今後の方針

| 重要事業                 | 重要事業の各項目          | 現 状        | 第5期計画期間    |            |            |
|----------------------|-------------------|------------|------------|------------|------------|
|                      |                   | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 |
| 要介護認定の適正化            | 認定調査状況チェック        | 実施         | 継続         | 継続         | 継続         |
|                      | 格差是正に向けた取組        | 実施         | 継続         | 継続         | 継続         |
|                      | 研修等（審査会委員及び調査員）   | 実施         | 継続         | 継続         | 継続         |
| ケアマネジメント等の適切化        | ケアプランチェック         | 実施         | 継続         | 継続         | 継続         |
|                      | 住宅改修等の点検          | 実施         | 継続         | 継続         | 継続         |
| サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化 | 国保連介護給付適正化システムの活用 | 実施         | 継続         | 継続         | 継続         |
|                      | 介護給付費通知           | 実施         | 継続         | 継続         | 継続         |

## ②介護研修会事業

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進(地域での支えあいの推進) 1 在宅生活を支えるサービス の再掲)

## ③家族介護支援事業

### a 介護者交流・リフレッシュ事業

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進(地域での支えあいの推進) 1 在宅生活を支えるサービス の再掲)

### b 在宅ねたきり高齢者等おむつ助成事業

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進(地域での支えあいの推進) 1 在宅生活を支えるサービス の再掲)

### c 位置探索機器貸出事業

(第4章 各論 基本方針4 認知症支援対策の推進 3 家族の支援 の再掲)

## (4) その他の事業

### ①成年後見制度利用支援事業

(第4章 各論 基本方針4 認知症支援対策の推進 2 権利擁護の取組み の再掲)

## ②住宅改修支援事業

### 【現状】

高齢者向けに居室等の改修を希望する方に、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の住宅改修費の介護保険住宅改修費支給申請理由書作成業務を実施しています。

(表 4-54) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用件数 (件) | 0        | 0        | 0        |

### 【今後の方針】

福祉住環境コーディネーターと連携を図りながら、高齢者が住みなれた自宅で生活できるよう継続して事業を実施します。

### 【見込量】

(表 4-55) 見込量

| 区 分      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用件数 (件) | 2        | 2        | 2        |

## ③地域自立生活支援事業

### a 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

### 【現状】

県営もみじが丘アパートのシルバーハウジングに入居している高齢者を対象に、生活相談や安否確認等を行う生活援助員 1 名を派遣しています。高齢者世話付住宅の入居世帯数は、29 世帯（平成 23 年 9 月末現在）です。

### 【今後の方針】

シルバーハウジングに入居している高齢者が安心して生活ができるよう継続して事業を実施していきます。

## ④地域介護ヘルパー養成研修事業

(第 4 章 各論 基本方針 3 地域包括ケアの推進 (地域での支えあいの推進) 5 福祉意識の醸成 の再掲)

## ⑤介護相談員派遣事業

### 【現状】

介護相談員(3名)は、介護サービス提供の場を訪問し、利用者等との直接会話を通じて施設生活や提供されるサービスに対する疑問、不満、不安などを聞き取り、施設の担当者や管理者と意見交換を図り、利用者とサービス提供事業者との間の橋渡しを行っています。

なお、平成23年9月から、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設のほかにグループホームにも派遣しています。

(表 4-56) 実施状況

| 派遣先              | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 介護老人福祉施設 (回)     | 79     | 75     | 42     |
| 介護老人保健施設 (回)     | 97     | 90     | 52     |
| 認知症対応型共同生活介護 (回) | —      | —      | 5      |

※ 平成23年度は9月末現在

### 【今後の方針】

引き続き、介護相談員を事業所に派遣し、利用者との会話を通じて気づいた問題点や改善点などについて、事業者側と意見交換を重ねることにより、サービスの質の向上を図ります。

(表 4-57) 介護相談員派遣事業計画

| 派遣先              | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 介護老人福祉施設 (回)     | 84     | 84     | 84     |
| 介護老人保健施設 (回)     | 120    | 120    | 120    |
| 認知症対応型共同生活介護 (回) | 72     | 72     | 72     |

## 8 介護保険施設サービス等の基盤整備の目標量

第5期高齢者福祉計画では、施設・居住系サービス等について具体的な目標数を掲げます。この目標数は、介護保険事業計画と整合性を図りながら、各種介護サービスの基盤整備の目標量を算出しています。

### (1) 施設・居住系サービスの整備について

(表 4-58) (単位：施設)

|   | 区 分                           | 現 状 | 目 標 数 | 第 5 期 計 画 数 |
|---|-------------------------------|-----|-------|-------------|
| 1 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）           | 5   | 6     | 1           |
| 2 | 介護老人保健施設                      | 6   | 6     | —           |
| 3 | ケアハウス                         | 1   | 1     | —           |
| 4 | 特定施設入居者生活介護<br>（有料老人ホーム（介護付）） | 3   | 3     | —           |

### (2) 地域密着型サービスの整備について

(表 4-59) (単位：施設等)

|   | 区 分                         | 現 状 | 目 標 数 | 第 5 期 計 画 数 |
|---|-----------------------------|-----|-------|-------------|
| 1 | 地域密着型<br>介護老人福祉施設入所者生活介護    | 0   | 1     | 1           |
| 2 | 認知症対応型共同生活介護                | 13  | 15    | 2           |
| 3 | 小規模多機能型居宅介護<br>（複合型サービス） ※1 | 2   | 5     | 3           |
| 4 | 夜間対応型訪問介護                   | 1   | 1     | 0           |
| 5 | 認知症対応型通所介護 ※2               | 1   | 設定なし  | 設定なし        |
| 6 | 地域密着型特定施設入居者生活介護            | 0   | —     | —           |
| 7 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※2         | —   | 設定なし  | 設定なし        |

※1 「複合型サービス」については、医療ニーズの高い要介護者に対して「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」による一元的なサービス提供が示されていることから、今期計画では、小規模多機能型居宅介護と併せた整備として位置付けます。

※2 「認知症対応型通所介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、在宅生活を支援する訪問・通所系サービスであることから目標数を設定せず柔軟に対応します。

### (3) その他の施設サービス

#### ①養護老人ホーム

##### 【現状】

65歳以上で身体状況等は自立しているものの、環境等の理由及び経済的な理由により在宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設です。入所するにあたっては、市に申請し、養護老人ホームへの措置を実施します。

また、本市では平成20年4月に市立那珂湊養護老人ホームを民間社会福祉法人に譲渡しました。

(表 4-60) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 措置者数 (人) | 46       | 44       | 46       | 43       |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

##### 【今後の方針】

措置を必要とする方の把握に努め、適切な入所措置を実施していきます。

##### 【見込量】

(表 4-61) 見込量

| 区 分      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 措置者数 (人) | 51       | 51       | 51       |

#### ②ケアハウス

##### 【現状】

おおむね 60 歳以上で、身体機能の低下により、在宅の生活に不安がありながら家族の援助を受けられない方などが契約により入所する施設です。

市内では 1 施設 15 床が設置されています。

##### 【今後の方針】

茨城県の整備方針により新設整備を見合わせていることから、本市での施設数は現状どおりとします。

### ③有料老人ホーム

#### 【現状】

利用者と施設との間の契約行為に基づいて入居する施設です。市内では現在3施設が整備されています。

市内の3施設については、「特定施設入居者生活介護」として、介護保険サービスを利用できます。

(表 4-62) 有料老人ホームの整備状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 施設数 (箇所) | 1        | 2        | 3        | 3        |
| 床数 (床)   | 10       | 61       | 101      | 101      |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

#### 【今後の方針】

利用者の動向を踏まえて整備を検討します。

## 9 介護保険サービスの事業費用と保険料の見込み

### (1) 介護保険給付費, 予算等の状況

#### ① 介護給付費の状況

(表4-63) 単位：人，円

| 区分   | 平成12年度 |             | 平成15年度 |             | 平成18年度 |             | 平成21年度 |             | 平成22年度 |             |        |
|------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
|      |        | 構成          |        | 構成          |        | 構成          |        | 構成          |        | 構成          |        |
| 受給者  | 居宅     | 899         | 60.4%  | 1,625       | 71.2%  | 2,051       | 67.5%  | 2,325       | 68.1%  | 2,533       | 69.4%  |
|      | 地域密着型  |             |        |             |        | 188         | 6.2%   | 256         | 7.5%   | 270         | 7.4%   |
|      | 施設     | 589         | 39.6%  | 658         | 28.8%  | 798         | 26.3%  | 834         | 24.4%  | 845         | 23.2%  |
|      | 計      | 1,488       | 100.0% | 2,283       | 100.0% | 3,037       | 100.0% | 3,415       | 100.0% | 3,648       | 100.0% |
| 給付費  | 居宅     | 69,927,222  | 29.3%  | 146,457,700 | 44.9%  | 183,161,624 | 44.7%  | 210,940,611 | 43.9%  | 230,082,327 | 45.5%  |
|      | 地域密着型  |             |        |             |        | 41,294,961  | 10.1%  | 58,001,310  | 12.1%  | 60,379,677  | 11.9%  |
|      | 施設     | 168,930,734 | 70.7%  | 179,701,947 | 55.1%  | 185,445,398 | 45.2%  | 211,413,173 | 44.0%  | 215,549,850 | 42.6%  |
|      | 計      | 238,857,956 | 100.0% | 326,159,647 | 100.0% | 409,901,983 | 100.0% | 480,355,094 | 100.0% | 506,011,854 | 100.0% |
| 一人当り | 居宅     | 77,783      |        | 90,128      |        | 89,304      |        | 90,727      |        | 90,834      |        |
|      | 地域密着型  |             |        |             |        | 219,654     |        | 226,568     |        | 223,628     |        |
|      | 施設     | 286,809     |        | 273,103     |        | 232,388     |        | 253,493     |        | 255,089     |        |

※利用状況は、各年度とも3月分の介護保険事業報告による。

#### ② 介護保険給付費予算等の状況

(表4-64) 単位：円

| 区分    | 平成12年度        |        | 平成15年度        |        | 平成18年度        |        | 平成21年度        |        | 平成22年度        |        |
|-------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|
|       |               | 構成     |               | 構成     |               | 構成     |               | 構成     |               | 構成     |
| 予算額   | 2,700,000,000 |        | 3,966,086,000 |        | 5,362,677,000 |        | 6,118,512,000 |        | 6,382,446,000 |        |
| 決算額   | 2,476,092,931 | 100.0% | 3,888,848,442 | 100.0% | 5,103,451,594 | 100.0% | 6,001,576,851 | 100.0% | 6,318,540,912 | 100.0% |
| 居宅    | 717,393,539   | 29.0%  | 1,767,590,476 | 45.5%  | 2,362,470,927 | 46.3%  | 2,593,701,630 | 43.2%  | 2,784,640,926 | 44.1%  |
| 地域密着型 |               |        |               |        | 466,878,303   | 9.1%   | 675,590,661   | 11.3%  | 699,011,073   | 11.1%  |
| 施設    | 1,750,709,281 | 70.7%  | 2,099,422,292 | 54.0%  | 2,209,977,057 | 43.3%  | 2,443,771,045 | 40.7%  | 2,508,204,812 | 39.7%  |
| その他   | 7,990,111     | 0.3%   | 21,835,674    | 0.5%   | 64,125,307    | 1.3%   | 288,513,515   | 4.8%   | 326,684,101   | 5.2%   |
| 予算執行率 | 91.71%        |        | 98.05%        |        | 95.17%        |        | 98.09%        |        | 99.00%        |        |

※平成12年度は11ヶ月分の給付費。その他は、高額介護（居宅支援）サービス費、審査手数料。



## (2) 介護保険料について

### ① 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、世帯の課税状況等に応じて被保険者ごとに決められます。なお、ひたちなか市における第4期までの保険料は、以下のとおりとなっています。

(表4-65) 上段：月額  
下段：年額

| 区分<br>(第4期までの段階) | 所得段階基準                                      | 算定方法     | 第4期保険料<br>平成21年度から<br>23年度 | 第3期保険料<br>平成18年度から<br>20年度 | 第2期保険料<br>平成15年度から<br>17年度 | 第1期保険料<br>平成12年度から<br>14年度 |
|------------------|---|----------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1段階             | 老齢福祉年金受給権者で世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護受給者          | 基準額×0.20 | 730円                       | 680円                       | 879円                       | 1,350円                     |
|                  |   |          | 8,760円                     | 8,160円                     | 10,548円                    | 16,200円                    |
| 第2段階             | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下 | 基準額×0.50 | 1,825円                     | 1,700円                     | 1,904円                     | 2,025円                     |
| 第3段階             | 世帯全員が市町村民税非課税で第1段階、第2段階以外の方                 | 基準額×0.65 | 2,372円                     | 2,210円                     |                            |                            |
| 第4段階             | 本人が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下    | 基準額×0.85 | 3,102円                     | 3,400円                     | 2,930円                     | 2,700円                     |
|                  | 本人が市町村民税非課税で上記以外                            | 基準額      | 3,650円<br>43,800円          |                            |                            |                            |
| 第5段階             | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方             | 基準額×1.15 | 4,197円                     | 4,250円                     | 3,662円                     | 3,375円                     |
| 第6段階             | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方      | 基準額×1.25 | 4,562円<br>54,744円          |                            |                            |                            |
| 第7段階             | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方      | 基準額×1.50 | 5,475円                     | 5,100円                     | 4,395円                     | 4,050円                     |
| 第8段階             | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方             | 基準額×1.65 | 6,022円                     | 5,610円                     | 4,834円                     | /                          |
|                  |   |          | 72,264円                    | 67,320円                    | 58,008円                    |                            |

※第1期の保険料は国の特別対策により、平成12年4月から9月までは全額、10月から平成13年9月までは半額とする軽減措置がとられていました。また、第1段階の料率は0.5、第2段階の料率は0.75、第4段階と第5段階の境界の合計所得金額は250万円となっていました。

※第2期からは、所得の低い方の負担を軽減するため、所得段階区分を6段階とし、第1段階の料率を0.3、第2段階の料率を0.65に引き下げ、第6段階の料率を1.65に設定しました。

※第3期では、第2段階（市民税非課税世帯）の方の保険料段階を細分化し、引き続き保険料の弾力化を行い、また平成17年度の税制改正に伴い、保険料段階が上昇する方に対し、急激な負担増とならないよう段階的に引き上げる経過措置を講じました。

※第4期では、税制改正に伴う激変緩和措置終了に伴い、所得の低い方について同程度の軽減を受けられるよう第4段階を2つに分けたほか、8段階設定と細分化しました。

② 介護保険料の徴収状況

平成12年度 (表4-66) 単位：円

| 区分   | 予算額         | 調定額(a)      | 収納額(b)      | 収納率(b/a) |
|------|-------------|-------------|-------------|----------|
| 特別徴収 | 140,076,000 | 140,691,150 | 140,779,350 | 100.06%  |
| 普通徴収 | 30,544,000  | 34,043,210  | 31,922,110  | 93.77%   |
| 合計   | 170,620,000 | 174,734,360 | 172,701,460 | 98.84%   |

平成15年度

| 区分   | 予算額         | 調定額(a)      | 収納額(b)      | 収納率(b/a) |
|------|-------------|-------------|-------------|----------|
| 特別徴収 | 675,941,000 | 675,690,940 | 676,296,180 | 100.09%  |
| 普通徴収 | 155,193,000 | 168,756,630 | 155,574,070 | 92.19%   |
| 合計   | 831,134,000 | 844,447,570 | 831,870,250 | 98.51%   |

平成18年度

| 区分   | 予算額           | 調定額(a)        | 収納額(b)        | 収納率(b/a) |
|------|---------------|---------------|---------------|----------|
| 特別徴収 | 949,673,000   | 948,769,710   | 949,802,520   | 100.11%  |
| 普通徴収 | 184,067,000   | 200,679,900   | 183,525,020   | 91.45%   |
| 合計   | 1,133,740,000 | 1,149,449,610 | 1,133,327,540 | 98.60%   |

介護保険給付費予算等の状況

| 区分   | 予算額           | 調定額(a)        | 収納額(b)        | 収納率(b/a) |
|------|---------------|---------------|---------------|----------|
| 特別徴収 | 1,228,908,000 | 1,238,196,170 | 1,239,999,840 | 100.15%  |
| 普通徴収 | 138,429,000   | 144,209,970   | 122,480,860   | 84.93%   |
| 合計   | 1,367,337,000 | 1,382,406,140 | 1,362,480,700 | 98.56%   |

平成22年度

| 区分   | 予算額           | 調定額(a)        | 収納額(b)        | 収納率(b/a) |
|------|---------------|---------------|---------------|----------|
| 特別徴収 | 1,275,717,000 | 1,274,868,630 | 1,276,426,990 | 100.12%  |
| 普通徴収 | 106,097,000   | 127,090,490   | 104,721,090   | 82.40%   |
| 合計   | 1,381,814,000 | 1,401,959,120 | 1,381,148,080 | 98.52%   |

③ 第5期の介護保険料

介護保険給付に係る費用については、公費（国、県及びひたちなか市）、第1号被保険者（65歳以上）の保険料及び第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の保険料で賄うことになっており、その負担の割合は対象事業により異なっていますが、第1号被保険者の負担割合はいずれの対象事業においても原則21%です。

ただし、介護保険給付費の国が負担する分のうち5%相当分については、要介護者等となる可能性の高い後期高齢者の割合、所得段階別の分布状況により交付割合が補正され、本市では、1.7%前後となる見込みです。標準的な交付割合の5%との差分については、第1号被保険者の保険料で負担することになります。

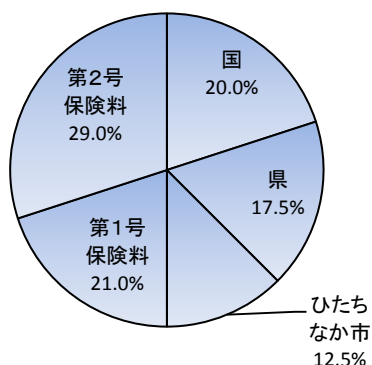
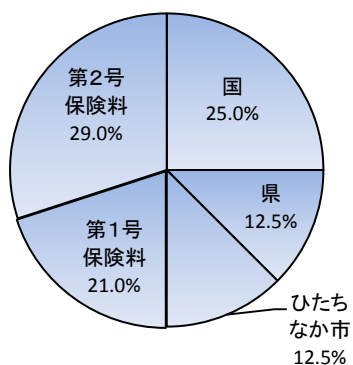
【対象事業費の費用負担】

○介護保険給付費

居宅給付費

(グラフ4-30)

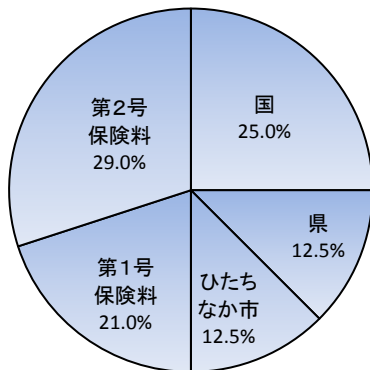
施設等給付費



※国負担分のうち、5%相当分については、後期高齢者、所得段階別割合に応じて増減されます。

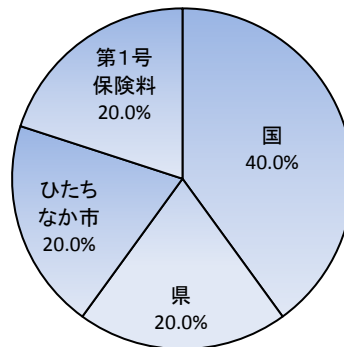
○地域支援事業費

介護予防事業



(グラフ4-31)

包括的支援事業・任意事業



第5期計画では、低所得者層の軽減措置として、これまでの第4段階に加え第3段階においても特例を設けるとともに、国の標準的な設定段階の6段階設定に対し10段階設定と細分化し、それぞれの負担能力に応じたきめ細かい段階設定を図ります。

また、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者も増え、給付額も年々増加しておりますが、第5期は加えて介護報酬改定による給付見込額の増加により、第1号被保険者の保険料も上昇することになります。

その結果、ひたちなか市の保険料は以下のとおりとなります。算定等の詳細については「(5)第1号被保険者保険料の算定」を参照ください。

【ひたちなか市の保険料】

平成24～26年度基準額 4,550円

(表4-67) 上段：月額  
下段：年額

| 所得段階区分 |  | 算定方法     | 金額                |
|--------|--|----------|-------------------|
| 第1段階   | 老齢福祉年金受給権者で世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護受給者         | 基準額×0.50 | 2,275円            |
| 第2段階   | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得の合計額が80万円以下  |          | 27,300円           |
| 特例第3段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得の合計額が120万円以下 | 基準額×0.60 | 2,730円<br>32,760円 |
| 第3段階   | 世帯全員が市町村民税非課税で、上記以外                        | 基準額×0.65 | 2,957円<br>35,484円 |
| 特例第4段階 | 本人が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得の合計額が80万円以下    | 基準額×0.85 | 3,867円<br>46,404円 |
| 第4段階   | 本人が市町村民税非課税で、上記以外                          | 基準額      | 4,550円<br>54,600円 |
| 第5段階   | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方            | 基準額×1.15 | 5,232円<br>62,784円 |
| 第6段階   | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方     | 基準額×1.25 | 5,687円<br>68,244円 |
| 第7段階   | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方     | 基準額×1.45 | 6,597円<br>79,164円 |
| 第8段階   | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方     | 基準額×1.50 | 6,825円<br>81,900円 |
| 第9段階   | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方     | 基準額×1.65 | 7,507円<br>90,084円 |
| 第10段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方            | 基準額×1.70 | 7,735円<br>92,820円 |

※上記の規定により算定された当該年度における保険料の年額において、10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。

### (3) 介護保険料，利用料の減免措置について

#### ① 保険料の減免措置

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料について，次のような場合，申請により市長が必要と認めた方は保険料の全部又は一部が減免されます。

- ・被保険者又はその方が属する世帯の生計を主として維持している方が火災，風水害等の災害に住宅や家財等の財産に著しい損害を受けた場合。
- ・被保険者が属する世帯の生計を主として維持している方が死亡した場合や長期入院等により収入が著しく減少した場合。
- ・被保険者が属する世帯の生計を主として維持している方が失業した場合や干ばつ・冷害等による農作物の不作，不漁により収入が著しく減少した場合。

#### ② 利用料の軽減措置

介護保険では，利用したサービスの費用のうち1割が自己負担となりますが，所得の低い方等を対象とした利用者負担額の軽減があります。

##### ・社会福祉法人による利用者負担軽減

市町村民税非課税世帯に属しており，収入や資産等の該当要件を全て満たす方が社会福祉法人の提供する介護保険サービスを利用する場合，利用者負担額（食費，居住費等を含む）のうち4分の1（老齢福祉年金の受給者は2分の1）が軽減されます。

また，平成23年度から生活保護受給者の個室の居住費やショートステイ時の滞在費も軽減対象となりました。

なお，軽減を受けられる社会福祉法人は，あらかじめ施設所在地の県知事及び市町村長に対し事業実施の申出を行っている法人のみとなっております。

※利用料の軽減等を受ける場合には，市へ申請をして認定を受ける必要があります。

#### (4) 介護保険給付費及び地域支援事業費の見込

##### ① 介護サービス量の見込

(表4-68)

|                       | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |       |
|-----------------------|--------|--------|--------|-------|
| 居宅サービス                |        |        |        |       |
| ①訪問介護                 | 6,180  | 6,240  | 6,545  | (人/年) |
| 予防給付                  | 3,108  | 3,192  | 3,276  |       |
| ②訪問入浴介護               | 4,596  | 4,596  | 4,596  | (回/年) |
| 予防給付                  | 48     | 48     | 48     |       |
| ③訪問看護                 | 9,276  | 9,312  | 9,461  | (回/年) |
| 予防給付                  | 1,260  | 1,332  | 1,404  |       |
| ④訪問リハビリテーション          | 984    | 1,104  | 1,224  | (回/年) |
| 予防給付                  | 120    | 120    | 120    |       |
| ⑤居宅療養管理指導             | 5,460  | 5,880  | 6,300  | (人/年) |
| 予防給付                  | 1,260  | 1,332  | 1,404  |       |
| ⑥通所介護                 | 12,048 | 12,648 | 13,548 | (人/年) |
| 予防給付                  | 3,468  | 3,612  | 3,756  |       |
| ⑦通所リハビリテーション          | 5,100  | 5,412  | 5,940  | (人/年) |
| 予防給付                  | 1,944  | 2,136  | 2,328  |       |
| ⑧短期入所生活介護             | 36,468 | 38,187 | 39,679 | (日/年) |
| 予防給付                  | 709    | 768    | 849    |       |
| ⑨短期入所療養介護             | 4,248  | 4,572  | 4,828  | (日/年) |
| 予防給付                  | 10     | 10     | 10     |       |
| ⑩特定施設入居者生活介護          | 972    | 972    | 972    | (人/年) |
| 予防給付                  | 240    | 240    | 240    |       |
| ⑪福祉用具貸与               | 10,416 | 10,644 | 10,872 | (人/年) |
| 予防給付                  | 1,596  | 1,764  | 1,932  |       |
| ⑫特定福祉用具販売             | 300    | 336    | 372    | (件/年) |
| 予防給付                  | 96     | 108    | 120    |       |
| 地域密着型サービス             |        |        |        |       |
| ①認知症対応型通所介護           | 4,011  | 4,698  | 5,503  | (回/年) |
| 予防給付                  | 120    | 120    | 120    |       |
| ②小規模多機能型居宅介護          | 468    | 756    | 1,056  | (人/年) |
| 予防給付                  | 72     | 108    | 144    |       |
| ③認知症対応型共同生活介護         | 2,748  | 2,880  | 3,312  | (人/年) |
| 予防給付                  | 36     | 36     | 36     |       |
| ④定期巡回・随時対応型訪問介護・看護    | 60     | 120    | 180    | (人/年) |
| ⑤複合型サービス              | 60     | 120    | 180    | (人/年) |
| ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0      | 348    | 348    | (人/年) |
| 住宅改修                  | 204    | 228    | 264    | (件/年) |
| 予防給付                  | 96     | 108    | 120    |       |
| 居宅介護支援                | 21,408 | 22,104 | 22,812 | (人/年) |
| 予防給付                  | 7,992  | 8,424  | 8,940  |       |
| 介護保険施設サービス            |        |        |        |       |
| ①介護老人福祉施設             | 3,984  | 4,848  | 4,968  | (人/年) |
| ②介護老人保健施設             | 6,108  | 6,180  | 6,264  | (人/年) |
| ③介護療養型医療施設            | 492    | 492    | 492    | (人/年) |
| ④療養病床(医療保険適用)からの転換分   |        |        |        |       |

※ 予防給付は、外数です。

##### ② 介護保険給付費の見込

(表4-69) (円)

|              | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 合計            |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 居宅サービス       | 2,539,288,090 | 2,630,387,636 | 2,783,333,433 | 7,953,009,159 |
| 予防給付         | 309,752,382   | 325,352,790   | 341,147,291   | 976,252,463   |
| ①訪問介護        | 257,583,338   | 256,153,207   | 270,023,266   | 783,759,811   |
| 予防給付         | 64,106,224    | 65,830,007    | 67,553,789    | 197,490,020   |
| ②訪問入浴介護      | 56,324,729    | 56,324,729    | 56,324,729    | 168,974,187   |
| 予防給付         | 371,510       | 371,510       | 371,510       | 1,114,530     |
| ③訪問看護        | 57,787,717    | 57,920,834    | 58,861,418    | 174,569,969   |
| 予防給付         | 6,720,108     | 7,102,562     | 7,485,017     | 21,307,687    |
| ④訪問リハビリテーション | 2,728,036     | 3,076,055     | 3,407,761     | 9,211,852     |
| 予防給付         | 331,706       | 331,706       | 331,706       | 995,118       |
| ⑤居宅療養管理指導    | 39,859,074    | 42,931,431    | 46,003,788    | 128,794,293   |
| 予防給付         | 9,325,827     | 9,847,856     | 10,369,885    | 29,543,568    |
| ⑥通所介護        | 999,495,871   | 1,041,629,208 | 1,117,486,776 | 3,158,611,855 |
| 予防給付         | 120,817,040   | 125,578,378   | 130,339,716   | 376,735,134   |
| ⑦通所リハビリテーション | 410,197,987   | 433,491,122   | 472,417,459   | 1,316,106,568 |
| 予防給付         | 70,956,982    | 77,952,277    | 84,947,572    | 233,856,831   |
| ⑧短期入所生活介護    | 338,256,166   | 354,496,480   | 368,455,535   | 1,061,208,181 |
| 予防給付         | 4,528,299     | 4,890,075     | 5,404,616     | 14,822,990    |
| ⑨短期入所療養介護    | 40,375,665    | 43,605,718    | 45,630,220    | 129,611,603   |
| 予防給付         | 82,638        | 82,638        | 82,638        | 247,914       |
| ⑩特定施設入居者生活介護 | 184,852,531   | 184,852,531   | 184,852,531   | 554,557,593   |
| 予防給付         | 24,361,341    | 24,361,341    | 24,361,341    | 73,084,023    |
| ⑪福祉用具貸与      | 143,151,325   | 146,175,741   | 149,200,157   | 438,527,223   |
| 予防給付         | 5,703,708     | 6,285,553     | 6,854,347     | 18,843,608    |
| ⑫特定福祉用具販売    | 8,675,651     | 9,730,580     | 10,669,793    | 29,076,024    |
| 予防給付         | 2,446,999     | 2,718,887     | 3,045,154     | 8,211,040     |

|                       | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 合計             |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 地域密着型サービス             | 838,537,808   | 1,080,006,918 | 1,303,553,315 | 3,222,098,041  |
| 予防給付                  | 11,740,863    | 13,572,422    | 15,403,982    | 40,717,267     |
| ①認知症対応型通所介護           | 46,970,750    | 55,180,861    | 64,735,474    | 166,887,085    |
| 予防給付                  | 978,804       | 978,804       | 978,804       | 2,936,412      |
| ②小規模多機能型居宅介護          | 81,837,694    | 133,647,421   | 188,515,367   | 404,000,482    |
| 予防給付                  | 3,663,120     | 5,494,679     | 7,326,239     | 16,484,038     |
| ③認知症対応型共同生活介護         | 653,647,486   | 685,158,450   | 788,200,410   | 2,127,006,346  |
| 予防給付                  | 7,098,939     | 7,098,939     | 7,098,939     | 21,296,817     |
| ④定期巡回・随時対応型訪問介護・看護    | 10,839,875    | 21,679,751    | 32,519,626    | 65,039,252     |
| ⑤複合型サービス              | 45,242,003    | 90,484,007    | 135,726,010   | 271,452,020    |
| ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0             | 93,856,428    | 93,856,428    | 187,712,856    |
| 住宅改修                  | 20,620,097    | 23,338,992    | 26,645,168    | 70,604,257     |
| 予防給付                  | 10,440,553    | 11,745,622    | 13,050,691    | 35,236,866     |
| 居宅介護支援                | 295,103,364   | 304,945,782   | 314,933,208   | 914,982,354    |
| 予防給付                  | 34,873,216    | 36,758,320    | 39,010,173    | 110,641,709    |
| 介護保険施設サービス            | 2,748,434,552 | 3,003,843,735 | 3,078,583,376 | 8,830,861,663  |
| ①介護老人福祉施設             | 1,003,851,404 | 1,235,117,968 | 1,270,642,116 | 3,509,611,488  |
| ②介護老人保健施設             | 1,589,606,581 | 1,613,749,200 | 1,651,877,138 | 4,855,232,919  |
| ③介護療養型医療施設            | 154,976,567   | 154,976,567   | 156,064,122   | 466,017,256    |
| その他                   | 410,726,410   | 442,442,376   | 476,655,687   | 1,329,824,473  |
| ①特定入所者介護サービス費         | 263,822,329   | 286,247,227   | 310,578,241   | 860,647,797    |
| ②高額介護サービス費            | 137,670,106   | 146,545,645   | 155,993,714   | 440,209,465    |
| ③審査支払手数料              | 9,233,975     | 9,649,504     | 10,083,732    | 28,967,211     |
| 保険給付費計 (A)            | 7,219,517,337 | 7,872,394,594 | 8,392,316,322 | 23,484,228,253 |

※ 予防給付は、外数です。

保険給付費は、各サービスごとのサービス見込量に平均給付額を乗じて算出しています。

### ③ 地域支援事業費の見込

(表4-70) (円)

|              | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 合計          |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 介護予防事業       | 50,916,000  | 56,160,000  | 62,400,000  | 169,476,000 |
| 包括的支援事業      | 65,802,000  | 94,680,000  | 105,200,000 | 265,682,000 |
| 任意事業         | 25,865,000  | 29,160,000  | 32,400,000  | 87,425,000  |
| 地域支援事業費計 (B) | 142,583,000 | 180,000,000 | 200,000,000 | 522,583,000 |

## (5) 第1号被保険者保険料の算定

### ① 保険料基準額の算定

標準的な第1号被保険者の負担分は、介護保険給付費と地域支援事業費の合計額の21%です。ただし、国からの調整交付金の交付割合が、後期高齢者加入割合と所得段階別加入割合に応じて補正されるため、ひたちなか市では約24.2%の負担となります。

この負担額から、第4期までの介護給付費準備基金積立残高からの取崩額と財政安定化基金取崩による交付額を差し引いて保険料収納必要額を算出し、さらに、予定収納率を考慮した額に置き換えます。この額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して得た年額が54,604円となり、保険料基準額(月額)は4,550円となります。仮に、準備基金からの取崩しかなかった場合の保険料は月額4,658円となり、算出された保険料額より108円高くなる計算になります。

(表4-71)

|                   | 平成24年度         | 平成25年度         | 平成26年度         | 合計              |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 標準給付費見込額 (A)      | 7,219,517,337円 | 7,872,394,594円 | 8,392,316,322円 | 23,484,228,253円 |
| 地域支援事業費 (B)       | 142,583,000円   | 180,000,000円   | 200,000,000円   | 522,583,000円    |
| 第1号被保険者負担分相当額 (C) | 1,546,041,071円 | 1,691,002,865円 | 1,804,386,428円 | 5,041,430,363円  |
| 調整交付金相当額 (D)      | 360,975,867円   | 393,619,730円   | 419,615,816円   | 1,174,211,413円  |
| 調整交付金見込交付割合 (G)   | 1.77%          | 1.77%          | 1.77%          |                 |
| 後期高齢者加入割合補正係数 (E) | 1.0554         | 1.0554         | 1.0554         |                 |
| 所得段階別加入割合補正係数 (F) | 1.0470         | 1.0470         | 1.0470         |                 |
| 調整交付金見込額 (H)      | 127,785,000円   | 139,341,000円   | 148,544,000円   | 415,670,000円    |

|                      |   |       |   |                |
|----------------------|---|-------|---|----------------|
| 財政安定化基金拠出金見込額 (I)    |   |       |   |                |
| 財政安定化基金拠出率           |   | 0.00% |   |                |
| 財政安定化基金償還金 (J)       |   |       |   | 円              |
| 準備基金の残高(平成23年度末の見込額) |   |       |   | 239,683,449円   |
| 準備基金取崩額 (K)          |   |       |   | 142,000,000円   |
| 審査支払手数料差引額 (L)       | 円 | 円     | 円 | 円              |
| 財政安定化基金取崩による交付額 (M)  | 円 | 円     | 円 | 32,219,866円    |
| 市町村相互財政安定化事業負担額 (N)  |   |       |   | 円              |
| 市町村相互財政安定化事業交付額 (O)  |   |       |   | 円              |
| 保険料収納必要額 (P)         |   |       |   | 5,625,751,910円 |

|                         | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  | 合計       |
|-------------------------|---------|---------|---------|----------|
| 予定保険料収納率 (Q)            | 98.50%  |         |         |          |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (R)   | 33,409人 | 34,858人 | 36,331人 | 104,598人 |
| 保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額 |         |         |         |          |
| 保険料(年額) (S)             |         |         |         | 54,604円  |
| 保険料(月額) (T)             |         |         |         | 4,550円   |

第1号被保険者負担分相当額 (C) = { (A) + (B) } × 21% (標準的な第1号被保険者負担割合)  
調整交付金相当額 (D) = (A) × 5% (標準的な調整交付金交付割合)  
調整交付金見込交付割合 (G) = 平成23年度交付割合 実績  
調整交付金見込額 (H) = (A) × (G)  
保険料収納必要額 (P) = (C) + (D) - (H) + (I) + (J) - (K) + (L) - (M) + (N) - (O)  
保険料(年額) (S) = (P) ÷ (Q) ÷ (R)  
保険料(月額) (T) = (S) ÷ 12

【参考】 保険料額の推移

|       |     | 第1期    | 第2期    | 第3期    | 第4期    |
|-------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 保険料月額 |     | 2,700円 | 2,930円 | 3,400円 | 3,650円 |
| 対前期   | 増減額 | -      | 230円   | 470円   | 250円   |
|       | 増減率 | -      | 8.5%   | 16.0%  | 7.4%   |

② 所得段階別第1号被保険者数と保険料額

第5期では、低所得者層の軽減措置として、これまでの第4段階に加え第3段階においても特例を設けるとともに、国の標準的な設定段階の6段階設定に対し10段階設定とし、それぞれの負担能力に応じた段階設定を図ります。

・ 所得段階別基準額に対する割合

【ひたちなか市の設定】

(表4-72)

| 区分    | 対象者                      | 第5期計画期間<br>(平成24年度～平成26年度) |
|-------|--------------------------|----------------------------|
| 第1段階  | 老齢福祉年金受給権者で世帯非課税、生活保護受給者 | 0.50                       |
| 第2段階  | 世帯非課税で合計所得+課税年金収入額80万以下  | 0.50                       |
| 第3段階  | 世帯非課税で第1段階、第2段階以外        |                            |
|       | 合計所得+課税年金収入額120万以下       | 0.60                       |
|       | 上記以外                     | 0.65                       |
| 第4段階  | 本人のみ非課税                  |                            |
|       | 合計所得+課税年金収入額80万以下        | 0.85                       |
|       | 上記以外                     | 1.00                       |
| 第5段階  | 本人課税で合計所得125万未満          | 1.15                       |
| 第6段階  | 本人課税で合計所得125万以上200万未満    | 1.25                       |
| 第7段階  | 本人課税で合計所得200万以上300万未満    | 1.45                       |
| 第8段階  | 本人課税で合計所得300万以上500万未満    | 1.50                       |
| 第9段階  | 本人課税で合計所得500万以上700万未満    | 1.65                       |
| 第10段階 | 本人課税で合計所得700万以上          | 1.70                       |

・ 所得段階別保険料月額及び第1号被保険者数の見込

【保険料月額】

(表4-73)

| 区分    | 対象者                      | 第5期計画期間<br>(平成24年度～平成26年度) |
|-------|--------------------------|----------------------------|
| 第1段階  | 老齢福祉年金受給権者で世帯非課税、生活保護受給者 | 2,275                      |
| 第2段階  | 世帯非課税で合計所得+課税年金収入額80万以下  | 2,275                      |
| 第3段階  | 世帯非課税で第1段階、第2段階以外        |                            |
|       | 合計所得+課税年金収入額120万以下       | 2,730                      |
|       | 上記以外                     | 2,957                      |
| 第4段階  | 本人のみ非課税                  |                            |
|       | 合計所得+課税年金収入額80万以下        | 3,867                      |
|       | 上記以外                     | 4,550                      |
| 第5段階  | 本人課税で合計所得125万未満          | 5,232                      |
| 第6段階  | 本人課税で合計所得125万以上200万未満    | 5,687                      |
| 第7段階  | 本人課税で合計所得200万以上300万未満    | 6,597                      |
| 第8段階  | 本人課税で合計所得300万以上500万未満    | 6,825                      |
| 第9段階  | 本人課税で合計所得500万以上700万未満    | 7,507                      |
| 第10段階 | 本人課税で合計所得700万以上          | 7,735                      |

【第1号被保険者数の見込】

|          | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|----------|---------|---------|---------|
| 第1段階     | 436人    | 457人    | 478人    |
| 第2段階     | 4,708人  | 4,912人  | 5,118人  |
| 第3段階     | 2,859人  | 2,973人  | 3,109人  |
|          | 1,430人  | 1,487人  | 1,555人  |
|          | 1,429人  | 1,486人  | 1,554人  |
| 第4段階     | 11,335人 | 11,820人 | 12,320人 |
|          | 6,990人  | 7,292人  | 7,621人  |
|          | 4,345人  | 4,528人  | 4,699人  |
| 第5段階     | 3,715人  | 3,870人  | 4,025人  |
| 第6段階     | 5,348人  | 5,583人  | 5,817人  |
| 第7段階     | 3,374人  | 3,524人  | 3,673人  |
| 第8段階     | 1,173人  | 1,222人  | 1,271人  |
| 第9段階     | 296人    | 311人    | 327人    |
| 第10段階    | 392人    | 414人    | 436人    |
| 合計       | 33,636人 | 35,086人 | 36,574人 |
| 補正後被保険者数 | 33,409人 | 34,858人 | 36,331人 |

※ 補正後被保険者数は、それぞれの段階ごとに、被保険者数 × 基準額に対する割合で算出される人数の合計です。  
※ 上記の規定により算定された当該年度における保険料の年額において、10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。

## 基本方針2 介護予防施策等の推進

### 1 健康づくり

高齢者が住みなれた地域で元気に生活を続けていくためには、いつまでも健康であることがとても大切です。そのためには、高齢者自らが健康づくりを意識し、自主的にかつ主体的に取り組むことが重要です。

本市では、健康増進法に基づく健康増進計画（元気アッププラン）により、市民全体の健康づくりの行動指針を定めるとともに、市は目的達成のため、必要な事業の実施や支援、啓発などを行っています。

ここでは、平成23年2月に策定した「ひたちなか市元気アッププラン」から主に高齢者の健康づくり（生活機能の維持等）事業や一人ひとりの必要な取組み内容等をまとめました。

#### (1) 重点取組事項

健康づくりは、きっかけづくりと適切かつ継続的に実施することが重要であり、そのためには、市が先導した仲間づくりを含めた地域での事業展開が必要です。

本市では、健康づくりのため、元気アップ事業を重点事業と位置付け、その指導者として育成した保健推進員を中心に、自治会など関係団体の協力を得ながら推進しています。

##### ①ときめき元気塾

###### 【事業概要】

平成16年から自治会単位で開催しています。この塾は、栄養と食生活、歯の健康、生活習慣病の予防等について学び、体力測定と元気アップ体操の理論と実技とあわせて6回の講座で構成されています。

また、この事業は、保健推進員を中心に元気アップサポーターの会などの協力を得ながら実施しています。

##### ②元気アップ体操

###### 【事業概要】

この体操は「ときめき元気塾」の核となっているもので、茨城大学教育学部の協力を得て作成されました。

内容は、首・肩の体操やスクワット等からなり、体をほぐして全身の血流をよくし、生活習慣病の予防や丈夫な足腰をつくるなどの効果が期待できます。



## (2) 分野別取組

高齢になってもいつまでも元気で生活を送るためには、健康と日常生活に必要な心身の生活機能を維持していくことが重要です。

次に掲げる事項については、健康寿命を延ばすために重要なことであり、一人ひとりが健康づくりの意義を理解し、実践していく必要があります。

### ①栄養・食生活

食べることは、日常生活における一番の楽しみとされていますが、高齢期になると時間が不規則になったり、好みのものに偏るなど食習慣に偏りが生じやすくなります。

食生活においては、朝・昼・夜の三食を摂るとともに、主食・主菜・副食など栄養バランスのとれた献立づくりや季節の食材、地元の食材を取り入れるなど食事を楽しめる工夫をすることも大切です。

また、高齢者の場合は、体調も変化しやすくなることから、健康状態にあわせた食事を摂ることも重要です。

### ②身体活動・運動

身体活動や運動は、健康づくりの基本であり、疾病の予防などにも効果があると言われています。

高齢者の場合、年齢とともに筋力や柔軟性の低下、それによる転倒などの危険も高まることから、散歩など外出の機会を増やしたり、地域で実施している「ときめき元気塾」への参加など自分にあった適切な運動を行うことが重要です。

### ③休養・こころの健康

高齢期になると外出の頻度や生活行動の範囲も狭くなっていくことから、閉じこもりがちになり、その状態が長く続くことで、身体機能だけではなく、うつなどこころの健康の低下を招くことがあります。

こころの健康を維持していくためには、趣味やサークル活動、地域活動等の社会参加を通して人との関わりや生きがいをもった生活を送ることが重要です。

### ④健康管理

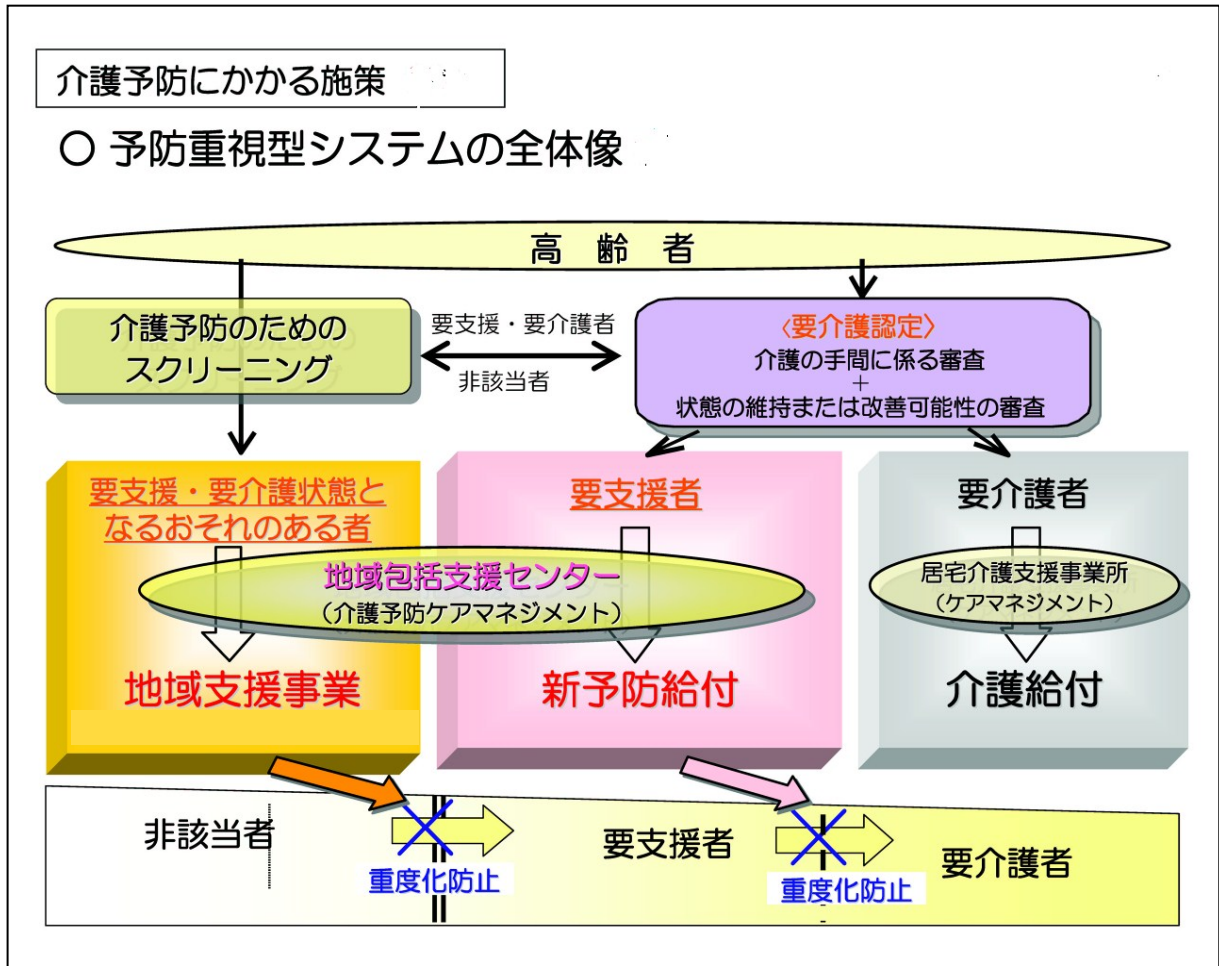
健康寿命を延ばすためには、自身の健康状態を把握し、食事や運動など日頃の生活習慣を振り返るとともに、必要な場合には早期の治療を受けることが重要です。

そのため、年に1回は各種健康診査を受け、また、慢性的な疾患を抱える方は、かかりつけ医への定期的な受診により疾病の治療や指導を受けることも重要です。

## 2 介護予防事業（地域支援事業）

介護予防事業は、高齢者が要介護・要支援状態になることの予防、軽減、悪化防止を目的として実施されます。

実施内容としては、要介護状態等となるおそれの高い高齢者を対象にした二次予防事業、全高齢者を対象にした一次予防事業があります。



## (1) 二次予防事業

### ①二次予防事業の対象者把握事業

第1号被保険者（要介護認定を受けている者を除く）全員を対象に、日常生活で必要となる機能（25項目）の確認を基本チェックリストにより行います。

基本チェックリストは、郵送等により配布、回収する方法で行いますが、介護保険担当課、地域包括支援センター、民生委員等関係機関からの情報提供等による把握も行います。

なお、平成23年度までは、指定の医療機関及び特定健康診査等の健診会場において実施していました。

(表 4-74) 二次予防事業対象者数

| 区 分     | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 人 数 (人) | 1,551  | 439    | 553    |

#### a お元気訪問事業

この事業は、心身の状況等により通所型介護予防事業等への参加が困難な二次予防事業の対象者の自宅を保健師等が訪問して、生活機能に関する問題を把握し、総合的に評価することで必要な指導や相談を行うとともに、通所型介護予防事業への参加を勧奨しています。

## ②通所型介護予防事業

通所型介護予防事業は、概ね日常生活圏域ごとに1クール全12回開催し、内容は「運動器の機能の向上」を中心に「栄養改善」「口腔機能の向上」の各プログラムを組み合わせ実施しています。

また、平成21年度からプールでの水中運動を取り入れるなど事業の拡充を図りました。

(表 4-75) 実施状況

| 区 分                | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 参加人数(二次予防事業対象者)(人) | 140      | 70       | 61       |
| 参加人数(一次予防事業対象者)(人) | 36       | 40       | 83       |

### a 運動器の機能向上

#### 【現状】

運動器の機能や筋力の維持・向上が図れるよう軽運動やストレッチ等を行っています。  
また、運動習慣の定着を図るため、自宅で手軽にできる運動等の指導や資料を提供しています。

### b 栄養改善

#### 【現状】

日常生活における「食べること」を通じて、低栄養状態の予防や生活機能の維持が図れるよう栄養相談や講話を実施しています。

### c 口腔機能の向上

#### 【現状】

口腔機能の低下予防や機能の維持が図れるよう口腔内のブラッシングや口腔体操等の指導、口腔ケアに関する講話を実施しています。

#### 【今後の方針】

より多くの参加が得られるよう実施方法や各プログラムのメニュー、対象者への勧奨方法等を検討します。

### ③訪問型介護予防事業

#### a 閉じこもり予防・支援

##### 【今後の方針】

閉じこもりのリスクがある二次予防事業対象者に対し、必要に応じて保健師による訪問指導を実施します。また、訪問時に閉じこもりの予防についてパンフレット等により啓発を行います。対象となる方の状態に応じて通所型介護予防事業、介護予防普及啓発事業の健康相談や機能訓練、地域における健康づくり事業への参加を促します。

#### b 認知症予防・支援

##### 【今後の方針】

認知症のリスクがある二次予防事業対象者に対し、地域包括支援センターにおいてアセスメントを行い、保健師の訪問指導により認知的機能の低下の原因に応じて、通所型介護予防事業、介護予防普及啓発事業の健康相談や機能訓練、地域における健康づくり事業への参加を促します。

#### c うつ予防・支援

##### 【今後の方針】

うつのリスクがある二次予防事業対象者に対し、地域包括支援センターにおいてアセスメントを行い、保健師の聞き取りによる心の健康相談を勧めます。心の健康相談の結果により、医療機関への受診または訪問指導による経過観察の必要性を判断します。他のリスクが見られる場合は、通所型介護予防事業への参加を検討します。

#### d 口腔機能の向上

##### 【今後の方針】

要介護状態になることを予防するため、歯科衛生士の訪問により、摂食、嚥下、口腔清掃の指導を行い口腔機能の向上を図ります。

#### e 栄養改善

##### 【今後の方針】

低栄養状態の疑いがある二次予防事業対象者に対し、管理栄養士等の訪問により、日常生活において食事を通じて低栄養状態を予防し、高齢者の自立した生活を支援します。

### ④二次予防事業評価事業

平成22年度に作成された「茨城版介護予防事業評価プログラム」を活用して、本計画の中で定められている介護予防事業の効果を見込んだ要介護認定者数の推計値と実態を比較することにより達成状況を検証し、二次予防事業の評価をするとともに、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図ります。

## (2) 一次予防事業

地域において、高齢者自らが参加するような取組みが主体的に実施されるよう健康教育や健康相談など介護予防に関する活動の普及、啓発や自発的な活動の育成、支援を行います。

### ①介護予防普及啓発事業

#### a 健康教育

##### 【現状】

地域の要請により介護予防についての知識の普及、啓発を行うため、保健師、栄養士が生活習慣病予防や介護予防に関する情報を提供したり、実用的な体操を通して体の機能を低下させないための実技指導と講話を行っています。

##### 【今後の方針】

引続き、事業を実施します。

#### b 介護予防教室（はつらつ運動教室、栄養満点・健口教室）

##### 【現状】

転倒予防のための体操、講話を行うことにより、健康増進をはかり要介護状態への移行を予防することを目的として実施しています。保健師、栄養士、歯科衛生士、作業療法士による栄養、口腔、健康についての講話と体操を実施します。

(表 4-76) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 参加人数 (人) | 677      | 557      | 533      |

##### 【今後の方針】

元気な高齢者及び二次予防事業対象者のうち介護予防事業により生活機能が改善した方を対象に実施し、事業終了後は各自治会で行われている健康増進のための催し等への参加を促します。

## ②地域介護予防活動支援事業

### a 生きがい対策事業

#### 【現状】

社会参加活動を通じて高齢者の介護予防を推進するため、高齢者大学等の高齢者生きがい対策事業を行っています。

(表 4-77) 実施状況

| 事業名称               | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 高齢者大学(修了者) (人)     | 87       | 89       | 103      |
| 高齢者芸能発表大会(出演者) (人) | 349      | 381      | 350      |
| 高齢者文化創作展(出展者) (人)  | 142      | 153      | 124      |
| 高齢者スポーツ大会(参加者) (人) | 787      | 731      | 810      |
| 合計(人)              | 1,365    | 1,354    | 1,387    |

#### 【今後の方針】

高齢者のニーズの把握に努め、より多くの高齢者が参加できる環境づくりに努めます。

#### 【見込量】

(表 4-78) 見込量

| 区分             | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 高齢者大学他 3 事業(人) | 1,400    | 1,450    | 1,500    |

## ③一次予防事業評価事業

事業の実施状況等の検証を通じ、一次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。

## 基本方針3 地域包括ケアの推進（地域での支えあいの推進）

### 1 在宅生活を支えるサービス

#### （1）小地域ネットワーク事業

##### 【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者が、地域の中で安心して生活できるよう、近隣の方々で見守りネットワークを組織し、日々の安否の確認等を行っています。

また、平成22年度から重度要介護認定者（要介護3以上）等と70歳以上の方等で構成する高齢者二人世帯も対象に加え、事業の拡充を図りました。

（表 4-79） 実施状況

| 区 分     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| ネットワーク数 | 704      | 737      | 766      | 737      |

※ 平成23年度は9月末現在。

##### 【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、事業の必要性が高いため、地域の方々の理解と協力を得ながら継続して実施していきます。

##### 【見込量】

（表 4-80） 見込量

| 区 分          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|
| ネットワーク数(ネット) | 750      | 760      | 770      |



## (2) 緊急通報システム事業

### 【現状】

疾病の急変など不慮の事態の時、身につけたペンダント等の操作で消防本部に通報することができるシステムです。70歳以上のひとり暮らしで要介護の認定を受けている方または重度疾病のある方を対象としています。

本市では、小地域ネットワーク事業と一体的に取り組むことで、緊急時の対応だけでなく、ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することなく安心して暮らせるとともに、地域の福祉意識の高揚を図るなど特徴のある取組みをしています。

また、平成22年度から重度要介護認定者（要介護3以上）等と70歳以上の重度疾病等を有する方で構成する高齢者二世帯も対象とし、事業の拡充を図りました。

(表 4-81) 実施状況

| 区 分        | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 端末設置台数 (台) | 334      | 314      | 313      | 288      |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

(表 4-82) 通報・出動回数

| 区 分      |                | 平成 22 年度 |
|----------|----------------|----------|
| 通報回数 (回) |                | 999      |
| 内<br>訳   | 出動回数 (救急車) (回) | 34       |
|          | テスト通報 (回)      | 742      |
|          | 誤報 (回)         | 176      |
|          | 相談等 (回)        | 47       |

### 【今後の方針】

民生委員等関係者との連携や広報等を通じて周知を徹底し、対象者の把握に努めるとともに、地域との連携を維持し、継続して事業を実施していきます。

### 【見込量】

(表 4-83) 見込量

| 区 分        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 端末設置台数 (台) | 310      | 315      | 320      |

### (3) 配食サービス事業

#### 【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者二世帯，又はおおむね60歳以上の心身に障害のあるひとり暮らしの方を対象に，バランスのとれた食事を提供することによる栄養保持と安否確認を目的として，月曜日から金曜日の夕食を配達しています。

(表 4-84) 実施状況

| 区 分        | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 利用実人数 (人)  | 90       | 90       | 128      | 121      |
| 延べ利用回数 (回) | 20,284   | 19,389   | 21,313   | 11,308   |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

#### 【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い，事業の必要性が高いため，継続して実施していきます。

#### 【見込量】

(表 4-85) 見込量

| 区 分       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 利用実人数 (人) | 135      | 135      | 135      |

## (4) 愛の定期便事業

### 【現状】

安否確認の必要な70歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、乳製品を概ね1日おきに配布し、安否の確認や健康の保持等を図るサービスです。

(表 4-86) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数 (人) | 541      | 441      | 457      | 442      |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

継続して実施しますが、ひとり暮らし高齢者の安否確認を目的とする他のサービスとの併給の適否など事業の推進方策について検討します。

### 【見込量】

(表 4-87) 見込量

| 区 分      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数 (人) | 470      | 480      | 490      |

## (5) 福祉電話貸与事業

### 【現状】

電話を保有していない所得税非課税世帯の65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、緊急時等の通信手段の確保等のため、電話回線及び電話器を貸与する事業です。

基本料金等については市が助成しますが、通話料は自己負担となります。

(表 4-88) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数 (人) | 30       | 30       | 29       | 21       |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

電話を所有しない世帯は少なくなっていますが、被保護世帯など低所得の高齢者支援のため事業を継続して実施していきます。

### 【見込量】

(表 4-89) 見込量

| 区 分      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数 (人) | 25       | 25       | 25       |

## (6) ふれあい電話相談事業

### 【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者で希望される方を対象に、ボランティアグループが電話を通じて安否確認や話し相手となり孤独感の解消等を図る事業です。

現在、3つのボランティアグループが活動しています。

(表 4-90) 実施状況

| 区 分        | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 相談人数 (延人数) | 6,363    | 6,604    | 5,694    | 3,364    |
| 相談内容 (延件数) | 7,676    | 6,762    | 5,882    | 3,480    |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

ボランティアの協力を得ながら、継続して実施していきます。

### 【見込量】

(表 4-91) 見込量

| 区 分        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 延べ相談人数 (人) | 6,800    | 6,900    | 7,000    |

## (7) ホームヘルパー派遣事業

### 【現状】

この事業は、介護保険制度が施行される以前から利用していた方で、要介護認定非該当(自立)となっている方を対象に、経過措置として生活援助(掃除,洗濯,調理,生活必需品の買物)を行っています。

(表 4-92) 実施状況

| 区 分        | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 利用世帯数 (世帯) | 2        | 2        | 2        | 2        |
| 利用延べ回数 (回) | 89       | 86       | 89       | 41       |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

介護保険制度施行後もサービスの低下をきたさないよう経過措置としてサービスを提供してきましたが、将来的には廃止も含めて検討します。

## (8) 生活管理指導短期宿泊事業

### 【現状】

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が困難で、かつ要介護認定が「自立」と判定されたひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活を送るうえで必要な指導及び支援を行います。宿泊の期間はおおむね7日以内です。

(表 4-93) 実施状況

| 区 分        | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数 (人)   | 0        | 0        | 0        | 2        |
| 利用延べ日数 (日) | 0        | 0        | 0        | 14       |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

対象者の把握に努め、継続して事業を実施していきます。

### 【見込量】

(表 4-94) 見込量

| 区 分      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数 (人) | 2        | 2        | 2        |

## (9) 介護者支援事業

### ①介護研修会事業（地域支援事業）

#### 【現状】

ねたきり又は認知症高齢者等を在宅で介護している家族や住民を対象に、在宅介護支援センターが主催し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどの知識と技術の習得を目的とした研修会を実施しています。

(表 4-95) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 参加人数 (人) | 170      | 156      | 173      | 52       |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

#### 【今後の方針】

多くの参加が得られるよう周知及び内容の充実に努め、継続して事業を実施していきます。

#### 【見込量】

(表 4-96) 見込量

| 区 分      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 参加人数 (人) | 200      | 200      | 200      |

## ②介護者交流・リフレッシュ事業（地域支援事業）

### 【現状】

ねたきり又は認知症高齢者等を在宅で介護している方を対象に、介護の慰労と介護者相互の交流を図るため、日帰りのバス旅行を実施していますが、参加者が少なくなってきました。

（表 4-97） 実施状況

| 区 分     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 参加人数（人） | 12       | 15       | 12       | 5        |

### 【今後の方針】

介護者支援は重要なことであるため、多くの介護者が参加できるよう内容等を見直し、継続して事業を実施していきます。

### 【見込量】

（表 4-98） 見込量

| 区 分     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 参加人数（人） | 20       | 20       | 20       |

## ③介護慰労金支給事業

### 【現状】

要介護 3 から要介護 5 までに該当する要介護者を、常時在宅で介護している方に対し 2 万 4 千円を支給しています。また、要介護 4 から要介護 5 までに該当する要介護者で、過去 1 年間介護保険サービスを利用しなかった方を常時在宅で介護している方に対しては、10 万円を支給しています。いずれの場合も、要介護者及び介護している方が市県民税非課税世帯に属していることが支給の要件となります。

（表 4-99） 実施状況

| 区 分     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 支給人数（人） | 29       | 33       | 38       | 33       |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

事業の周知を図り、継続して実施していきます。

### 【見込量】

（表 4-100） 見込量

| 区 分     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 支給人数（人） | 45       | 45       | 45       |

## (10) 在宅ねたきり高齢者等おむつ助成事業（地域支援事業）

### 【現状】

要介護3から要介護5までに該当し、在宅でおむつを必要としている方に、おむつ購入助成券（年間最高12枚、毎月2,000円）を交付しています。

（表 4-101） 実施状況

| 区 分     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 交付人数（人） | 829      | 834      | 886      | 683      |
| 利用枚数（枚） | 6,574    | 6,527    | 6,632    | —        |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

在宅で介護を受けている方が快適な生活を送ることができるよう、事業の周知に努め、継続して実施していきます。

### 【見込量】

（表 4-102） 見込量

| 区 分     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 交付人数（人） | 900      | 920      | 940      |

## (11) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

### 【現状】

要介護3以上の要介護認定を受けている在宅の高齢者を対象に、自宅で使用している寝具の洗濯・乾燥・消毒を行うことで、清潔保持と生活環境の向上を図る事業です。

（表 4-103） 実施状況

| 区 分     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 57       | 59       | 58       | 25       |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

在宅で介護を受けている方が快適な生活を送ることができるよう、事業の周知に努め、継続して実施していきます。

### 【見込量】

（表 4-104） 見込量

| 区 分     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 60       | 60       | 60       |



## (12) 在宅高齢者短期保護事業

### 【現状】

介護者の疾病等により、要介護者等が介護保険による短期入所生活介護サービス等の利用範囲を超えて特別養護老人ホーム等による保護が必要なとき、21日を限度として介護費用等を助成する事業です。

(表 4-105) 実施状況

| 区 分        | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数 (人)   | 2        | 1        | 3        | 1        |
| 延べ利用日数 (日) | 41       | 8        | 32       | 21       |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

緊急時に必要な事業として、継続して実施していきます。

### 【見込量】

(表 4-106) 見込量

| 区 分      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数 (人) | 2        | 2        | 2        |

## (13) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

### 【現状】

65 歳以上の方又は医療費受給対象者の方を対象に、はり・きゅう・マッサージ助成券(年間 15 枚、1 枚につき 1,000 円を助成)を発行して、施術費用の助成を行っています。1 人あたりの年間平均利用枚数は約 7 枚となっています。

(表 4-107) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 交付人数 (人) | 1,635    | 1,694    | 1,559    | 1,352    |
| 利用枚数 (枚) | 10,268   | 10,984   | 10,175   | 4,103    |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【見込量】

(表 4-108) 見込量

| 区 分      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 交付人数 (人) | 1,700    | 1,700    | 1,700    |

### 【今後の方針】

事業の周知等を行い、継続して実施していきます。

## (14) 高齢者住宅整備資金貸付事業

### 【現状】

高齢者と同居又は同居しようとする方が、高齢者のための居室等を増改築するにあたり、自力での整備が困難な場合、その費用を貸付するものです。

- 貸付内容
- ①貸付金額：2,500 千円
  - ②利 率：年 1.8%
  - ③償還年限：10 年（最大回数 120 回）

（貸付内容は、いずれも平成 23 年 9 月末現在）

（表 4-109） 貸付状況

| 区 分     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 0        | 0        | 0        | 0        |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

例年、相談や問い合わせはありますが、貸付に至らない状況であることから、民間サービスの状況等を踏まえて、事業のあり方について検討します。

## 2 地域包括ケア体制の構築

### (1) 地域包括支援センター（おとしより相談センター）（地域支援事業）

#### 【現状】

高齢者が住みなれた地域で、できる限り継続して生活を送れるように支えるためには、一人ひとりの高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要です。

また、高齢者の尊厳を支えるケアをいっそう充実していくためには、介護保険サービスを核としながら医療・保健・介護・福祉の専門職相互の連携、さらにはボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域の様々な資源を統合したサービスを提供する地域包括ケア体制の構築が必要とされています。

地域包括支援センターは、日常生活圏域における地域包括ケアを有効に機能させること等を目的に設置しておりますが、本市では平成18年4月から市直営で1か所、平成19年4月からは、2か所（社会福祉法人へ委託）を増設しました。

平成22年3月をもって市直営を廃止しましたが、それに代えて同年4月から新たに社会福祉法人へ委託しましたので、現在も3か所が運営されています。

地域包括支援センターには、専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等）が配置され、互いに連携し一体的に業務を行なう体制となっています。

#### 地域包括支援センターの役割

##### ①介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況、おかれている環境など一人ひとりの状況に応じて、自らの選択に基づき、介護予防事業その他必要な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

##### ②総合相談支援業務

地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要か幅広く把握し、介護保険サービスにとどまらず、適切な福祉サービス、機関又は制度の利用につなげていく等の支援を行います。

主たる業務は、地域におけるネットワークの構築、高齢者の実態把握、総合相談支援（初期段階の相談対応、継続的・専門的な相談支援）等です。

##### ③権利擁護業務

認知症や虐待により自らの権利の主張や権利を行使することが困難な状況にある高齢者に対して、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点から、関係機関と連携しながら高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用支援、虐待や消費者被害の未然防止、対応等を行ないます。

##### ④包括的・継続的マネジメント

ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設との連携など、地域において、多職種相互の協働等による個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的

ケアマネジメントが重要であることから、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援を行います。

主たる業務は、包括的・継続的なケア体制の構築、ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言、地域でのケアマネジメントの構築です。

(表 4-110) 地域包括支援センターの設置数, 相談内容件数

| 区 分         | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 地域包括支援センター数 | 3        | 3        | 3        |
| 相談内容件数 (件)  | 3,340    | 2,965    | 1,315    |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

(表 4-111) 地域包括支援センター一覧

| 施 設 名                         | 所在地 | 実 施 主 体                     | 担 当 圏 域                           | 開 設 年 月     |
|-------------------------------|-----|-----------------------------|-----------------------------------|-------------|
| 南部おとしよりセンター<br>(南部地域包括支援センター) | 金上  | 社会福祉法人<br>ひたちなか市<br>社会福祉協議会 | 勝田第一中学校区域<br>勝田第三中学校区域<br>大島中学校区域 | 平成 19 年 4 月 |
| 西部おとしよりセンター<br>(西部地域包括支援センター) | 津田  | 社会福祉法人<br>北養会               | 勝田第二中学校区域<br>佐野中学校区域<br>田彦中学校区域   | 平成 19 年 4 月 |
| 東部おとしよりセンター<br>(東部地域包括支援センター) | 烏ヶ台 | 社会福祉法人<br>克仁会               | 那珂湊中学校区域<br>平磯中学校・<br>阿字ヶ浦中学校区域   | 平成 22 年 4 月 |

### 【今後の方針】

支援を必要とする高齢者に向けたきめ細かな対応と地域包括ケアの推進を図っていくため、新たな地域包括支援センターの設置を検討します。

また、地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核としての役割を担っていますが、本市の場合、委託による事業実施であり、事業の趣旨等の徹底等を図るため、運営方針を定めるとともに、困難事例等に対応するため、地域包括支援センター主導による会議の実施など機能の充実を図っていきます。

民生委員児童委員協議会や自治会等地域との交流を積極的に行い、より地域に密着した活動を心がけ、ネットワーク構築、虐待の未然防止や早期発見などに努めます。

## (2) 地域ケア会議の開催

### 【現状】

高齢者が要介護状態にならないよう、あるいは自立して生活していくうえで何らかの困難がある高齢者を支援するため、保健福祉サービスを効率的に提供できるよう調整する「地域ケア会議」を開催しています。

(表 4-112) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施回数 (回) | 6        | 6        | 6        | 3        |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

地域包括支援センターや地域の相談窓口としての機能を持つ在宅介護支援センター等、関係機関と連携し、地域における高齢者の生活全般にわたる支援の仕組みを構築します。

## (3) 地域ケアシステムの充実

### 【現状】

支援を必要とする高齢者や身体障害者、知的障害者、精神障害者等が、安心して生活が送れるよう地域ケアコーディネーターを中心に民生委員や保健・医療・福祉の専門職がチームを組み、保健・医療・福祉サービスを一体的に提供するものです。

### 【今後の方針】

サービスを必要とする高齢者の把握に努め、的確で効果的な支援していきます。

### 3 地域福祉活動の充実

#### (1) 老人相談員活動

##### 【現状】

社会福祉協議会が実施している事業で、相談員（3名）がひとり暮らし高齢者宅の訪問を通じて、悩みごとや日常生活の様々な相談に応じ、必要な場合は行政や地域包括支援センターなど関係機関と連携して対応を図っています。

平成23年度からは、75歳以上で希望された高齢者二世帯への訪問を実施し、事業の拡充を図っています。

(表 4-113) 実施状況

| 区 分       | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度           |
|-----------|--------|--------|--------|------------------|
| 訪問延べ回数(回) | 3,035  | 3,283  | 2,711  | 2,684<br>(1,805) |

※ 平成23年度は9月末現在。括弧内は高齢者二世帯への訪問回数で内数。

##### 【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の相談に適切に応じられるよう関係機関等との連携等に努めます。

## 4 関係団体との連携

### 【現状】

支援を必要とする高齢者等に対し、必要なサービスを的確に、効率的に、そして一体的に提供していくことが重要です。そのために、医療・保健・介護・福祉の関係団体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら活動していくことが大切です。

### (1) 社会福祉協議会

ひたちなか市社会福祉協議会は、地域に密着した福祉活動の中心的な役割を担っています。地域に根ざした活動を行うため、全自治会を社会福祉協議会支部と位置付けて、全自治会が住民参加型の地域福祉活動に取り組んでいます。また、平成12年度からは、各介護保険サービスを提供しています。

民間福祉活動団体の中核組織である社会福祉協議会は、社会環境の変化に伴う住民ニーズの把握に努め、各事業の効率的運営を図るとともに、社会福祉団体との連携を図っていく必要があります。

### (2) 自治会

自治会は、住み良い地域社会をつくるために、防災や防犯、子供の健全な成長やひとり暮らしの高齢者の見守りなど、地域内の課題を解決するための活動に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会支部として、小地域ネットワークや敬老会等の事業を行い、高齢者が安心していきいきと暮らせるよう、福祉のまちづくりにも取り組んでいます。平成23年11月現在82の自治会があります。

### (3) 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者で、常に住民の立場に立ち必要な援助を行うため、住民からの相談、生活状態の把握、福祉に関する情報の提供、関係行政機関の業務への協力など、社会奉仕の精神に基づいて活動を行っています。

民生委員・児童委員は、地域における最も身近な相談窓口として、さらに、保健・福祉サービスや介護保険サービスにおける行政とのパイプ役など地域福祉を推進する担い手としての役割が期待されています。

本市の民生委員・児童委員は、定数243名で市内を8地区に分けて活動しています。

また、各地区で組織する民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員が保健・福祉サービスや介護サービスを十分に理解し、地域で活躍できるよう研修等の企画、運営を行い活動の充実を図っています。

#### (4) 高齢者クラブ

高齢者クラブは、高齢者が住みなれた地域で、親しい仲間と生きがいのある毎日を過ごせるよう、楽しく語らい、健康づくり運動やお互いの助け合い活動、趣味や教養学習活動、スポーツや旅行あるいは世代間交流活動などに取り組んでいます。

#### (5) ボランティア

市内には多くの福祉ボランティア団体が独自の活動を行っています。また、地域ごとにある自治会や子供会、高齢者クラブ、小・中学校・高校、ボーイスカウト、ガールスカウト、商工会議所、企業などが地域福祉活動に取り組んでいます。

本市では総合福祉センター内にボランティア活動センターを設置し、ボランティア養成講座やボランティア通信の発行など、ボランティア活動がより一層活発に行われるよう支援しています。ボランティア活動センターへの登録団体数は72団体（平成23年9月末現在）です。

#### (6) NPO法人

平成10年12月の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行後、市内のNPO法人の数は19団体（平成23年11月現在）で、まちづくりや介護、福祉、環境、教育、子育て、文化、芸術などの分野で活躍しています。

本市では、市民やNPO法人、ボランティア団体等が情報収集や人的交流を行う拠点施設として「ひたちなか・ま・ふれ愛ひろば」を平成16年7月に開設し運営しています。



## 5 福祉意識の醸成

### (1) 福祉教育の実践

#### 【現状】

社会福祉協議会が福祉教育推進校事業として実施しており、次代を担う児童・生徒が高齢者や要介護者、障害者に対する理解が深められるよう、小・中・高校において福祉教育を実践しています。

内容は、車いす、アイマスク、点字、手話、盲導犬、介護等の体験学習、福祉講話の見学等を行っています。

(表 4-114) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施回数 (回) | 52       | 50       | 62       | 17       |
| 参加人数 (人) | 4,735    | 4,540    | 5,508    | 2,114    |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

#### 【今後の方針】

児童・生徒が高齢者や障害者等について理解を深められるよう、学校等との調整を図りながら、継続して実施していきます。

### (2) 地域介護ヘルパー養成研修事業（地域支援事業）

#### 【現状】

この事業は、茨城県が提唱している「茨城県地域介護ヘルパー養成研修」の一環で、在宅での介護や地域のボランティアを行うため、介護・福祉に関する講義やデイサービスセンター等での実習などの基礎的な研修を行っています。

(表 4-115) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 参加人数 (人) | 38       | 15       | 22       |

※平成 20 年度までは 3 級ヘルパー養成研修として実施。

#### 【今後の方針】

地域ボランティアの育成や介護者の負担の軽減等のため、継続して実施していきます。

#### 【見込量】

(表 4-116) 見込量

| 区 分      | 平成 24 度 | 平成 25 度 | 平成 26 度 |
|----------|---------|---------|---------|
| 参加人数 (人) | 40      | 40      | 40      |

### (3) 情報の提供

#### 【現状】

福祉に対する市民の理解を深めるために、各種サービスや福祉関連イベント、福祉ボランティアの募集等について、市報やホームページ、地域包括支援センター等を通じて情報提供を行っています。また、地域において「市政ふれあい講座」なども実施しています。

#### 【今後の方針】

各種サービスや福祉関連イベント、福祉ボランティアの募集など、引き続き市民に対して情報提供を行い、福祉活動への参加啓発に努めます。

## 基本方針4 認知症高齢者支援対策の推進

### 1 認知症に対する知識の普及・啓発の取組み

#### (1) 認知症サポーター養成講座

##### 【現状】

認知症の方やその家族が、安心してその人らしく地域で生活を続けていくためには、認知症への理解と地域の中の支えあいが必要です。

国においては認知症の方と家族への見守りと支援を行う認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

講座は、地域や職場単位で開催し、講師は、所定の研修を受講した地域包括支援センターや認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所職員などのキャラバンメイトが行っています。

(表 4-117) 実施状況

| サポーター養成講座<br>開催回数（回） | サポーター数（人） |
|----------------------|-----------|
| 24                   | 693       |

※平成19年2月から平成23年9月末までの累計

##### 【今後の方針】

地域住民の認知症に対する理解が深まるよう、継続して認知症サポーター養成講座の開催を支援しサポーターの養成に努めます。

#### (2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との連携

##### 【現状】

グループホーム（市内13事業所）では、ひらかれた施設づくりと認知症への理解を深めることを目的として、利用者及び家族、自治会、民生委員、地域包括支援センター職員等で構成する運営推進会議を設置し、入所者の地域の活動への参加や地域住民によるグループホームへのボランティア活動を推進しています。市では、当該会議の開催状況の報告を求め、適切なグループホームの運営と円滑に会議が行われるよう指導、支援しています。

(表 4-118) 実施状況

| 区 分     | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 開催回数（回） | 78     | 78     | 39     |

※平成23年9月末現在

##### 【今後の方針】

地域に密着した事業運営ができるよう、継続して運営推進会議の開催を促進します。

## 2 権利擁護の取組み

### (1) 成年後見制度利用支援事業（地域支援事業）

#### 【現状】

成年後見制度は認知症高齢者本人やその配偶者等が家庭裁判所に申し立てることにより、後見人・保佐人・補助人が選任され、財産管理や介護サービス契約等の法律行為の代理、日常生活における身上監護等を行います。

市では、申立てを行う親族がない場合、市長による申立てを行うとともに、平成22年度からは、認知症高齢者等が低所得である場合、本人が支払う後見人等への報酬の一部を助成し、制度の利用支援、促進を図っています。

(表 4-119) 実施状況

| 区 分           | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
| 市長申立て件数 (件)   | 0        | 1        | 2        | 1        |
| 後見人等報酬助成件数(件) | —        | —        | 1        | 0        |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

#### 【今後の方針】

認知症高齢者等の権利擁護のため、継続して、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援、促進に努めます。

#### 【見込量】

(表 4-120) 見込量

| 区 分           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 市長申立て件数 (件)   | 2        | 2        | 2        |
| 後見人等報酬助成件数(件) | 2        | 2        | 2        |

## (2) 日常生活自立支援事業

### 【現状】

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でないことにより、自己の判断で福祉サービス等を適切に利用することが困難な者に対し、自立した地域生活や充実した施設生活を送れるように、日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助を生活支援員が行う事業です。実施主体は、社会福祉協議会です。

(表 4-121) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数 (人) | —        | —        | 16       | 19       |

※ 平成 23 年 9 月末現在

### 【今後の方針】

社会福祉協議会との連携を図りながら、継続して事業の周知及び利用促進に努めます。

## (3) 成年後見支援センター（仮称）の設置

### 【今後の方針】

高齢化の進展と比例して認知症高齢者の増加が予想されています。

成年後見制度は、認知症高齢者等の判断能力が低下した方々に対し、後見人等が介護サービス契約などの法律行為や金銭管理などを代理し、日常生活における身上監護などを行うことで、認知症高齢者等の権利を護り、安心して生活が送れようとするものです。

本市では、認知症高齢者等への支援充実を図っていくため、成年後見制度の普及、啓発、相談や家庭裁判所への申立て支援などを行う成年後見支援センター（仮称）の設置を検討していきます。

### 3 家族の支援

#### (1) 位置探索機器貸出（地域支援事業）

##### 【現状】

徘徊行動のあるおおむね65歳以上の高齢者を在宅で介護している方を対象に、高齢者の行方が判らなくなったとき、所在位置が探索できる機器を貸与する事業です。

(表 4-122) 実施状況

| 区 分     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 6        | 7        | 12       | 11       |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

##### 【今後の方針】

徘徊行動のある高齢者の安全確保と家族の介護負担の軽減を図るため、事業の周知及び関係機関との連携に努め、利用の促進を図ります。

##### 【見込量】

(表 4-123) 見込量

| 区 分     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 13       | 15       | 17       |

## 基本方針5 生きがいつくりと社会参加の促進

### 1 生きがい活動の推進

#### (1) 老人福祉センター

##### 【現状】

老人福祉センターは、60歳以上の高齢者が入浴・休憩できるとともに、囲碁・将棋やカラオケ等の娯楽を楽しみ、各種の教室に参加して教養を高めるなど、生きがいつくりや社会参加の促進を図るための施設です。市内には、馬渡荘，大島荘，高場荘，みなと荘，金上荘，津田老人いこいの家の6か所の施設があります。

(表 4-124) 老人福祉センター利用状況

(単位：人)

| 施設名         |      | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------|------|--------|--------|--------|
| 馬渡荘         | 市内   | 16,996 | 16,538 | 15,109 |
|             | 市外   | 8      | 5      | 5      |
|             | 合計   | 17,004 | 16,543 | 15,024 |
|             | 1日平均 | 58     | 57     | 54     |
| 大島荘         | 市内   | 22,726 | 22,052 | 20,937 |
|             | 市外   | 55     | 34     | 43     |
|             | 合計   | 22,781 | 22,086 | 20,980 |
|             | 1日平均 | 77     | 75     | 75     |
| 高場荘         | 市内   | 16,340 | 16,537 | 15,450 |
|             | 市外   | 74     | 106    | 226    |
|             | 合計   | 16,414 | 16,643 | 15,676 |
|             | 1日平均 | 56     | 57     | 57     |
| みなと荘        | 市内   | 17,499 | 17,129 | 16,279 |
|             | 市外   | 5      | 2      | 5      |
|             | 合計   | 17,504 | 17,131 | 16,284 |
|             | 1日平均 | 60     | 59     | 59     |
| 金上荘         | 市内   | 9,978  | 8,022  | 7,371  |
|             | 市外   | 17     | 29     | 42     |
|             | 合計   | 9,995  | 8,051  | 7,413  |
|             | 1日平均 | 34     | 28     | 27     |
| 津田老人いこいの家   | 市内   | 8,753  | 8,977  | 7,594  |
|             | 市外   | 167    | 104    | 66     |
|             | 合計   | 8,920  | 9,081  | 7,660  |
|             | 1日平均 | 30     | 31     | 28     |
| 市内          |      | 92,292 | 89,255 | 82,640 |
| 市外          |      | 326    | 280    | 387    |
| 合計          |      | 92,618 | 89,535 | 83,037 |
| 1日平均(1館当たり) |      | 315    | 307    | 300    |

**【今後の方針】**

指定管理者制度の活用により、高齢者の生きがいがづくりや健康増進、教養を高めるための事業の充実による利用の促進に努め、効率的な運営を行います。



## (2) 高齢者クラブ

### 【現状】

60歳以上の希望者が高齢者クラブを組織し、スポーツ、ボランティア活動、研修・文化活動など通して、仲間との親睦や地域社会との交流を図るとともに、社会福祉活動、環境美化などを行っています。各クラブ単位での活動のほか、高齢者クラブ連合会でも活動しており、これらの活動に対し、補助金を交付し支援しています。

(表 4-125) 高齢者クラブの状況

| 区 分        | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 単位クラブ数 (人) | 72       | 72       | 74       | 73       |
| 会員数 (人)    | 3,882    | 3,895    | 4,009    | 3,975    |
| 加入率 (%)    | 9.7      | 9.5      | 9.2      | 8.9      |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

加入率は 60 歳以上人口比率

### 【今後の方針】

高齢者クラブの活動に対し、継続して支援していきます。

## (3) 高齢者ふれあいサロン

### 【現状】

高齢者の閉じこもり予防、生きがいの場の提供等を目的に、高齢者と地域住民が気軽に集い、高齢者相互及び多世代間の交流を深める活動を行う又は行おうとする団体の開設に要する経費や新規に取り組む事業に対し、補助金を交付し支援しています。

(表 4-126) 実施状況

| 区 分        | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 交付団体数 (団体) | 2        | 4        | 2        | 1        |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

高齢者サロンを実施する団体に対し、継続して支援していきます。

#### (4) ハーモニーセンター

##### 【現状】

市毛ハーモニーセンターは、県営もみじが丘アパートの住民及びその近隣住民に交流や活動の場を提供し、高齢者の生きがいをづくりを目的に各種講座を開催しています。

(表 4-127) 実施状況

| 区 分        | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|
| 講座実施回数 (回) | 83       | 83       | 83       | 83       |
| 受講者数 (人)   | 1,164    | 1,303    | 1,197    | —        |

※ 平成 23 年度は講座実施予定回数

##### 【今後の方針】

今後も、指定管理者制度の活用により、高齢者のニーズを踏まえた事業実施による利用の促進に努め、効率的な運営を行います。

#### (5) ワイワイふれあい館

##### 【現状】

地域住民の健康づくりや生きがいをづくり、高齢者や児童等との世代間のふれあい交流活動を提供する場として地域住民が運営するワイワイふれあい館を支援しています。

(表 4-128) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数 (人) | 8,279    | 8,751    | 8,879    | 4,495    |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

##### 【今後の方針】

高齢者が健康で生きがいをもって生活を送ることができるよう、地域における生きがいをづくりや社会参加を促進するため、継続して支援していきます。

#### (6) 総合老人保健センター「ひぬま荘」

##### 【現状】

「水戸地方広域市町村圏総合老人保健センターひぬま荘」は、昭和 49 年に設立され、高齢者の保養等の場として、また、高齢者相互の親睦や健康の増進を図るために利用されてきましたが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により施設が甚大な被害を受けたことにより、平成 23 年 9 月 30 日をもって閉館となりました。

## 2 敬老事業

### (1) 敬老会

#### 【現状】

多年にわたり社会に貢献してきた75歳以上の高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、高齢者福祉の増進を図るため、自治会等が敬老会を開催しており、その費用の一部を助成しています。

(表 4-129) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 対象人数 (人) | 12,664   | 13,293   | 13,922   | 14,487   |
| 金 額 (千円) | 37,992   | 39,879   | 41,766   | 43,461   |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

#### 【今後の方針】

自治会等の敬老会主催団体に対して、継続して支援を行います。

### (2) 敬老祝金

#### 【現状】

77歳に1万円、88歳に2万円、100歳に5万円の敬老祝金を支給しています。

(表 4-130) 実施状況

| 区 分         |       | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------------|-------|----------|----------|----------|----------|
| 対象人数<br>(人) | 77 歳  | 1,105    | 1,185    | 1,243    | 1,304    |
|             | 88 歳  | 399      | 412      | 415      | 481      |
|             | 100 歳 | 18       | 17       | 11       | 24       |
|             | 合計    | 1,522    | 1,614    | 1,669    | 1,809    |
| 金 額 (千円)    |       | 19,930   | 20,940   | 21,280   | 23,860   |

#### 【今後の方針】

引き続き、支給していきます。

### 3 社会参加の促進

#### (1) 高齢者の就労支援

##### 【現状】

高齢者の就労支援については、「生きがいのための就労」という視点にたって、社団法人ひたちなか市シルバー人材センターに対して運営費等の一部を補助し活動を支援しています。

##### 〔シルバー人材センター〕

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて設置されている団体で、その目的は、定年退職者等の高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動を始めとする様々な社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現、地域社会の福祉の向上及び活性化に貢献しようとするものです。

ひたちなか市シルバー人材センターでは、一般家庭の清掃や除草作業、大工仕事、塗装作業、襖・障子張り、民間企業や公共団体等の屋内外の作業や施設管理等を受託しています。独自事業としては、資源の再利用を目的とする「自転車再生事業」、小学生に学習の楽しさや面白さを教える「おさらい教室」、市内を巡回しての「刃物研ぎ事業」、高齢者や身体障害者、介護施設等で整髪が受けられない方々への「出張利用事業」のほか、「墓地清掃管理事業」、「きもの着付け訪問サービス」など、市民サービスの向上と社会貢献を目的とした事業を実施しています。

また、高齢社会に対応するため、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯を対象に、食事作りや清掃等の軽度生活援助、外出時の援助や話し相手等の介護予防支援、除草や季節用品の入れ替え等の軽易な住環境向上等のサービスを柱とする「高齢者生活援助サービス事業」を展開しています。

ボランティア活動としては、勝田駅東口・西口広場の樹木選定や清掃美化活動、阿字ヶ浦海岸や磯崎海岸の清掃活動に会員が一人丸となって毎年実施しています。

今後は、団塊の世代の入会促進により会員の増強を図り、就業拡大のための広報活動や就業開拓活動に積極的に取り組み、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、センターは高齢者の雇用・就業対策を推進する中核として役割を果たしていきます。

(表 4-131) 実施状況

| 区 分         | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 会 員 数 (人)   | 1,486    | 1,487    | 1,412    |
| 就 業 件 数 (件) | 6,294    | 6,106    | 6,138    |
| 契約金額 (千円)   | 698,866  | 613,139  | 605,992  |
| 就業実人員 (人)   | 1,115    | 1,072    | 1,052    |
| 就 業 率 (%)   | 75.0     | 72.1     | 74.5     |

##### 【今後の方針】

引き続き、シルバー人材センターの支援に努めます。

## 基本方針6 生活・居住環境の向上

### 1 高齢者に配慮したまちづくりの推進

#### (1) 公共公益施設の整備

##### 【現状】

まちづくりにおいて、国では「ハートビル法」や「交通バリアフリー法」によって、県では「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて、公共施設はもとより民間建築物においても、福祉的な配慮がなされつつあります。本市においても、住宅や公共的施設の段差解消、道路整備における視覚障害者誘導ブロックの設置及び交通安全施設の整備などを進めています。

##### 【今後の方針】

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

#### (2) 移動手段の確保

##### ①コミュニティバス（スマイルあおぞらバス）

##### 【現状】

高齢者をはじめとする交通弱者の日常生活を営むうえでの交通手段を確保するため、平成18年10月から2コースで運行を開始しました。

平成19年7月には5コースに拡大し、以降、経路や時刻の見直しを行いながら運行しています。

(表 4-132) 実施状況

| 区 分     | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度 |
|---------|---------|---------|---------|--------|
| 運行コース   | 5       | 5       | 5       | 5      |
| 利用者数(人) | 119,776 | 130,820 | 145,382 | 72,046 |
| 一日平均(人) | 334     | 364     | 405     | 394    |

※ 平成23年度は9月末現在

##### 【今後の方針】

今後も地域の実情に応じて、利便性の向上につながる運行経路や時刻の見直しなどを行い、継続して事業を実施します。

## ②福祉バス

### 【現状】

福祉増進のため、高齢者及び身体障害者等の福祉団体の事業実施に必要な場合に、福祉バスを運行しています。

(表 4-133) 実施状況

| バス  | 区分     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----|--------|----------|----------|----------|----------|
| 大 型 | 回数 (回) | 192      | 193      | 191      | 85       |
|     | 人数 (人) | 5,685    | 5,551    | 5,944    | 2,268    |
| 中 型 | 回数 (回) | 218      | 213      | 218      | 98       |
|     | 人数 (人) | 2,070    | 2,380    | 2,931    | 1,294    |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

引続き、福祉バスを運行します。

## ③福祉有償運送

### 【現状】

NPO法人等が、要介護高齢者や障害者等の単独での移動が困難な人(移動制約者)を対象に有償で行っている送迎サービスです。市は福祉有償運送等運営協議会を設置し、事業の必要性等の協議を行います。

(表 4-134) 実施状況

| 区 分      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 事業者 (団体) | 2        | 1        | 1        | 2        |

※ 平成 23 年度は 9 月末現在

### 【今後の方針】

福祉有償運送等運営協議会において事業内容等の協議を行い、適正な運営を確保します。

## 2 高齢者に向けた住宅整備の促進

### (1) サービス付き高齢者向け住宅

#### 【現状】

高齢者に向けた賃貸住宅については、「高齢者専用賃貸住宅」、「高齢者円滑入居賃貸住宅」など種類や制度自体が複雑で、介護が必要となった場合の退去を余儀なくされたり、介護事業者との連携が不十分であるなど多くの課題がありました。

平成23年10月施行の「高齢者の居住の確保に関する法律」の改正により、従来の「高齢者専用賃貸住宅」等のうち、規模や設備、一定のサービス基準等を満たした住宅を「サービス付き高齢者向け住宅」として一元化し、県知事はその登録や指導、監督を行うことになりました。

#### 【今後の方針】

高齢者が安心して暮らせる新たな住まいとして重要であると考えられることから、民間事業者による整備促進に努めます。

### (2) シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

#### 【現状】

シルバーハウジングは、バリアフリー化や手すりの設置、緊急通報システムなどの設備面だけでなく、安否確認や生活相談、疾病等の際の一時的な家事援助などを行う生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置されることで、高齢者が安心して生活できるように配慮されている住宅です。

県営もみじが丘アパートに29戸整備されており、市では生活援助員を配置し、入居者の生活支援等に当たっています。

#### 【今後の方針】

入居者が安心して生活が送れるよう継続して生活援助員を配置し、必要な支援に努めます。

### 3 安全な生活環境の確保

#### (1) 防火・防災対策

##### 【現状】

ひとり暮らし高齢者の実態把握や危機管理マニュアルを作成し、災害時の行動など日常の備えについて周知啓発を行うとともに、介護保険施設等においては、防火設備の点検や防災、避難訓練を実施しています。

また、市ではひとり暮らし高齢者など災害が起きた時に手助けを必要とする方（災害時要援護者）に対して、自治会・自主防災会・民生委員・近隣住民等が連携して支援をしていく災害時要援護者支援制度を行っています。

##### 【今後の方針】

引続き、防火・防災知識の普及啓発に努めるとともに、災害時要援護者支援制度の推進に努めます。

#### (2) 防犯対策

##### 【現状】

高齢者が住みなれた地域で安心して生活が出来るよう、自主防犯組織によるパトロールや市報、「治安ひたちなか」等により啓発活動を行っています。

##### 【今後の方針】

引続き、自主防犯組織によるパトロール活動、啓発活動の拡充に努めます。



### (3) 交通安全対策

#### 【現状】

市内における高齢者が係わる交通事故の件数は、平成18年から平成22年までの5年間では、ほぼ横ばいとなっています。しかし、高齢者の交通事故死者は増加し、全死者の約半数を占める状況となっています。

市では、地区別交通安全大会、ひとり暮らし高齢者などへの交通安全チラシ「お元気ですか」の発行(年4回)、配布及び高齢者クラブ、自治会での交通安全教室の開催など、高齢者の交通事故を未然に防ぐための交通安全教育に力をいれています。

(表 4-135) 実施状況

| 事業名              | 区分      | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------------------|---------|--------|--------|--------|
| 地区別交通安全大会        | 開催回数(回) | 9      | 9      | 9      |
| 交通安全チラシ発行        | 発行回数(回) | 4      | 4      | 4      |
| 高齢者クラブ・自治会交通安全教室 | 開催回数(回) | 9      | 18     | 29     |
|                  | 参加人数(人) | 641    | 583    | 1,302  |

#### 【今後の方針】

引き続き高齢者の安全確保のため、講習会や啓発活動などの充実を図ります。

### (4) 消費生活対策

#### 【現状】

消費生活センターでは、消費生活についての相談の実施や各種講座の開催、情報の提供を行い、市民の利益の擁護と増進を図っています。

高齢者の消費トラブルは多発しており、ひたちなか市消費生活センターにおける平成22年度の60歳以上の高齢者の相談件数は全体の約40%を占めています。

市においては、地域団体との連携を図りながら様々な機会を通して啓発講座を実施しています。

(表 4-136) 実施状況

| 区分          | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 出前講座実施回数(回) | 30     | 19     | 21     |

#### 【今後の方針】

引き続き、地域と連携を図りながら高齢者の消費トラブル防止に努めます。

# 参考資料・データ

## 1 ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議設置要綱

制 定：平成 8 年 告示第 20 号

最終改正：平成 22 年告示第 39 号

(設置)

第 1 条 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な実施に資するため、ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の事務を所掌し、市長に対して必要な事項を報告するものとする。

- (1) ひたちなか市高齢者福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）及びひたちなか市介護保険事業計画（以下「介護保険計画」という。）の年次別整備計画の検討
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険計画の実施状況の検討
- (3) 高齢者福祉計画及び介護保険計画の計画推進の課題の検討
- (4) 高齢者福祉計画及び介護保険計画方策の検討等
- (5) 高齢者福祉計画及び介護保険計画の見直し
- (6) 地域包括支援センターの設置及び運営等の検討
- (7) 地域密着型サービスの運営等の検討

(委員)

第 3 条 推進会議の委員は、別表に掲げる職にある者を市長が委嘱し、又は任命する。

(議長)

第 4 条 推進会議に議長を置き、各委員の互選とする。

- 2 議長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、議長が招集し、これを主催する。

- 2 会議には、議長が推進会議の運営に必要と判断する場合、委員以外の者を出席させることができる。

(地域包括支援センター運営部会)

第 7 条 地域包括支援センターの適正な設置及び運営を確保するため、推進会議に付属して地域包括支援センター運営部会（以下「センター部会」という。）を設置する。

- 2 センター部会の構成員は、委員の中から選出し、10 人以内とする。
- 3 センター部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの職員の確保等に関すること。
- (4) 地域における介護保険以外のサービスとの連携体制の構築等に関すること。
- (5) その他センター部会が必要と認める事項に関すること。

(地域密着型サービス運営部会)

第 8 条 地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、推進会議に付属して地域密着型サービス

運営部会（以下「サービス部会」という。）を設置する。

2 サービス部会の構成員は、委員の中から選出し、10人以内とする。

3 サービス部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域密着型サービス費の額に関すること。

(2) 地域密着型サービスの指定に関すること。

(3) 地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに事業の設備及び運営に関する基準に関すること。

(4) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関すること。

(5) その他サービス部会が必要と認める事項に関すること。

（事務局）

第9条 会議の事務局を福祉事務所高齢福祉課に置く。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 2 ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議委員名簿

任期：平成20年4月1日～平成23年3月31日

平成23年12月7日～平成26年3月31日

| No. | 氏名             | 関係機関名                   | 備考                     |
|-----|----------------|-------------------------|------------------------|
| 1   | 小林 克巳<br>(議長)  | ひたちなか市医師会               | 再任                     |
| 2   | 色川 恒彦          | ひたちなか市歯科医師会             | 再任                     |
| 3   | 乾 守男           | ひたちなか薬剤師会               | 再任                     |
| 4   | 礮崎 浩憲          | 介護老人福祉施設代表              | H20. 4. 1～H22. 3. 31   |
|     | 伊藤 浩一          |                         | H22. 4. 1～             |
| 5   | 井上 宏司          | 介護老人保健施設代表              | 再任                     |
| 6   | 松村 直道          | 常磐大学教授 (学識経験者)          | 再任                     |
| 7   | 橋本 重雄<br>(副議長) | ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会     | H20. 4. 1～H22. 11. 30  |
|     | 神保 忠正<br>(副議長) |                         | H22. 12. 1～            |
| 8   | 橋野 文二          | ひたちなか市高齢者クラブ連合会         | 再任                     |
| 9   | 飯田 不二次         | ひたちなか市自治会連合会            | H20. 4. 1～H21. 5. 11   |
|     | 三ツ石 喜郎         |                         | H21. 5. 12～            |
| 10  | 新井 佳代子         | ひたちなか市保健推進員連絡協議会        | H20. 4. 1～H22. 5. 13   |
|     | 藤咲 スエ子         |                         | H22. 5. 14～            |
| 11  | 菊池 大三          | ひたちなか市社会福祉協議会           | H20. 4. 1～H23. 3. 31   |
|     | 谷口 かよ子         |                         | H23. 12. 7～            |
| 12  | 安 壽文           | ひたちなか市シルバー人材センター        | 再任                     |
| 13  | 星 健三           | 日本労働組合総連合会茨城連合会常陸野地域協議会 | H20. 4. 1～H20. 8. 25   |
|     | 和田 浩美          |                         | H20. 8. 25～H21. 11. 25 |
|     | 打越 秋一          |                         | H21. 11. 26～           |
| 14  | 根本 美貴          | ひたちなか介護支援専門員協会          | 再任                     |

### 3 策定の経過

| 年 月 日                                       | 内 容   |
|---|---|
| 平成 23 年 2 月 16 日<br>場所：ヘルスケアセンタ<br>ー3 階会議室  | 平成 22 年度第 1 回 ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議<br>(1) 第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）の策定スケジュール(案)について<br>(2) 第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）に係るアンケート調査（日常生活圏域ニーズ調査）について<br>(3) その他 |
| 平成 23 年 9 月 11 日<br>～平成 23 年 9 月 30 日       | 日常生活ニーズ調査の実施<br>・調査対象者数 4,500 名<br>・有効回答者数 3,052 名  |
| 平成 23 年 12 月 7 日<br>場所：企業合同庁舎 2 階<br>大会議室   | 平成 23 年度第 1 回 ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議<br>(1) 日常生活ニーズ調査について<br>(2) 第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画素案について  |
| 平成 23 年 12 月 26 日<br>～平成 24 年 1 月 24 日      | パブリック・コメント実施  |
| 平成 24 年 2 月 15 日<br>場所：ヘルスケアセンタ<br>ー3 階視聴覚室 | 平成 23 年度第 2 回 ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議<br>(1) パブリック・コメントの結果について<br>(2) 第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画案について   |
| 平成 24 年 2 月 27 日<br>場所：企業合同庁舎 2 階<br>大会議室   | 3 月定例庁議<br>第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の庁議報告  |

## 4 市内の老人福祉施設等一覧

### (1) 老人福祉センター等

| 施設名称             | 設置主体   | 規模・構造等                        | 所在地・電話                 | 開設年月日       |
|------------------|--------|-------------------------------|------------------------|-------------|
| 老人福祉センター<br>馬渡荘  | ひたちなか市 | 鉄筋コンクリート造・平屋建<br>1,206.65㎡    | 馬渡 2187-2<br>272-9671  | 昭和46年5月1日   |
| 老人福祉センター<br>大島荘  | ひたちなか市 | 総合福祉センターに併設<br>774.00㎡        | 西大島 3-16-1<br>272-3301 | 昭和61年10月25日 |
| 老人福祉センター<br>高場荘  | ひたちなか市 | 高場老人デイサービスセ<br>ンターに併設 607.18㎡ | 高場 594-2<br>285-8422   | 平成5年4月7日    |
| 老人福祉センター<br>みなと荘 | ひたちなか市 | 那珂湊総合福祉センター<br>に併設 365.00㎡    | 南神敷台 17-6<br>262-5128  | 平成7年11月1日   |
| 老人福祉センター<br>金上荘  | ひたちなか市 | 金上ふれあいセンターに<br>併設 764.60㎡     | 金上 562-1<br>354-4163   | 平成12年3月1日   |
| 津田老人いこいの<br>家    | ひたちなか市 | 木造（一部鉄骨）・平屋建<br>302.94㎡       | 津田 2731-2<br>275-8818  | 平成9年9月3日    |

### (2) 総合福祉センター等

| 施設名称            | 設置主体   | 規模・構造等                     | 所在地・電話                 | 開設年月日       |
|-----------------|--------|----------------------------|------------------------|-------------|
| 総合福祉センター        | ひたちなか市 | 鉄筋コンクリート造・3階建<br>4,555.10㎡ | 西大島 3-16-1<br>274-3241 | 昭和61年10月25日 |
| 那珂湊総合福祉セ<br>ンター | ひたちなか市 | 鉄筋コンクリート造・2階建<br>4,163.60㎡ | 南神敷台 17-6<br>262-5775  | 平成7年11月1日   |
| 金上ふれあいセン<br>ター  | ひたちなか市 | 鉄筋コンクリート造・2階建<br>2,275.10㎡ | 金上 562-1<br>354-4170   | 平成12年3月2日   |
| 市毛ハーモニーセ<br>ンター | ひたちなか市 | 鉄筋コンクリート造・平屋建<br>510.00㎡   | 市毛 847-56<br>275-2943  | 平成6年1月4日    |

### (3) 地域包括支援センター

| 施設名称               | 設置主体   | 所在地・電話                  | 開設年月日     |
|--------------------|--------|-------------------------|-----------|
| ひたちなか市西部地域包括支援センター | (福)北養会 | 津田 2093-1<br>276-0655   | 平成19年4月1日 |
| ひたちなか市南部地域包括支援センター | (福)社協  | 金上 562-1<br>354-5221    | 平成19年4月1日 |
| ひたちなか市東部地域包括支援センター | (福)克仁会 | 烏ヶ台 11835-2<br>264-1501 | 平成22年4月1日 |

### (4) 在宅介護支援センター

| 施設名称                      | 設置主体     | 型式  | 所在地・電話                 | 開設年月日       |
|---------------------------|----------|-----|------------------------|-------------|
| 在宅介護支援センター<br>サンフラワーひたちなか | (福)孝友会   | 地域型 | 長砂 633-1<br>285-9288   | 平成11年10月1日  |
| 在宅介護支援センター<br>いくり苑        | (福)新世会   | 地域型 | 磯崎町 4555-1<br>264-2880 | 平成13年10月15日 |
| 在宅介護支援センター<br>たびこ         | (医)いばらき会 | 地域型 | 田彦 1390-7<br>275-7311  | 平成14年10月1日  |
| 在宅介護支援センター<br>はまぎくの里      | (福)桂雄会   | 地域型 | 中根 952-1<br>273-4165   | 平成15年11月1日  |
| 在宅介護支援センター<br>さわの森        | (福)森田記念会 | 地域型 | 高野 2448<br>354-3711    | 平成18年9月1日   |

### (5) 養護老人ホーム

| 施設名称    | 設置主体   | 規模・構造等                      | 定員  | 所在地・電話                 | 開設年月日                                       |
|---------|--------|-----------------------------|-----|------------------------|---|
| 北勝園みなと館 | (福)北養会 | 鉄筋コンクリート造・2階<br>建 1,515.83㎡ | 60名 | 新堤 10791-2<br>262-3042 | 昭和33年8月1日<br>(開設)<br>平成20年4月1日<br>(市から民間譲渡) |

## 5 日常生活圏域ニーズ調査書

市民の皆様へ

平成 23 年 9 月

ひたちなか市

このたびの東日本大震災において被災された皆様に対しまして、心より  
お見舞い申し上げます。

また、日頃から高齢者福祉・介護保険事業にご理解・ご協力を賜り厚く  
御礼申し上げます。

さて、本市では「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」を  
目指し、「ひたちなか市高齢者福祉・介護保険事業計画（しあわせプラン 21）」  
に基づいて高齢者の福祉や介護保険事業を推進しております。

このたび、「第 5 期計画ひたちなか市高齢者福祉・介護保険事業計画（平成  
24 年度から平成 26 年度まで）」の策定の参考資料として活用させていただく  
ため、65 歳以上の方（無作為に抽出した 4,500 名）を対象に調査を実施する  
ことといたしました。つきましては、下記の「回答にあたってのお願い」を  
ご一読のうえ、調査票にご回答をお願いいたします。

なお、皆様よりいただいたご回答は統計的に処理し、個人のお名前や回答が  
わかることはありませんので、調査の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くだ  
さいますよう重ねてお願いいたします。

### 《回答にあたってのお願い》

- 1 各設問をお読みいただき、当てはまる番号に○をつけてください。（この調査票  
に直接記入してください。）なお、設問によって「ひとつに○」、「該当するもの  
すべてに○」など、○をつける数が異なりますのでご注意ください。
- 2 この調査票は、ご本人にお答えいただきますが、ご本人による記入が難しい場合は、  
ご家族等にお手伝いいただくか、本人のご意見を聞いたうえでご記入ください。
- 3 ご回答いただきました調査票は、9 月 30 日（金）までに同封の返信用封筒にて  
返送してください。（切手は不要です。）

この調査に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

ひたちなか市福祉部福祉事務所高齢福祉課  
電話：029-273-0111 内1133

## 調査票のご記入の前に、次の質問についてお答えください

**問1** この調査票を記入される方はどなたですか。○をつけてください。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 1. あて名のご本人      | 2. 配偶者      |
| 3. 息子・娘         | 4. 息子・娘の配偶者 |
| 5. ヘルパー・ケアマネジャー | 6. その他 ( )  |

**注：**高齢者本人のお答えを代筆により記入される場合は、「1. あて名のご本人」に○をつけてください。

**問2** あなたのことについて（封筒の宛名の方）お聞きします。

|                     |   |  |
|---------------------|---|--|
| <b>問2-1 年齢</b>      | 1. 65～69歳                      2. 70～74歳<br>3. 75～79歳                      4. 80～84歳<br>5. 85歳以上  |  |
| <b>問2-2 性別</b>      | 1. 男                                      2. 女  |  |
| <b>問2-3 お住まいの地域</b> | 1. 勝田第一中学校区域          2. 勝田第二中学校区域<br>3. 勝田第三中学校区域          4. 佐野中学校区域<br>5. 大島中学校区域                  6. 田彦中学校区域<br>7. 那珂湊中学校区域              8. 平磯中・阿字ヶ浦中学校区域<br>9. わからない（町名等：                  ） |  |

質問の該当する答えの番号に○をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

### 設問1

### あなたのご家族や生活状況について

**問1** 家族構成をお教えてください（○は1つ）

1. ひとり暮らし
2. 家族等と同居（二世帯住宅を含む） → 【 「2」を選択した方にお聞きします 】
3. その他（施設入所など）

**問1-1** ご自分を含めて何人で暮らしていますか

人

**問1-2** 同居されている方はどなたですか

- |             |         |
|-------------|---------|
| 1. 配偶者      | 2. 息子・娘 |
| 3. 息子・娘の配偶者 | 4. 孫    |
| 5. 兄弟・姉妹    | 6. その他  |

**問1-3** 日中1人になることがありますか

1. よくある      2. たまにある      3. ない



**問2 あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか**

- 1. 介護・介助は必要ない
- 2. 現在、何らかの介護・介助を受けている

(要介護認定等を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)

▶ **【「2」を選択した方にお聞きします】**

**問2-1 主にどなたの介護・介助を受けていますか (○は1つ)**

- 1. 配偶者 (夫・妻)
- 2. 息子
- 3. 娘
- 4. 子の配偶者
- 5. 孫
- 6. 兄弟・姉妹
- 7. その他 ( )
- 8. 介護保険居宅サービス事業者 (ホームヘルパーなど)
- 9. 介護保険施設職員

**問2-2 主に介護・介助している家族の方の年齢は、次のどれですか**

- 1. 44歳未満
- 2. 44～54歳
- 3. 55～64歳
- 4. 65～74歳
- 5. 75～84歳
- 6. 85歳以上

- 3. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない

▶ **【「3」を選択した方にお聞きします】**

- 理由:**
- 1. 経済的理由
  - 2. 人との関わりが煩わしい
  - 3. 介護保険制度や手続きがよく分からない
  - 4. その他 ( )

**【問2で「2」または「3」を選択した方にお聞きします】**

**問3 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか (該当する番号すべてに○をつけてください)**

- 1. 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)
- 2. 心臓病
- 3. がん (悪性新生物)
- 4. 呼吸器の病気 (肺気腫・肺炎等)
- 5. 関節の病気 (リウマチ等)
- 6. 認知症 (アルツハイマー病等)
- 7. パーキンソン病
- 8. 糖尿病
- 9. 視覚・聴覚障がい
- 10. 骨折・転倒
- 11. 脊椎損傷
- 12. 高齢による衰弱
- 13. その他 ( )
- 14. 不明

**問4 年金の種類は次のどれですか (該当する番号すべてに○をつけてください)**

- 1. 国民年金
- 2. 厚生年金
- 3. 企業年金
- 4. 共済年金
- 5. 年金なし
- 6. その他 ( )

**問5 現在、仕事をして収入を得ていますか (○は1つ)**

- 1. はい
- 2. いいえ

**問6 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか (○は1つ)**

- 1. ゆとりがある
- 2. ややゆとりがある
- 3. どちらともいえない
- 4. やや苦しい
- 5. 苦しい

**問7 お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか**

- 1. 一戸建て
- 2. 集合住宅

**問8 お住まいは、次のどれにあたりますか (○は1つ)**

- 1. 持家
- 2. 民間賃貸住宅 (アパート、借家など)
- 3. 公営賃貸住宅 (県営、市営など)
- 4. その他

問9 お住まい（主に生活する部屋）は2階以上にありますか

1. はい → お住まいにエレベーターは設置されていますか → 1. はい 2. いいえ  
2. いいえ

## 設問 2

## 運動・閉じこもりについて

問1 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか 1. はい 2. いいえ

問2 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 1. はい 2. いいえ

問3 15分間位続けて歩いていますか 1. はい 2. いいえ

問4 5m以上歩けますか 1. はい 2. いいえ

問5 週に1回以上は外出していますか 1. はい 2. いいえ

問6 昨年と比べて外出の回数が減っていますか 1. はい 2. いいえ

問7 外出を控えていますか

1. はい → 外出を控えている理由は、次のどれですか（該当する番号すべてに○をつけてください）

2. いいえ

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1. 病気             | 2. 障がい（脳卒中の後遺症など） |
| 3. 足腰などの痛み        | 4. トイレの心配（失禁など）   |
| 5. 耳の障害（聞こえの問題など） | 6. 目の障がい          |
| 7. 外での楽しみがない      | 8. 経済的に出られない      |
| 9. その他（ ）         |                   |

問8 買物、散歩などで外出する頻度はどのくらいですか（○はそれぞれ1つ）

A) 買物… 1. ほぼ毎日 2. 週4～5日 3. 週2～3日 4. 週1日 5. 週1日未満  
6. 外出しない

B) 散歩や趣味活動… 1. ほぼ毎日 2. 週4～5日 3. 週2～3日 4. 週1日 5. 週1日未満  
6. 外出しない

C) 仕事やボランティア活動… 1. ほぼ毎日 2. 週4～5日 3. 週2～3日 4. 週1日  
5. 週1日未満 6. 外出しない

問9 外出する際の移動手段は何ですか（該当する番号すべてに○をつけてください）

- |                  |          |                  |               |
|------------------|----------|------------------|---------------|
| 1. 徒歩            | 2. 自転車   | 3. バイク           | 4. 自動車（自分で運転） |
| 5. 自動車（人に乗せてもらう） | 6. 電車    | 7. 路線バス・コミュニティバス |               |
| 8. 病院や施設のバス      | 9. 車いす   | 10. 電動車いす（カート）   |               |
| 11. 歩行器・シルバーカー   | 12. タクシー |                  |               |
| 13. その他（ ）       |          |                  |               |

## 設問 3

## 転倒予防について

問1 この一年間に転んだことはありますか 1. はい 2. いいえ

問2 転倒に対する不安は大きいですか 1. はい 2. いいえ

|    |                          |       |        |
|----|--------------------------|-------|--------|
| 問3 | 背中が丸くなってきましたか            | 1. はい | 2. いいえ |
| 問4 | 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか | 1. はい | 2. いいえ |
| 問5 | 杖を使っていますか                | 1. はい | 2. いいえ |

|            |  |                     |                   |
|------------|--|---------------------|-------------------|
| <b>設問4</b> | <b>口腔・栄養について</b>   |                     |                   |
| 問1         | 6か月間で2～3kg以上の体重の減少がありましたか  | 1. はい               | 2. いいえ            |
| 問2         | 身長 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> cm      体重 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> kg |                     |                   |
| 問3         | 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか  | 1. はい               | 2. いいえ            |
| 問4         | お茶や汁物等でむせることがありますか   | 1. はい               | 2. いいえ            |
| 問5         | 口の渇きが気になりますか   | 1. はい               | 2. いいえ            |
| 問6         | 歯みがき（人にやってもらう場合も含む）を毎日していますか   | 1. はい               | 2. いいえ            |
| 問7         | 定期的に歯科受診（健診を含む）をしていますか   | 1. はい               | 2. いいえ            |
| 問8         | 入れ歯を使用していますか   |                     |                   |
|            | 1. <u>はい</u> →   | ア) かみ合わせは良いですか      | 1. はい      2. いいえ |
|            | 2. いいえ   | イ) 毎日入れ歯の手入れをしていますか | 1. はい      2. いいえ |

|            |                                   |       |        |
|------------|-----------------------------------|-------|--------|
| <b>設問5</b> | <b>記憶や判断力について</b>                 |       |        |
| 問1         | 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われるか | 1. はい | 2. いいえ |
| 問2         | 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか       | 1. はい | 2. いいえ |
| 問3         | 今日が何月何日かわからない時がありますか              | 1. はい | 2. いいえ |
| 問4         | 5分前のことが思い出せますか                    | 1. はい | 2. いいえ |
| 問5         | その日の活動（食事をする、衣服を選ぶなど）を自分で判断できますか  |       |        |
|            | 1. 困難なくできる                        |       |        |
|            | 2. いくらか困難であるが、できる                 |       |        |
|            | 3. 判断するとき、他人からの合図や見守りが必要          |       |        |
|            | 4. ほとんど判断できない                     |       |        |

**問6 人に自分の考えをうまく伝えられますか**

1. 伝えられる
2. いくらか困難であるが、伝えられる
3. あまり伝えられない
4. ほとんど伝えられない

**設問6****日常生活について****問1 バスや電車で一人で外出していますか（自家用車で外出も可）**

1. できるし、している
2. できるけれどしていない
3. できない

**問2 日用品の買物をしていますか**

1. できるし、している
2. できるけれどしていない
3. できない

**問3 請求書の支払いをしていますか**

1. できるし、している
2. できるけれどしていない
3. できない

**問4 預貯金の出し入れをしていますか**

1. できるし、している
2. できるけれどしていない
3. できない

**問5 食事は自分で食べられますか**

1. できる
2. 一部介助（おかずを切ってもらうなど）があればできる
3. できない

**問6 寝床に入るとき、何らかの介助を受けますか**

1. 受けない
2. 一部介助があればできる
3. 全面的な介助が必要

**問7 座っていることができますか（畳、椅子どちらでも可）**

1. できる
2. 背もたれなどの支えが必要
3. できない

**問8 自分で洗面や歯磨きができますか**

1. できる
2. 一部介助があればできる
3. できない

**問9 自分でトイレができますか**

1. できる
2. 一部介助があればできる
3. できない

**問10 自分で入浴ができますか**

1. できる
2. 一部介助があればできる
3. できない

**問11 自分で着替えができますか**

1. できる
2. 一部介助があればできる
3. できない

**設問7****社会参加について****問1 年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか**

1. はい
2. いいえ

**問2 新聞を読んでいますか**

1. はい
2. いいえ

**問3 本や雑誌を読んでいますか**

1. はい
2. いいえ

**問4 健康についての新聞記事やテレビ番組等に関心がありますか**

1. はい
2. いいえ

**問5 友人の家を訪ねていますか**

1. はい
2. いいえ

**問6 家族や友人の相談にのっていますか**

1. はい
2. いいえ





## 6 用語解説

### あ行

#### 「アセスメント」

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

#### 「IADL」(Instrumental Activities of Daily Living)

手段的日常生活動作の意味で、電話の使い方、買物、家事、移動や外出、金銭管理など、高次な生活機能の水準を測定するもので、在宅生活の可能性を検討する場合、重要な指標になるとされている。

#### 「NPO」(Nonprofit Organization)

民間性、非営利性、組織性がある市民活動団体のこと。NPO法（特定非営利活動促進法）により、非営利活動を行う法人格を取得した団体をいう。

### か行

#### 「介護保険制度」

平成12年4月から始まった、介護を公的に支えるための保険制度のことで、65歳以上全員と、40歳から64歳までの医療保険加入者が対象になる。介護保険制度は介護や支援が必要になった場合（要介護・要支援状態）、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度であり、サービスを受けるには、要介護認定が必要。また、サービス費の1割は、利用者の負担（サービス利用料）になる。

#### 「居宅サービス」

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、住宅改修等のサービスのこと。

#### 「緊急通報システム」

70歳以上のひとり暮らしで、要介護の認定を受けている方または緊急性の疾病を持っている方で援護が必要な場合、ペンダント型無線発信機を含む端末機により、緊急時に消防本部に通報できる機器システムのこと。生活の安全確保を図ると同時に、孤独感、不安感の解消を図る。

#### 「介護支援専門員」(ケアマネジャー)

介護保険のサービス利用者などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考慮して、ケアプランを立て、適切な居宅または施設のサービスが利用できるように、市町村、サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行う者のこと。

#### 「ケアハウス」

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安があるが、家族による援助困難な人が対象の施設のこと。無料又は低額な料金で、日常生活上必要な便宜を供与する。

#### 「ケアプラン」(介護サービス計画)

要介護認定を受けた人に対し、ケアマネジャー等がそれぞれの心身の状態を考慮して、サービスの種類や内容等、どのような介護を受けるかを定める計画のこと。要支援者は地域包括支援センターの保健師等が、要介護者は居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、それぞれケアプランを作成する。

#### 「超高齢社会」

超高齢社会とは、全人口の中に占める65歳以上人口の割合が21%を超えた状態を言う。また、全人口の中に占める65歳以上の人口の割合が14%を超えた状態を高齢社会言う。

### 「高齢者虐待」

高齢者の心や身体に傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪う行為。身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・介護世話の放棄、放任がある。

### 「高齢者世話付住宅」(シルバーハウジング)

原則として、単身高齢者、高齢者世帯を入居対象者とし、一定のサービスを提供するため、30名に1名の生活援助員(LSA:ライフサポート・アドバイザー)が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、かつ、緊急通報システムが組み込まれた集合住宅のこと。

### 「コミュニティバス」

路線バス等が運行されていない地域に、市が支援して運行させる乗合バスのこと。

## さ行

### 「サービス付き高齢者向け住宅」

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム等について、入居者の保護と供給促進の観点から、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され創設された。床面積や提供されるサービスに登録基準等があり、登録・指導・監督は都道府県知事が行う。

### 「在宅介護支援センター」

在宅で高齢者を介護する人の介護に関する総合的な相談を受け、ニーズに合った保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町村、関係機関との連絡調整を行うセンターのこと。

### 「作業療法士」(Occupational Therapist:OT)

医師の指示のもとに身体または精神に障害のある人に対して手工芸やその他の作業で応用動作能力や社会適応能力の改善、回復を図る専門家のこと。

### 「施設サービス」

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の各サービスのこと。その他、介護保険外の施設サービスとして、養護老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどがある。

### 「小地域ネットワーク」

ひとり暮らし高齢者が安心して生活できるように、日々の見守りを中心に病気などの緊急時の対応、日常的な相談相手となる協力員を地域社会の中で組織すること。

### 「シルバー人材センター」

「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、市区町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人(社団法人)のこと。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的としている。

### 「成年後見制度」

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で、主として意思能力が十分でない方を対象としてその方の財産が本人の意思に即して保全活用され、また日常生活の場面において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活での援助をする制度のこと。

## た行

### 「地域ケアシステム」

在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、一人ひとりに最も適するように福祉・保険・医療サービスを組み合わせ提供する仕組みのこと。市役所・町村役場や市町村社会福祉協議会に設置された「ケアセンター」において、専門の職員(地域ケアコーディネーター)が、在宅のサービスについてのさまざまな相談に応じるとともに、必要なサービスを提供するために福祉・保健・医療機関との総合的な調整を行う。



### 「地域密着型サービス」

要介護者の住みなれた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内に、サービス提供の拠点が確保されるサービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護など6種類）のこと。

### 「地域支援事業」

被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業のこと。①介護予防事業②包括的支援事業③任意事業がある。

### 「地域包括支援センター」

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域支援事業のうち、包括的支援事業として①介護予防ケアマネジメント業務②総合相談支援業務③権利擁護業務④包括的・継続的マネジメント業務を一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されるセンターのこと。

### 「二次予防事業対象者」

要介護状態等となるおそれの高い生活機能の低下が認められる、65歳以上の者のこと。

## な行

### 「日常生活圏域」

住民が日常生活を営む地域として、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件等を総合的に勘案して設定し、それに基づいて均衡のとれた介護サービスなどが提供されるようにしていく。設定の例としては、コミュニティ地域、小中学校区域、旧行政単位などがある。

### 「認知症」

脳に何らかの原因で障害が起き、脳の機能が低下することで、日常生活がうまく行えなくなる脳の病気のこと。主な症状としては、記憶障害や見当識障害、判断力の低下などがある。

### 「認知症サポーター」

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する者のこと。厚生労働省では、認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しており、認知症アドバイザーが、認知症サポーターの養成講座を開講している。

## は行

### 「常陸太田・ひたちなか高齢者福祉圏域」

常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、常陸大宮市、大子町、東海村の4市1町1村により構成されている圏域のこと。「高齢者福祉圏域」は、老人福祉法第20条の9に基づき、福祉と保健・医療の連携を図りながら、高齢者の生活実態に応じた総合的サービスが提供できるよう、茨城県保健医療計画（第5次）の二次保健医療圏と一致するよう設定される。

### 「バリアフリー」

広義では健常者を含むすべての人々に対して、行動などに障壁がない状態を指すが、一般的には、高齢者や何らかの障害がある人が行動しやすいように、建造物や移動手段に関する障壁が取り除かれる状態を意味する。

### 「ホームヘルパー」

介護保険サービスの「訪問介護」を担う職種で、身体的・精神的に日常生活を送るのに支障のある高齢者や障害者に、その生活面でのサポートを行うために利用者の家庭に訪問し、サービスを提供する者のこと。

### 「ボランティア」

社会福祉において、無償性・善意性・自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕のこと。

## や行

### 「ユニバーサルデザイン」

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。すべての人のためのデザインという意味。

### 「要介護度」

要介護状態を介護の必要の程度に応じて定めた区分のこと。何らかの支援を要すが、状態の軽減等が期待できる「要支援1・2」と、部分的介護を要する状態から最重度の介護を要する状態まで、「要介護1」～「要介護5」の7区分になっている。

### 「要介護認定」

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法基準に従って市町村が行う認定のこと。認定によって介護保険の給付の量が決定するという点で、極めて重要な手続きであるため、公平かつ公正に実施されなければならない。

### 「養護老人ホーム」

65歳以上の高齢者であり、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が入所する施設のこと。「環境上の理由」とは、現在置かれている環境の下では、在宅において生活することが困難な場合を指し、「経済的理由」とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市民税の所得割を課されていない場合等を指す。

## ら行

### 「理学療法士」(Physical Therapist:PT)

病気や外傷などによって身体に障害が生じた人の基本的動作能力の回復を図るため、運動療法や物理療法などの治療を施すリハビリテーション医療の専門家のこと。

### 「老研式活動能力指標」

社会的な生活機能を測る指標で、東京都健康長寿医療センター（旧東京老人総合研究所）が作成したもの。

### 「老人いこいの家」

老人福祉センターより小規模であるが、60歳以上の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を供与する施設のこと。

### 「老人福祉センター」

地域の高齢者に対して、健康の増進、教育の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する施設のこと。老人福祉センターは、標準的機能を持つ老人福祉センター(A型)、保健関係部門の機能を強化し、健康づくりの活動の場として利用できる老人福祉センター(特A型)及び、老人福祉センター(A型)の機能を補完するための事業を行う、老人福祉センター(B型)の3種類がある。



